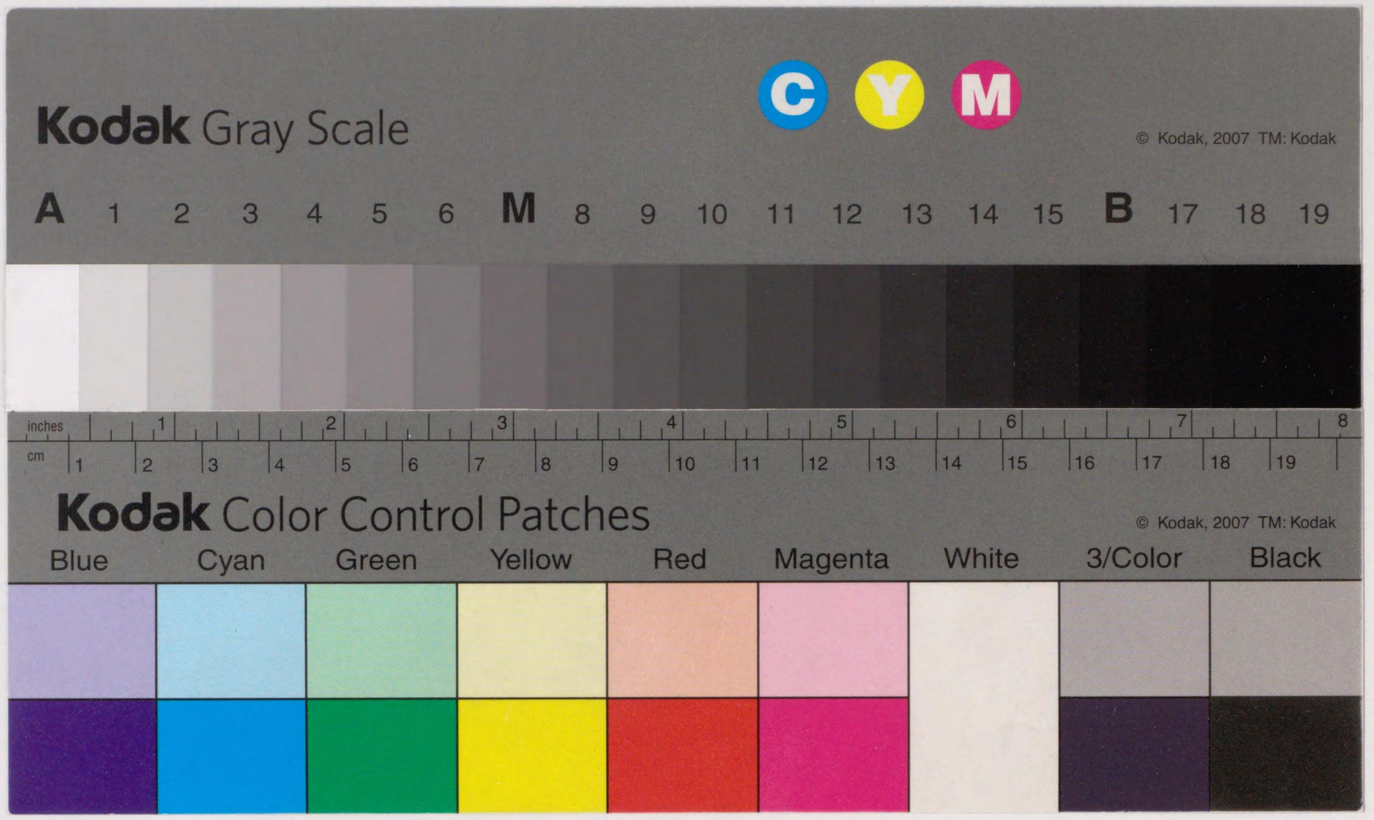

南朝忠臣碑文集

162
59

162-59
1200800103474

162-59

南朝忠臣碑文集

大正
11.11.28
内文

162-59

南朝忠臣碑文集

李之題

大正
11. 11. 28
内交

大德禪寺者宜
西本胡無雙之
禪苑安樓千衆
令祝萬年門事
相兼不許他人住

是偏挾之情爲全
法流体係宸轉
貽言、お龍華了
元弘三年、八月廿日
宗峯國師禪室

洛北紫野大德寺所藏

後醍醐天皇宸翰解說

國寶

文部省宗教局囑託　猪熊信男撰

後醍醐天皇の宸翰にして世に知られしもの、出雲の鰐淵寺、紀伊の高野山、又山城の曼殊院、東寺、鹿王院、三寶院等にありと雖も、其御書蹟の優越なる點に於ては、本書の右に出るものなかる可く、本書を拜瞻すれば堂々たる御筆勢に覺えず其御英主たるを感知し得可し、故に此宸翰をば大德寺に於て古來無比の法寶として尊重し、妄りに俗眼に觸れしめず、嘗て近衞家熙公本書の雄偉を讃嘆し、花園天皇の宸翰と共に親しく模寫して之を寄進し每年の開山忌にもそを揭げて本書を出さず、又秋季の曝涼にも堅く秘して出さゝりし故に、末寺の住僧及び一般の史家も、之れが原書を更に拜見したる事なかりしを、予の切なる請に任せ、大正卽位の大典に當り、始めて京都府主催の宸翰展拜會に出陳せられて、端なくも世を驚かしたるものなり、然るを頃者又之を寫眞に附して、天皇の御史蹟を中心とせる此碑文集に冠し奉り、又予に其解說を囑せらるゝに至らんとは、感激何物か之に如かん。

大德寺の開山妙超は、字を宗峯と云ひ播磨の人なり、大應國師の門に入りて深く省悟し、初め花園天皇の御歸依を得て大燈國師の號を賜ひ、後又後醍醐天皇の寵信を蒙り興禪大燈國師の號を得たり、本書は元弘三年六月五日、後醍醐天皇伯耆國より京師に還幸せられ其後間もなく夢寐忘れ給はざりし大燈國師に對し降し給ひし優詔にして天皇の寶算四十六の御時に當せり、若し夫れ大德寺の創立及開山の傳記に至つては、皆人の詳知する所なれば茲に贅せず。

自序

我邦建國以來、此に二千五百七十七年、烈聖相承け、皇統連綿として傳はり、忠臣、賢相、また少しとせず。宇內の廣き君長の多きも、然も、此の如きあらんや。況んや、國運、日に月に進み、皇威年と共に、張るに於てをや。

吾人、此の萬邦無比の國に生れ、皇恩の深厚なるに浴す。報効の念窃窕の間と雖、遺れざるものあり。常に、國史を讀み、以て國運の依て興る所以を考ふ。厥の南朝の史を覽るに至りては、數々卷を掩ふて長嘆するものあり。此の時や、陰雲悲風、天地に暗慘とし、鑾輅、幾度となく移動し、忠臣、烈士血を濺ぎ、肉を腐するもの多し。就中、大塔宮、楠木、新田、北畠、名和、兒島、菊池、諸公の如き、全家王事に殲し、累世國事に斃るゝもの、實に、精忠義烈の跡、千載の下、人をして感奮激勵せしむるものあり。而して、南風、終に競は

ず、恨を九泉に呑み、子孫、尚餘慶なきに臻る、思ふて此に至れば、則ち血涙幾たびか袖を沾し、禁ぜんとして能はず。維新以後、聖恩終に枯骨に及び、顯彰典祀の惠に遭ふ。果して、餘慶ありと謂ふべし。

不肖嵓雄、大楠公忠戰の地に住し、感愴、更に甚大なるものあり。曾て、之を記し、以て顯揚の微意に充てんとす。偶々、小野利敎氏に囑し、今や、其の稿の脫するに會し、南朝忠臣碑文集と題し、別に編纂を終れる赤穗義士碑文集と、併せて姉妹篇とし、忠芬義芳と稱す。因て、剖劂に附し、江湖に頒つことゝなせり。固、是れ好事の業にあらず、一片報効の赤誠、止みがたきに存す。覽者、希くは、幸に其の意の在る所を諒せられんことを、記して序とす。

大正六年九月

辻　嵓　雄　識

南朝忠臣碑文集目次

後醍醐天皇宸翰　國寶紫野大德寺藏　猪熊氏解說

碑文

大楠公湊川碑　德川光圀書……一
同　碑陰　朱之瑜撰文……一
楠公墳上梅樹碑　藤堂龍山誌……二
親心寺楠公首冢碑　篠崎小竹撰文……三
同　燈籠石銘　中井履軒書……四
新建楠公祠碑　小野正弘撰文……五
正四位下檢非違使兼河內守楠公碑文　村瀨栲亭撰文……六
四條畷表忠碑　稅所篤撰文……七
寶筐院欽忠碑　谷鐵臣撰文……八
吉野小楠公髻塚碑　森田節齋撰文……九
正行公埋髻墳　逸堂撰文……一〇
新建小楠公碑　吉田豐文撰文……一一
櫻井驛楠公父子訣別所碑　乃木希典書……一二
同　碑陰文　細川十洲撰文……一三
同　英文碑　ハーリー、エス、パークス撰書……一四
敦賀金崎城趾碑　龍手田安定撰文……一五
稱念寺新田公碑　木多恒久撰文……一六
燈明寺畷新田公戰沒記碑　松平康莊撰文……一七
嵯峨新田公首塚碑　谷鐵臣撰文……一八
矢口渡新田神君碑　服部南郭撰文……一九
攝州小山田高家碑　伊達千廣撰文……二〇
筑後將軍梅紀念碑　小松宮彰仁親王書……二一
同　碑陰文　渡邊村男撰文……二二
駿河佐野原神社碑　谷干城撰文……二三

筑前菊池寂阿公墓碑……二三
隈府菊池正觀公墓碑……二四
同　碑銘……二四
同　菊池武重朝臣墓碑……二五
同　十八外城碑……二六
伊豫星岡表忠碑　伏見宮貞愛親王書……二七
同　碑陰文　藤野正啓撰文……二七
同　脇屋義助公墓碑……二八
同　碑陰文　佐伯惟忠撰文……二九
同　大館氏明朝臣墓碑……三〇
同　碑陰文　大館氏晴撰文……三〇
同　殉死忠臣墓……三一
伯耆名和公碑……三三
同　碑陰文　森尙謙撰文……三三
名和公肖像記　森田節齋撰文……三四
阪越兒島高德公碑　赤松滄洲撰文……三五
同　碑陰記　同……三六
美作院庄碑……三七
同　清眼寺兒島高德遺跡碑　長尾勝明撰文　三八
同　告文　源慶倫誌……三九
吉野村上義光忠烈碑　內藤景文撰文……四〇
同　村上義隆碑　翠亭竺全撰文……四一
大和金剛寺自天王碑　東久世通禧撰文……四二
十津川折華冢碑　龜山節宇撰文……四三
同　護良親王御詠碑　千種有長書……四四
笠置行宮遺趾碑　小松宮彰仁親王書……四五
伯耆元弘帝着船處碑　正墻適處書……四五
大雲寺藤房卿髮塔　祖芳誌……四六
三雲里藤房卿遺跡碑　井上義信撰文……四七
伊勢結城宗廣碑　重野安繹撰文……四八
同　別碑……四九
河內河合寺碑　服部元喬撰文……五〇
白河感忠銘碑　廣瀨典撰文……五一
目黑畑時能碑　安積信撰文……五二
肥前阿蘇大宮司碑　阿蘇惟治撰文……五三
蒼官護國松神銘　天柱元眞撰文……五四
常陸忠孝龜鑑靈碑　和田勘憙撰文……五五

南朝忠臣始終史

南北朝の起原……五六
正中嘉曆の變……五七
楠木正成義兵を擧ぐ……五九
諸國に勤王の兵起る……六一
鎌倉幕府亡ぶ……六二
建武の亂……六四
忠孝護良親王……六五
尊氏終に反く……六七
賊軍西へ走る……六九
賊軍大擧して東上す……七〇
湊川の合戰……七二
義貞敗れて賊軍京に入る……七四
南朝と楠木正行……七五
楠木正行兵を擧ぐ……七七
四條畷の戰……七九
楠木正儀と南朝……八一
楠木氏の遺族と北朝……八三

南朝將士傳

楠木略系

楠木正成……八五
楠木正季……八五
楠木正行……八六
楠木正時……八六
楠木正儀……八六
楠木正勝……八六
楠木正元……八六
楠木正秀……八七
楠木光正……八七
楠木正家……八七
和田正遠……八七

大塚惟正……八七
橋本正員……八八
和田正朝……八八
和田正興……八八
和田正忠……八八
和田正武……八八
橋本正高……八九
楠木正平……八九
橋本正喬……八九

新田略系

新田義貞……九〇
脇屋義助……九一
新田義顯……九二
新田義興……九二
新田義宗……九二
脇屋義治……九三
大井田經隆……九三
大井田氏經……九三
江田行義……九四

大館氏明……九四
畑時能……九四
亘忠景……九四
篠塚重廣……九四

名和略系

名和長年……九六
名和義高……九六
參隅兼連……九六

北畠略系

北畠親房……九七
北畠顯家……九七
北畠顯信……九七
千種忠顯……九八
萬里小路藤房……九八
萬里小路季房……九九
藤原師賢……九九
洞院實世……九九
四條隆資……九九

法印良忠……一〇〇
宇都宮公綱……一〇〇
土居通增……一〇〇
得能通綱……一〇〇
阿蘇惟直……一〇一
藤原爲冬……一〇一

菊池略系

菊池武時……一〇一
菊池武重……一〇二
菊池武吉……一〇二
菊池武光……一〇三
菊池武敏……一〇三
村上義光……一〇三
村上義隆……一〇三
兒島範長……一〇四
兒島高德……一〇四
片岡八郎……一〇五
結城宗廣……一〇五

碑石建設梗概と所縁地

鳴呼碑と廣嚴寺　湊川碑　梅樹碑……一〇六
觀心寺と首塚……一〇七
新建楠公祠碑……一〇八
四條畷神社小楠公碑……一〇八
小楠公首塚と寶筐院……一〇八
吉野と髻塚……一〇九
新建小楠公碑……一〇九
櫻井驛訣兒所碑と乃木大將　英字碑……一〇九
金ヶ崎城址碑……一〇九
稱念寺新田公碑……一一〇
新田公戰沒地碑……一一〇
義貞公首冢碑……一一〇
矢口新田神君の碑……一一一
小山田高家碑……一一一
將軍梅碑……一一一
佐野原神社碑……一一二

菊池武時の碑……一一一
菊池武光の碑……一一一
菊池武重の碑……一一三
十八外城碑……一一三
星岡の碑……一一三
義助碑……一一三
大館氏明の墓……一一三
氏明一族の碑……一一三
名和長年碑　肖像記……一一三
坂越兒島高德碑……一一三
院庄碑　清眼寺碑　同告文……一一三
吉野忠烈の碑……一一四
村上義隆碑……一一四
自天王碑　考說……一一四
折華塚碑　殿兵衛と竹原八郎……一一五
護良親王御詠碑……一一六
笠置山行在趾……一一六
元弘帝着船處碑……一一六
大雲寺藤房卿髮塔……一一六
三雲里藤房卿遺跡碑……一一七
下野長光寺藤房卿墓……一一七
結城宗廣碑　別碑……一一七
河合寺碑……一一八
白河感忠銘碑……一一八
畑能能の碑……一一八
阿蘇大宮司の碑……一一八
北畠具行卿碑……一一八
護良親王碑……一一九
大古原古戰場碑……一一九
北畠顯家卿墓……一一九
藤原師賢卿墓……一一九
溫泉寺碑……一一九
尹良親王碑……一一九
靈山神社碑……一一九
那珂通辰碑……一一九
船上山の碑……一一九
勾當內侍の墓……一一九
御筐殿の墓……一一九
赤松氏範墓……一二〇
楠木正儀墓……一二〇
楠木正勝墓……一二〇
建水分神社……一二〇
大江時親の舊址……一二〇
吉野行宮址……一二〇
如意輪堂……一二一
水分村……一二一
赤坂城址……一二一
金剛山と千早城址……一二一
金剛寺……一二一
龍泉山城址……一二三
廿山古戰場……一二三
平尾古戰場……一二三
石川村……一二三
慈眼寺……一二三
平石城址……一二三
美久具留御玉神社……一二三
金剛輪寺址……一二三
壺井八幡宮……一二三
葛井寺……一二三
八尾城址……一二三
往生院……一二三
恩地城址と滿一の墓……一二三
飯盛山城址……一二三
神崎川……一二三
渡邊橋……一二四
四天王寺……一二四
住吉神社……一二四
瓜生野古戰場……一二四
和田城址……一二四
岸和田城址……一二四
土丸城址……一二四
久米田寺……一二四
八幡古戰場……一二五
般若寺……一二五
金峯山寺……一二五
吉水神社……一二五

賀名生行宮址……一二五
井伊ノ谷……一二五
福嚴寺……一二五
兒島範長墓……一二六
坂越妙見山……一二六
圓應寺……一二六
高仙寺城址……一二六
求女塚……一二六
忠孝龜鑑……一二六

南朝事蹟諸說

楠公決死說を辨ず　諸家楠公觀……一二七
楠公夫人考……一三七
櫻井訣兒考證……一四一
廣嚴寺に關する說……一四五
楠公書寫の法華經……一四六
楠木氏と楠氏……一四七
楠氏の旗……一四八
楠氏の家紋……一四八
正儀北降に關する說……一四九
兒島高德考……一五三
赤松氏に就て……一五五
楠正虎に就て……一五七
楠氏の子孫……一五九

南朝忠臣を吟詠せる詩歌

漢詩文　百三十餘首……一六二
和歌　二百五十餘首……一七二

南朝忠臣碑文

大楠公湊川碑

德川光圀書

同　碑陰

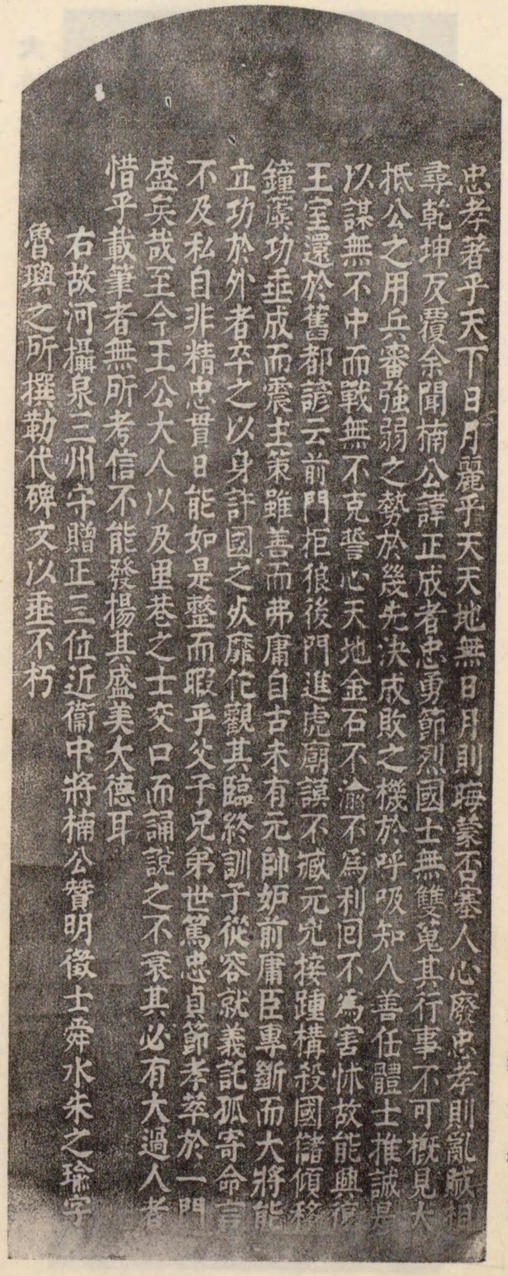

忠孝著乎天下日月麗乎天天地無日月則晦蒙否塞人心廢忠孝則亂賊相尋乾坤反覆余聞楠公諱正成者忠勇節烈國士無雙蒐其行事不可概見大抵公之用兵審強弱之勢於幾先決成敗之機於呼吸知人善任體士推誠見以謀無不中而戰無不克誓心天地金石不渝不爲利回不爲害怵故能興復王室還於舊都諺云前門拒狼後門進虎廟謨不臧元兇接踵構殺國儲傾移鐘簴功垂成而震主策雖善而弗庸自古未有元帥妒前庸臣專斷而大將能立功於外者卒之以身許國之死靡佗觀其臨終訓于從容就義託孤寄命言不及私自非精忠貫日能如是整而暇乎父子兄弟世篤忠貞節孝萃於一門盛矣哉至今王公大人以及里巷之士交口而誦說之不衰其必有大過人者惜乎載筆者無所考信不能發揚其盛美大德耳

右故河攝泉三州守贈正三位近衛中將楠公贊明徵士舜水朱之瑜字魯璵之所撰勒代碑文以垂不朽

朱舜水撰文

湊川碑陰贊（譯文）

忠孝天下に著はれ、日月天に麗く、天地日月無ければ、則ち晦蒙否塞し、人心忠孝を廢すれば則ち亂賊相尋いで、乾坤反覆す。余れ聞く、楠公、諱は正成といふ者、忠勇節烈、國士無双、其の行事を蒐るに、概見すべからず。大抵、公の兵を用ゆる、強弱の勢を幾先に審にし、成敗の機を呼吸に決す。人を知り、善く任じ、士を體して、誠を推す。是を以て、謀中らざるなく戰克たざるなし。心を天地に誓ひ、金石渝らず。利の爲に回らず、害の爲に怵れず。故に、能く王室を興復し、舊都に還す。諺に曰く、前門狼を拒ぎ、後門虎を進む。廟謨臧らず、元兇踵を接す。國儲を構殺し、鐘簴を傾移す、功成るに垂んとして、主を震はし、策、善と雖、庸られず、古より、未だ、元帥前に妒み、庸臣、斷を專らにし、而して、大將、能く功を外に立つるはあらず。之を卒るに、身を以て國に許し、死に之き、他靡し。其の終に臨み、子に訓へ、從容義に就き、孤を託し、命を寄せ、言、私に及ばざるを觀るに、精忠日を貫ぬくに非ざるよりは、能く、是の如く、整ふて暇あらんや。父子兄弟、世々忠貞に篤く、節孝一門に萃まる、盛なるかな、今に至り、王公、大人より、以て里巷の士に及ぶまで、口を交へて之を誦說し、衰へざるは、其れ、必ず、大に人に溫る者あらん、惜いかな、筆を載するもの、信を考ふる所無くして、其の盛美の大德を發揚する能はざるのみ。

右、故の河攝泉三州の守、贈正三位、近衛中將、楠公の贊、明の徵士舜水、朱之瑜、字魯璵撰する所、勒し碑文に代へて、以て不朽に垂る。

楠公墳上梅樹碑

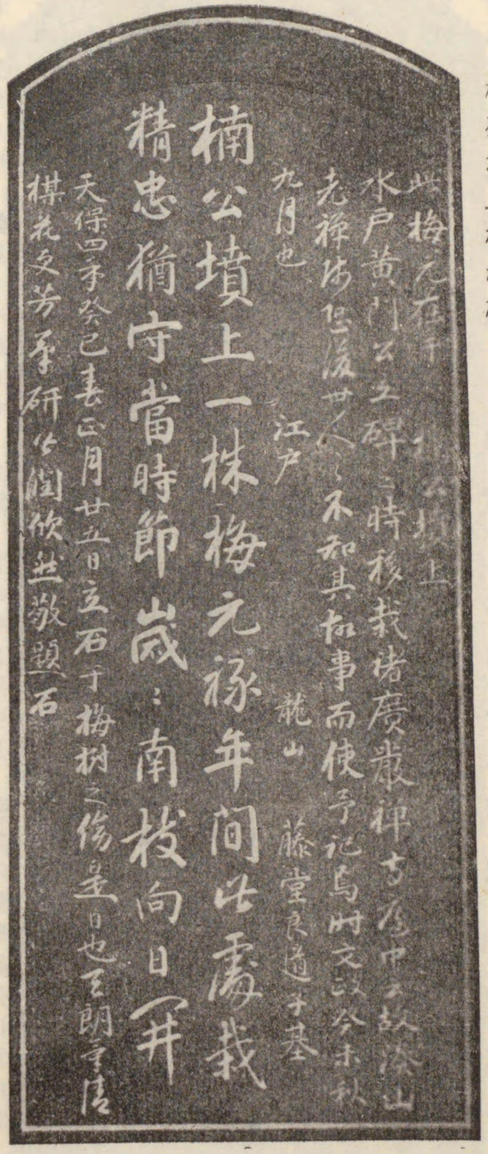

藤堂龍山誌

墳梅碑（譯文）

此の梅、元楠公墳上に在り。水戸黄門公、碑を立つるの時、諸を廣嚴禪寺庭中に移栽すと云ふ。故湊山老禪師、後世人の其の故事を知らざらんを恐れ、予をして記せしむ。時に文政癸未の秋九月なり。江戸龍山、藤堂良道子基

楠公墳上一株梅、元祿年間此ノ處ニ栽ウ、
精忠猶守當時節、歲々南枝向テ日ニ開ク、

天保四年癸巳春正月二十五日、石を梅樹の傍に立つ。是の日や、天朗にして氣清く、楳花更に芳し。筆研皆潤ふ。欣然、敬みて石に題す。

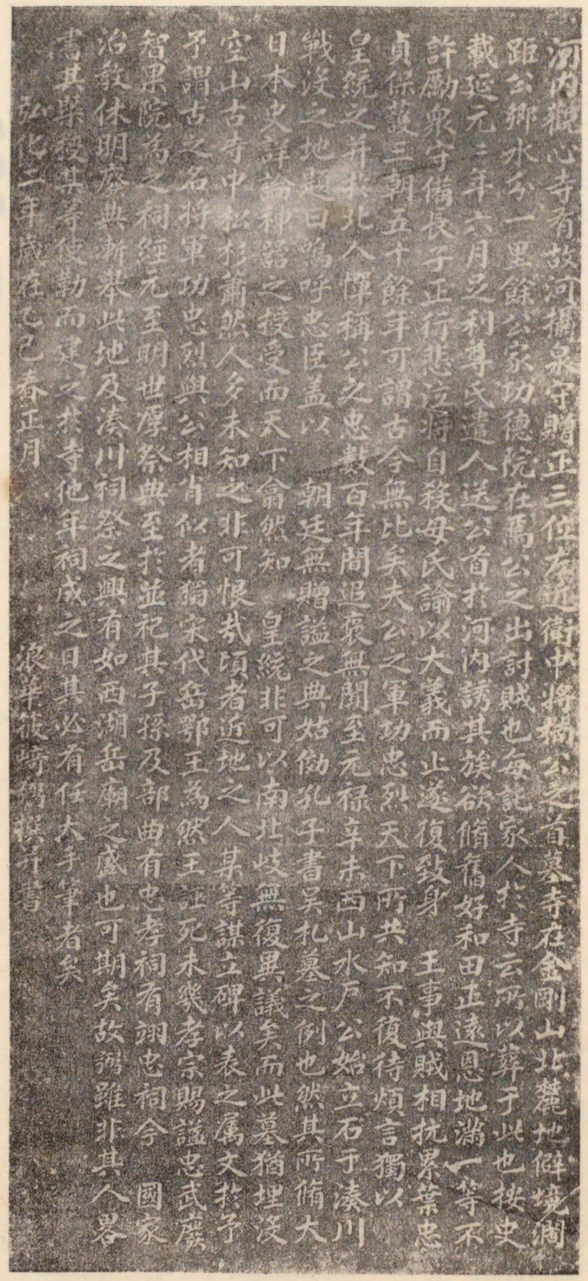

觀心寺楠公首冢碑

筱崎小竹撰文

楠公首冢碑（譯文）

河内觀心寺、故攝河泉の守、贈正三位、左近衛中將、楠公の首墓あり、寺は、金剛山の北麓に在り、地僻にして境濶し。公の郷、水分を距る一里餘、公家功德院の在るあり。公の出て、賊を討するや、毎に家人を寺に託すと云ふ。此に葬る所以なり。史載を按ずるに、延元二年六月足利尊氏、人を遣して、公の首を河内に送り、其の族を誘ひて、舊好を脩めんと欲す。和田正遠、恩地滿一等、許さず、衆を勵まして守備す。長子正行、悲泣して、將に自殺せんとす、母氏、諭すに大義を以てして止む。遂に、後、身を王事に致す、賊と相抗し、累葉の忠貞、三朝を保護すること五十餘年、古今無比と謂ふ可し。夫れ公の軍功忠烈、天下共に知る所、復言を煩はすを待たず。獨、皇統の北人に幷すを以て、公の忠を稱するを憚ること數百年間、追褒聞く無し。蓋し。朝廷贈諡の典なきを以て、姑らく、西山水戸公、始て、石を湊川戰役の地に立て、題して嗚呼忠臣と曰ふ。蓋し。朝廷贈諡の典なきを以て、姑らく、西山水戸公、始て、石を湊川戰役の地に立て、題して嗚呼忠臣と曰ふ。孔子、吳札の墓に書するの例に倣ふなり。然るに其の修むる所の大日本史、詳に神器の授受を論じ、天下翕然として知る。皇統の南北を以て岐つ可に非る、復異議なし。而して、此の墓、猶、空山古寺の中に埋沒し、松杉蕭然、人多く未だ之を知らず。恨むべきにあらずや。頃者、近地の人某等、碑を立て以て之を表せんことを謀り、文を予に囑す。予謂へらく古の名將、軍功忠烈、公と相肖似する者、獨、宋代岳鄂王、然りとなす。王、誣死して、未だ幾ばくならずして、孝宗、諡を忠武と賜ふ。廢智果院、之が祠なり元を經て、明に至り、世々、祭典を厚うす。其の子孫、及び部曲を並祀するに至り、忠孝祠あり、翊忠祠あり、今、國治り、教休明なり。廢典、漸く擧る。此の地、及び湊川祠祭の典、西湖岳廟の盛の如きあるや、また期すべし。故に、弼、其の人に非ずと雖、略〻其の概を書して、其の寺に授く。勒して、之を寺に建てしむ。他年、祠成るの日、其の必ずや、大手筆に任ずる者あらん。

弘化二年、歳は乙巳春正月に在り、

浪華　篠崎弼撰幷書

同　燈籠石銘

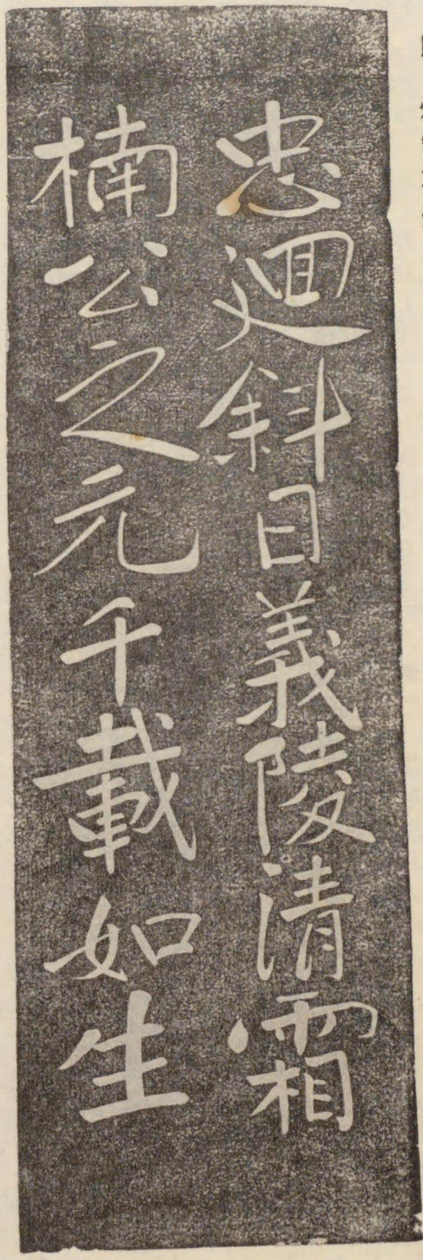

中井履軒書

楠公首塚燈籠銘（譯文）

忠は斜日を廻し、義は清霜を凌ぐ。楠公の元、千載生けるが如し。

新建楠公祠碑

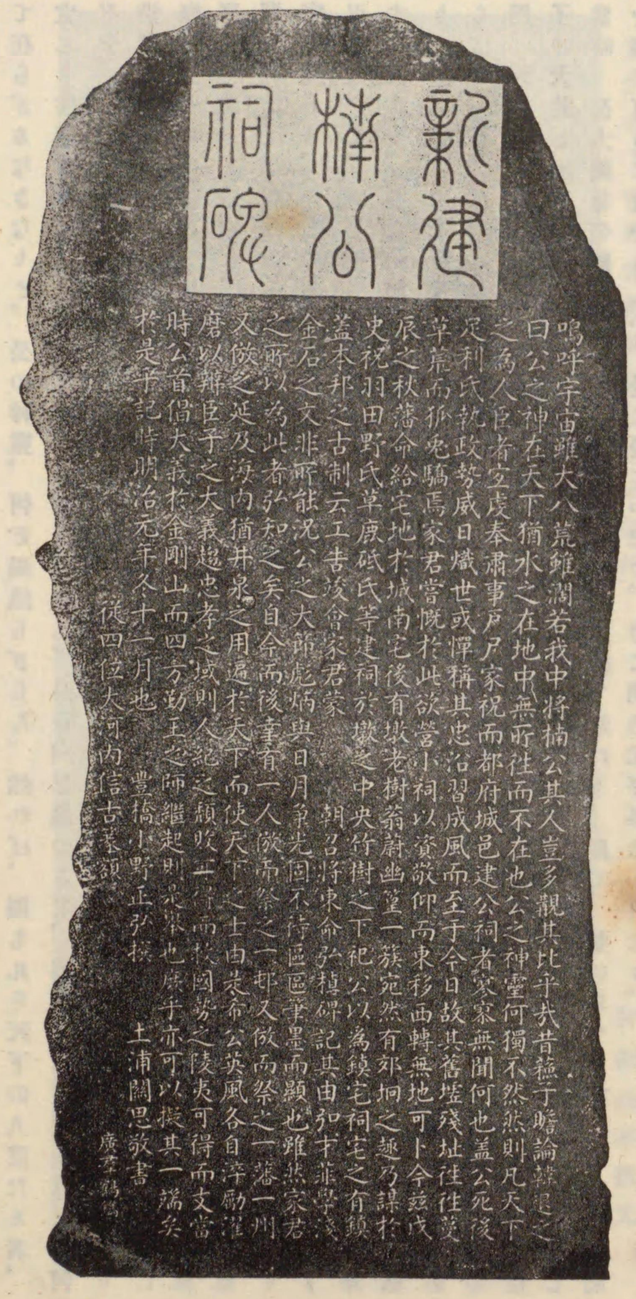

嗚呼宇宙雖大八荒雖濶若我中將楠公其人豈多覯其比乎哉昔蘇子瞻論韓退之曰公之神在天下猶水之在地中無所往而不在也公之神靈何獨不然然則凡天下之為人臣者宜虔奉肅事戸尸家祝而都府城邑建公祠者寥寥無聞何也蓋公死後足利氏執政勢威日熾世或憚稱其忠治習成風而至于今日故其舊墟殘址往往莫草荒而狐兎驕焉家君嘗慨於此欲營小祠以資敬仰而東移西轉無地可卜今茲戊辰之秋藩命給宅地於城南宅後有墩老樹翁蔚幽篁一簇宛然有郊坰之趣乃謀於史祝羽田野氏草鹿砥氏等建祠於墩之中央竹樹之下祀公以為鎮宅祠宅之有鎮蓋本邦之古制云工告竣會家君蒙　朝召將東命弘稹碑記其由知才菲學淺金石之文非所能況公之大節彪炳與日月爭光固不待區區筆墨而顯也雖然家君之所以為此者弘知之矣自今而後幸有一人倣而祭之一邨又倣而祭之一藩一州又倣之延及海内猶井泉之用遍於天下而使天下之士由是希公英風各自淬勵濯磨以辨臣子之大義趨忠孝之域則人紀之頹敗亦得而救國勢之陵夷可得而支當時公首倡大義於金剛山而四方勤王之師繼起則是舉也庶乎亦可以擬其一端矣於是乎記時明治元年冬十一月也　豐橋小野正弘撰　土浦關思敬書

從四位大河内信古篆額

廣羣鶴寫

小野正弘撰文

新建楠公祠碑（譯文）

嗚呼、宇宙大なりと雖、八荒濶しと雖、我中將楠公、其の人の若き、豈に多く其の比を覯んや昔、蘇子瞻、韓退之を論じて曰く、公の神天下に在る、猶水の地中に在るが如く、往く所として在らざるなきなりと。公の神靈、何ぞ獨然らざらん。然れば、則ち凡そ天下の人臣たる者、宜しく虔奉肅事、戸尸家祝すべし。都府、城邑、公の祠を建つる者、寥々として聞くなきは何ぞや。蓋し、公の死後、足利氏、政を執り、勢威日に熾なれば、世或は其の忠を稱するを憚り沿習風を成し、今日に至る、故に、其の舊墟、殘址、往々蔓草荒て狐兎驕る。家君、嘗て此に慨き、小祠を營み、以て敬仰に資せんとす。而して東移西轉、地卜す可きなし。今茲戊辰の秋藩命、宅地を城南に給ふ。宅後墩あり、老樹蓊蔚、幽篁一簇、宛然郊坰の趣あり。乃ち、史祝羽田野氏、草鹿砥氏等に謀り、祠を墩の中央、竹樹の下に建て、公を祀り、以て鎮宅祠と爲す宅の鎮ある、蓋し本邦の古制と云ふ。工竣を告ぐ。家君朝召を蒙り、將に東せんとするに會す弘に命じて、碑を植て其の由を記さしむ。弘、才菲にして學淺く、金石の文、能くする所に非ず。況んや、公の大節、彪炳、日月と光を爭ふ。固より、區々の筆墨を待たずして顯なり。然りと雖、家君の此を爲す所以のもの、弘之を知る。之より後、幸に一人の倣ふて、之を祭るあらば、一邨、又倣ふて之を祭り、一藩、一州、又之に倣ひ、延いて海内に及ぶこと、猶井泉の用、天下に遍きが如く、天下の士をして、是に由て、公が英風を希ひ、各自淬勵濯磨、以て臣子の大義を辨じ、忠孝の域に趨かば、則ち人紀の頽敗得て救ふ可く、國勢の陵夷得て支ふ可し當時、公大義を金剛山に首倡し、四方勤王の師繼で起れり。則ち、是の擧や、亦以て其の一端を擬す可きに庶からんか。是に於てか記す。時に明治元年冬十一月なり。

豐橋　小野正弘撰
土浦　關思敬書

從四位大河内信古篆額

正四位下檢非違使兼河内守楠公碑

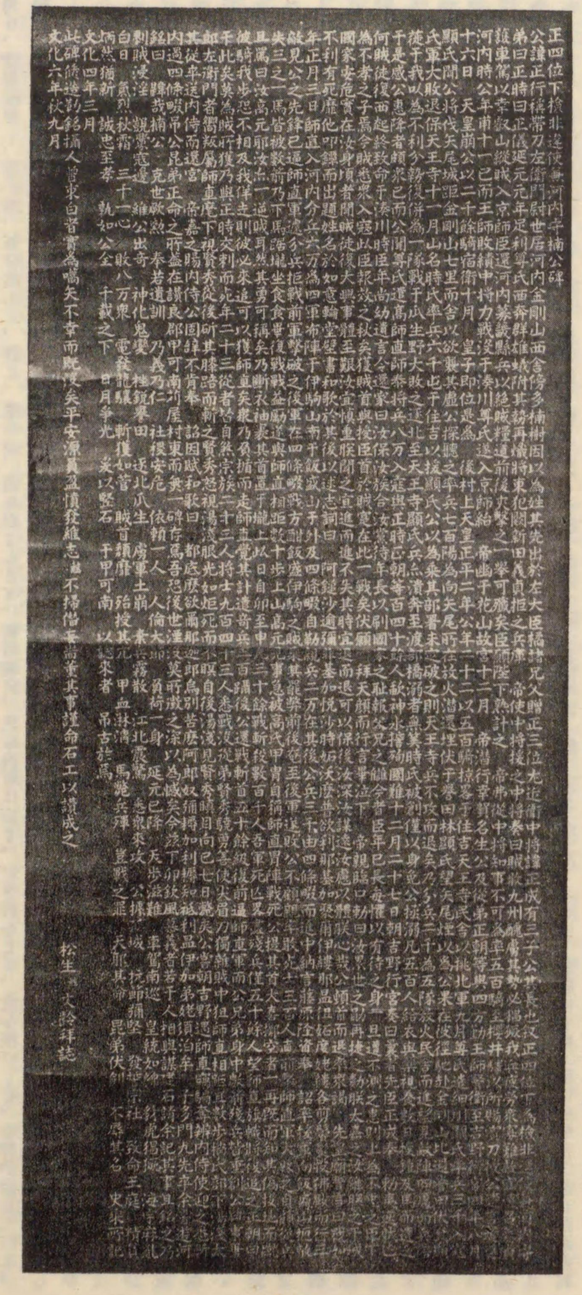

村瀨栲亭撰文

正四位下檢非違使兼河內守楠公碑（譯文）

平安　源之　熙　撰

公、諱は正行、帶刀、左衛門尉と稱す。世々河內金剛山の西に居る。舍傍に楠樹多し、因て、以て、族と爲す、其の先左大臣橘諸兄に出づ。父贈正三位、左近衛中將、諱は正成、三子あり、公は其の長なり、正四位下に叙し、檢非違使、兼河內守と爲る。弟を正時と曰ひ、正儀と曰ふ。延元々年、足利尊氏、西に奔り、群雄蟻附し、其の勢、再び熾んに、將に、東の方、闕を犯さんとす。新田義貞、之を兵庫に拒ぐ、帝中將をして、之を援けしむ。中將、奏して曰く、賊九州の醜虜を收む、其の勢、必ず猖獗ならん、我兵疲茶、衆寡敵し難し、宜しく、義貞を召し、車駕を護せしめ、以て叡山に幸し、賊を縱ち、京師に入らしむべし。臣、河內へ還り、畿縣の兵を募り、以て、賊の糧を絕ち、前後之を夾擊せば、一擧殲すべし。臣、陛下の、之を熟計あらんことを願ふ。帝、從ひたまはず、中將、事の爲すべからざるを知り、五百騎を率ゐ、櫻井驛に到り、賜ふ所の寶刀を以て、公に授け、遺言して、河內へ遣り還す。時に、公甫めて十一、已にして王師敗績し、中將、力戰湊川に沒す。尊氏、遂に京師に入る。紹で　帝、花山の故宮に幽せらる。十二月、帝、潛に賀名生に幸す。公、及び從弟正朝等、四方勤王の師と警衛し、吉野の行宮に至る。四年八月十六日、天皇崩ず。公、二千餘騎を以て宿衛す。十月、皇子、位に卽く、是を　後村上天皇と爲す。正平二年、公年二十二、五百騎を以て、住吉、天王寺の民舍を掠略し、以て北軍に挑む。九月、尊氏、細川顯氏を遣し、兵三千を率ゐ入寇す。顯氏公の將に、矢尾城を伐んとするを聞き、金剛山を距る七里にして舍し、以て、其の虛を襲はんと欲す。公、之を探聽し、兵七百を率ゐ、陽に、矢尾に向ふと爲し、所在火を放ち、僭に還り、譽田林に埋伏す。顯氏、矢尾の煙を望み、以て、公果して、彼に在りと爲し、徑に馳せて、金剛山に赴く。譽田を過る比ひ伏發して、顯氏の軍、大に敗れ、退て天王寺を保つ。十一月、山名時氏、兵六千を率ゐ、住吉に屯し、以て、顯氏を援く。公、以爲く、其の部署、未だ定まらざるに乘じ、之を破らば、則ち天王寺の兵、攻めずして退かんと。乃ち、兵二千を分ち、五隊と爲し、火を民舍に放ちて進む。敵、四所に陣し、兵、我に倍蓰するを望見し、以て勢を分つを不利とし、復併せ一隊となし、瓜生野に戰ひ、大に之を敗る。北るを逐ひて。天王寺に至る、顯氏の兵、潰奔し、渡部橋に至る、溺者、算なし。時氏、創を被り、僅に身を以て免る。公、溺を拯ふ、凡そ五百人、衣と藥とを給し、視養すること數日、鎧、及び馬を授けて、之を遣る。於是公の惠に感じ、降る者頗る衆し。已にして、公、尊氏の高師直、師泰を遣し、兵八萬に將として、入寇すと聞き、正時、正朝等百四十餘人と、神水を歃り、國難に殉ずることを誓ふ。十二月二十七日、吉野行宮に朝し、奏して曰く、曩に、先臣正成、勅を奉じて、逆賊を夷げ、何くも亡く、賊徒、復西に起り、終に、命を湊川に致す。時に臣、年尙幼なり。遺言し、家に還らしめて曰く、汝、汝の族を保ち、汝の黨を合せ、年長ずるを待ちて、國家の耻を刷し父兄の讐を報ぜよと。今は、臣年已に長ず、每に懼る、待つあるの身を以つて、一旦不測の患に遭はば、則ち、上不忠の臣となり、下不孝の子と爲らん今賊、衆を悉し、入寇す。此れ臣、報効の秋、賊首を獲ると、臣が首を賊に授くると、寔に此の一擧にあり、伏して願ふ、一たび　天顏を拜して行かんことをと、言畢りて泣下る、帝。親ら臨み、口づから勅して曰く、汝、累世の勳、再捷の勣、朕、太だ之を嘉す。汝は、維朕の干城、國家の安危、實に汝が身に在り、頃ろ聞く、賊徒、また大に興ると、事體至難、汝、宜しく、愼重之を聞くべし。宜しく、進むべくして進み、其の時を失はず、宜しく、退くべくして退き、以て後を保つべし。汝々の謀を深うし、汝の慮を遠うし、以て、朕が心を體せよ。公、頓首して退き、衆を率ゐ、先皇の廟に謁し、誓言して曰く、戰如し利あらざらば、死有て他なしと、鐔を叩て出で、姓名を如意輪堂の壁に題し、和歌を其の後に書し、以て志を述ぶ。詞に曰く、

かへらじとかれておもへば梓弓なき數に入名をぞ止むる

各鬢髮を剪り、佛前に投じて行く。三年正月三日、師直、河內に入り、兵六萬を分ちて四となし、且つ、陣を生駒山の南、飯盛山、外山、及び四條畷に布き自ら、親兵二萬を勒し、其の後に在り、公、兵三千、四條畷に由て進む。中納言藤原隆資、詔を奉じ、援軍を率ゐ飯盛に向ひ、敵を扼す。敵、公の先鋒。已に師直の軍に逼るを見、遽に兵を分ち、拒ぎ戰ふ。前軍、擊て之を破る。後軍、四條畷に在り。戰方に酣、飯盛、生駒の賊、其の罷弊に乘じ、前後奄ち至る後軍遂に敗る。公、顧ず、親ら敢死の士三百人を率ゐ、直に前み、師直の軍を擊ち、大に之を破る。自ら、從兵を顧るに、三の一を失ひ、馬首數箭を被る。乃ち、馬を下り、壟に居し、座して食す。食畢り、復戰ふ。戰益〻勵し。遂に、師直と相距る數十步、上山高元、事の急なるを見、高氏の甲冑を被り、自ら師直と稱し、陣を冒し戰死す。公、其の首を提げ、大に喜び、空に擲つもの一再、既にして、其の僞なるを知り、地に投じて、蹴り、且つ、罵り曰く、汝、高元か、汝も亦一逆賊のみ、然も、其の勇稱すべし、乃ち、自ら衣の袖を斷ち、其の首を裹み壟上に置く。此の日、卯より申に至る、凡三十餘戰、斬殺數百千人、吾軍死亡略〻盡く。殘兵、僅に五十餘人、師直の旗幟を望み、將に、復之を追はんとす正朝曰く、彼は騎、我は步、恐らくは相及ばじ、我佯り走れば、則ち彼必ず來り追はん、以て師直を獲べしと。衆、乃ち盾を負ふて走る。師直其の計を覺り奇兵三百を遣はし、後を躡す。公、還り戰ひ、首を斬る五十餘級、復前み、師直の軍に逼る。而して、公兄弟の身、數箭に中り、殘兵、皆重傷を被る。公の曰く、事此に畢る、賊の獲る所と爲る莫れ、乃ち正時と、交〻刺して死す。年二十三。從兵、皆自煞す。宗族二十三人、將士九百四十三人悉く戰歿す、從弟賢秀、驍勇、善く眉尖刀を使ふ。獨、賊中に雜り、師直を狙す、相距る數步楠氏の部下、湯淺太郎左衛門といふ者、嚮きに叛きて、師直の麾下に屬す、賢秀を視て、後より其の膝を斫り、踣して之を斬る。賢秀、怒り、湯淺を視るの眼光、炬の如く、死して瞑せず。自後、湯淺、賢秀目を瞋し、已に向ふを見る、七日にして斃る。公、嘗て、吉野に朝し、師直、竊に辨內侍を騙奪し、之を迎へしむるに遇ふ。悉く、其の從卒を斬り、內侍を送りて、宮に還す。帝、之を嘉し、內侍を賜ふ。公、固辭して、肯て　詔を奉ぜず。因て和歌を賦して曰く、

とても世に長らふべくもあらぬ身の假の契をいかで結ばん

多聞丸、先づ卒す。余、嘗て、河內に遊び、四條畷を過ぎ、公、昆弟正命の所を吊す。蓋し、讃良郡甲可南苅屋村の東に在り。而して、一碑の存するなし。吾、後世湮沒し、之を徵する所なきを恐れ、深く以て憾とす。今茲丁卯、風を欽し、義を慕ふ者若干人、相與に謀りて、石を建て、余に其の事を記し、且つ之を銘せんことを請ふ。乃ち、銘に曰く、

韙なるかな、楠公、克くその勳を世々にす。よく遺訓を奉じ、乃ち義乃ち仁、社稷の安危、一人に依賴す。人倫の大節、一身に負荷す。延元已降、天步滋々艱、車駕南に巡り、皇統綿の如し、豺狼猖獗、海宇麻の如く亂れ、劇賊浸し淫る。釁を覬て、邊に寇す。維、公奇を出し、神に化し、鬼に變じ、銳を譽田に挫き、北るを瓜生に逐ふ。虜軍、士の如く崩れ、兵を棄て、霧の如く散ず。江北震ひ驚き、衆を悉し、來り攻む。公、孤城に據り、抗節彌々堅く、誓を宗社に發し、命を王庭に致す。精、白日を貫き、氣、秋霜の如く烈し。三千一の心、八萬の衆を敗る。電發し、龍驤る。斬り獲ること、菅の如し。賊の首、頹れ靡く。殆んど、其の元を授く。甲血淋漓、馬斃れ、兵殫く、豈に戰の罪ならん。天か、其れ命か、兄弟劍に伏し、その名を辱しめず。史乘記する所、炳然として、猶新なり。誠忠至孝、孰か、公の全きが如き、千載の下、日月光を爭ふ。爰に、以て、石を、甲可の南に竪つ、以て來る者に諗げ、古を焉に吊ふ。

文化四年三月、此の碑、修造銘を勒す。攝人曾東白は、實に嚆矢となす、不幸にして、既に歿す。平安の源員盈維の志を憤發す。鰩、僭妄を掃はず、耑らその事を董す。謹みて、石工に命じ、以て之を讃成す。

文化六年秋九月

松生鰩文齡拜誌

南洲翁遺訓 西鄉南洲翁遺墨 南洲翁遺蹟圖 南洲翁遺品圖 南洲翁遺物圖 南洲翁遺墨

寶筐院小楠公首冢碑

谷鐵臣撰文

欽忠碑（譯文）

山城の國葛野郡嵯峨野村に、舊寶筐院あり。足利二世義詮の菩提院と稱す。實に、楠正行公の首塚あり。五百年來、人の之を識るものなし。明治の初、院廢し、其の庫を撤して、公の神位木牌を獲たり。黑漆にして、金字鮮明なり。署して、楠左金吾勇義正行大居士と曰ふ。第二世院主吳溪の文、副へて詳に、首塚の由を記す。蓋し、第一世院主默庵、公と相識る、公死するの前日、會して河內に在り、公と相見る、公因て訣別し、囑託する所あり。默庵、乃ち公の首を戰地に收め歸り、之を院後に瘞め、竊に其の冥福を修すと云ふ。其の後、默庵、狀を以て義詮に語る。義詮愁然として、容を改めて曰く、正行、我に於て仇敵たり、然れども、其の忠勇、洵に欣慕すべし、吾死せば、願はくは、其の冢側に葬れと。義詮死するに及び、默庵、其の遺言に從ふ。是に於て、公、義詮と、其の塋域を同うし、以て今日に至る。京都府知事北垣國道、深く其の事に感じ、近傍の壽寧院に命じ、公の神位、及び吳溪の文を護藏せしめ、又同感の者と謀り、碑を冢側に建て、義詮の言に取り、題して欽忠と曰ふ。余に囑し、其の事を書せしむ、余、乃ち吳溪の文に據り、以て碑記を爲る。噫、薰蕕器を同うせず而して、今忠奸、塋を同じうす、是れ、或は、天の勸戒を世に示す所以なるか、而して、欣忠の言、仇敵に出づ、以て、天理人心の萬世に亘りて、而も滅せざるを見るべし。

明治二十七年六月

正五位　谷　鐵　臣　撰

吉野小楠公髽塚碑

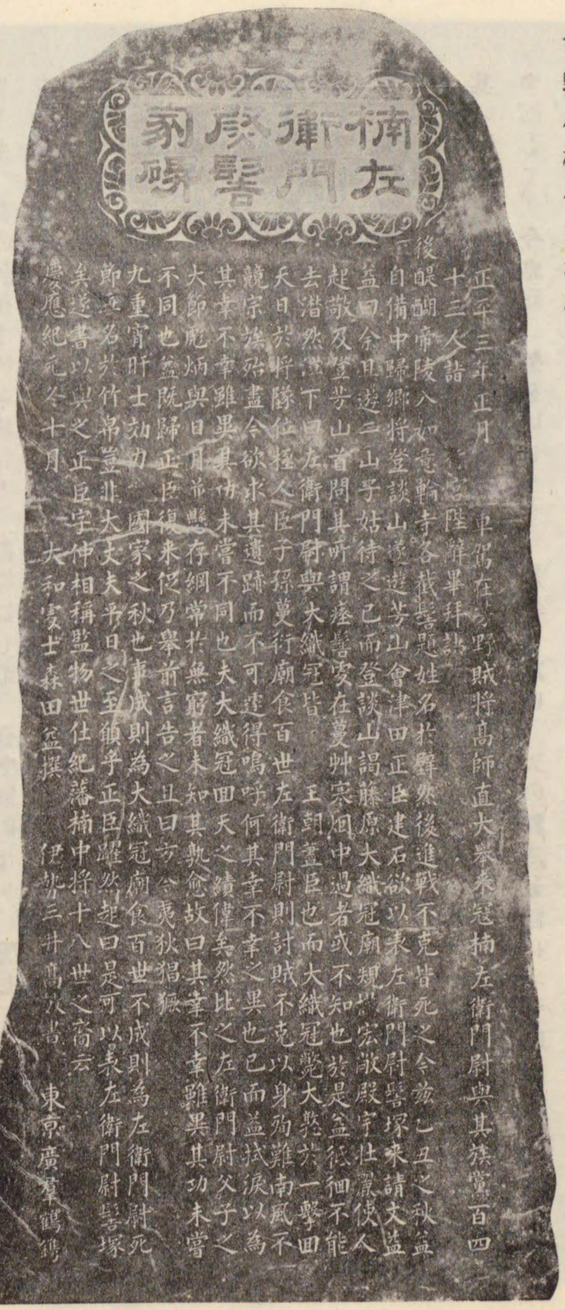

森田節齋撰文

楠左衛門尉髽塚碑（譯文）

正平三年正月、車駕芳野に在り、賊將高師直、大擧來り寇す。楠左衛門尉、其の族黨百四十三人と　行宮に詣り、陛辭し畢り、後醍醐帝陵に拜訣し、如意輪寺に入り、各髽を截り、姓名を壁に題す。然して後、進み戰ふて克たず、皆之に死す。今茲、乙丑の秋、益、備中より歸郷し將に談山に登らんとす、遂に、芳山に遊び、會〻、津田正臣、石を建て、以て左衛門尉髽塚を表せんと欲し、來りて之を益に請ふ。益、曰く、余旦に二山に遊ばんとす、子、姑く之を待てと已にして、談山に登り、藤原大織冠の廟に謁す。規摸宏敞、殿宇壯麗、人をして敬を起さしむ芳山に登るに及んでは、首に、其の謂ふ所の瘞髽の處を問へば、蔓艸寒烟の中に在り、過る者或は知らざるなり。是に於てか、益、低徊去る能はず、潸然、淚下りて曰く、左衛門尉、大織冠と、皆　王朝の盡臣なり。而して、大織冠、大懲を一擊に斃し、天日を將に墜んとするに回し、位、人臣を極め、子孫蔓衍、百世に廟食す。左衛門尉は、則ち賊を討ちて克たず、身を以て難に殉ず。南風競はず、宗族殆んど盡く。今、其の遺跡を求めんと欲して、遽に得べからず嗚呼、何ぞ其の幸不幸の異なるや。已にして、益、淚を拭ひて、おもへらく、其の幸不幸異なると雖、其の功、未だ、嘗て同じからざるなり。夫れ、大織冠、回天の績、偉なり然るに、之を左衛門尉父子の大節と比するに、彪炳日月と並び懸り、綱常を無窮に存する者、未だ、其の孰か愈れるを知らず。故に曰く、其の幸不幸異ると雖、其の功、未だ、嘗て同じからずんばあらずと。益、既に歸る、正臣復來り促す。乃ち前言を擧げて、之に告げ、且つ曰く方今、夷狄猖獗、九重宵旰、士、力を國家に効すの秋なり。事成らば、則ち大織冠と爲りて、百世に廟食し、成らざれば、則ち左衛門尉となりて、節に死し、名を竹帛に垂れん。豈に、大丈夫平日の志願ならずやと。正臣、躍然起て曰く、是以て、左衛門尉髽塚を表すべしと。遂に書して以て、之を與ふ。正臣、字は仲相、盬物と稱す。世々紀藩に仕ふ。楠中將十八世の裔と云ふ。

慶應紀元冬十月

大和處士　森田益撰
伊勢　三井高敏書
東京　廣群鶴鐫

如意輪寺小楠公埋髪墳

逸堂撰文

正行公埋髪墳（譯文）

精忠至孝を兼ぬ、節に死し在天に聞ゆ。五百年前の月、今仍髪墳を照す。

芳山司職　逸堂撰す

新建小楠公碑

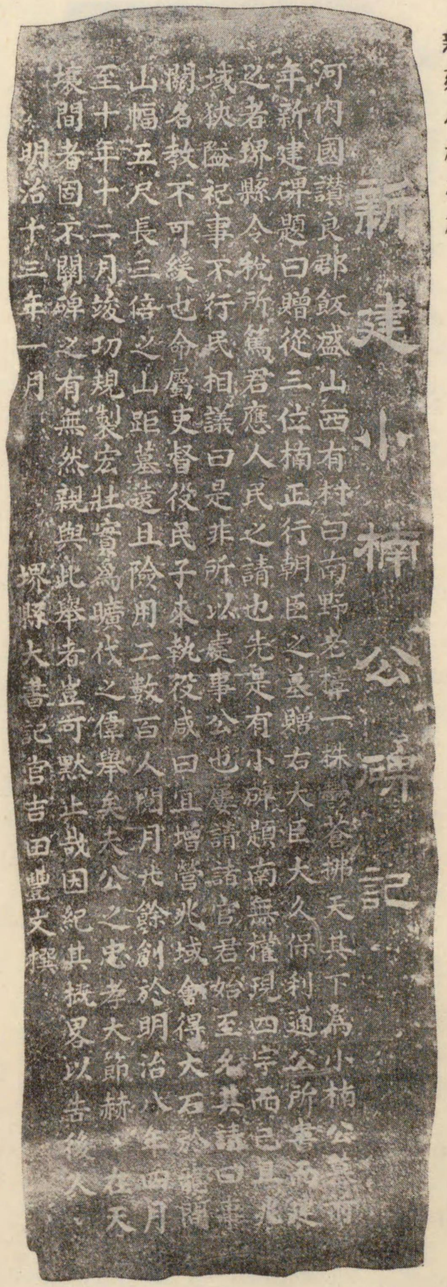
新建小楠公碑
河内國讃良郡飯盛山西有村曰南野老樟一株蒼拂天其下爲小楠公墓前建碑題曰贈從三位楠正行朝臣之墓贈右大臣大久保利通公所書也是有小碑題南無權現四字而已且兆域狹隘祀事不行民相議曰是非所以處事公也優請諸官君始玉允其請曰華山隔五尺長三倍之山距墓遠且險用工數百人閱月九旬創於明治八年四月至十年十二月竣功規製宏壯實爲曠代之偉舉矣大公之忠孝大節赫々在天壤間者固不關碑之有無然親與此舉者豈奇歟乃敢因紀其概畧以告後人云爾

堺縣大書記官　吉田豐文撰

吉田豐文撰文

新建小楠公碑記（譯文）

河内國讃良郡飯盛山の西、村あり、南野といふ。老樟一株、鬱蒼として天を掃ふ。其の下、小楠公の墓あり。前年、新に碑を建て、題して贈從三位楠正行朝臣の墓といふ。贈右大臣大久保利通公書する所、之を建つる者、堺縣令稅所篤君、人民の請に應ずるなり。之より先、小碑あり、南無權現の四字を題するのみ。且つ、兆域狹隘、祀事行はれず、民、相議して曰く、是れ虔を以て、公に事ふる所に非ざるなりと、屢々これを官に請ひ、君、始て其の請を允すに至る。曰く、事名數に關す、緩うすべからずと、屬吏に命じて、役を督す。民子來り、役を執る。咸な曰く、宜しく兆域を增營すべしと。會ゝ、大石を龍間山に得る、幅五尺、長之に三倍す。山、墓を距ること遠く、且つ險なり。用工數百人、月を閱する二十餘、明治八年四月に創まり、十年十二月に至り、竣功す。規製宏壯、實に曠代の偉舉となす。夫れ、公の忠孝大節、赫々として天壤の間に在る者、固より碑の有無に關せず。然るに、親しく此の擧に與かる者、豈に默止すべけんや。因て、其の概略を紀し、以て後人に告ぐ。

明治十三年一月

堺縣大書官　吉田豐文撰

楠公父子訣別之所

櫻井驛楠公父子訣別所碑

陸軍大將乃木希典謹書

乃木希典書

同碑陰

嗚呼此楠公父子訣別之所也按史延元元年正成在京師會足利尊氏率九國兵大舉東上新田義貞飛書告急廷議命正成赴援五月十六日正成與弟正季子正行等辭闕而西至櫻井驛呼正行諭曰汝雖幼已過十歲能記吾言此行國家安危所決意吾不復見汝吾死則天下悉歸足利氏愼勿計較利害以身殉國是所以報我也乃以帝所賜寶刀授之正行請共死正成叱之正行揮淚歸河內既而正成陣于湊川與尊氏大軍戰而死後正行糾合義故屢破北軍遂殉節于四條畷益其志定於櫻井訣別之時也頃大阪志士某某等特建碑驛址以表遺蹟屬文於余夫楠公父子忠孝大節照灼百世與日月爭光固不待後人贊揚曰題碑面曰楠公父子訣別之所且隱括史書勒之碑陰而所以示臣子之規也

明治四十五年五月

樞密顧問官從三位勳一等男爵細川潤次郎撰　寺西易堂書

細川　十洲撰文

櫻井驛楠公父子訣別所英文碑

英國公使ハーリー、エス、パークス撰文

櫻井訣兒所碑陰文（譯文）

嗚呼、これ楠公父子訣別の所なり。史を按ずるに、延元々年、正成京師に在り、會々、足利尊氏、九國の兵を率ゐ、大擧東上す。新田義貞、書を飛ばし急を告ぐ。廷議、正成に命じて、赴き援けしむ。五月十六日、正成、弟正季、子正行等と、闕を辭して西し、櫻井驛に至り、正行を呼び、諭して曰く、汝、幼しと雖、已に十歲を過ぐ、能く、吾言を記せ、此の行、國家安危の決する所、意ふに、吾復、汝を見じ吾死せば、則ち天下悉く足利氏に歸せん、愼んで、利害を計較する勿れ、身を以て國に殉ず、是我に報ゆる所以なりと。乃ち、帝、賜ふ所の寶刀を以て、之に授く。正行、共に死せんことを請ふ、正成、之を叱す、正行、淚を揮うて河内に歸る。既にして、正成、湊川に陣し、尊氏の大軍と戰ふて死す。後正行、義故を糾合し、屢〻北軍を破り、遂に、節に四條畷に殉ず。蓋し、其の志、櫻井訣別の時に定むるなり。頃ろ大阪の志士某々等、碑を驛址に建て、以て遺蹟を表せんとす。文を、余に屬す。夫れ、楠公父子の忠孝大節、百世に照灼し、日月と光を爭ふ、固より、後人の贊揚を待たず。因て、碑面に題して、楠公父子訣別之所といふ。且つ、史書を檃括し、之を碑陰に勒す、亦、臣子の規を示す所以なり。

明治四十五年五月

樞密顧問官從二位勳一等男爵　細川潤次郎撰

寺西易堂書

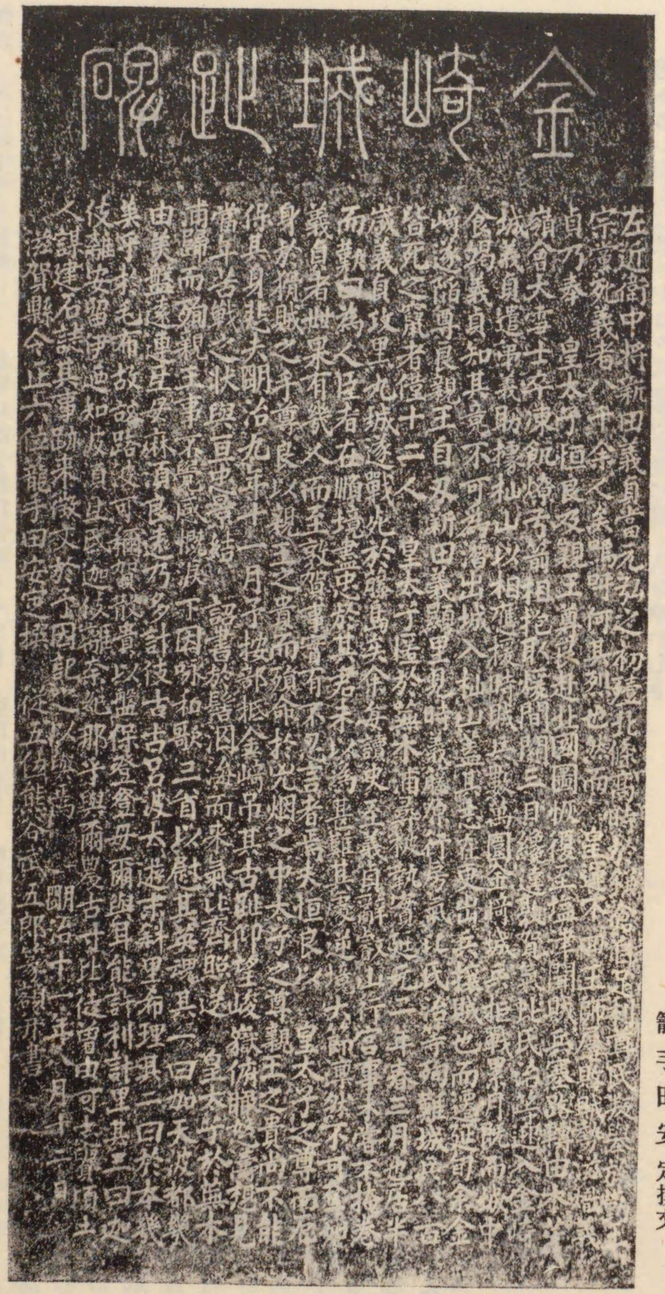

敦賀金崎城趾碑

籠手田安定撰文

櫻井驛楠公父子訣別所英文碑（譯文）

西曆千三百三十六年、湊川の役に望む前、此處に於て、其子正行と訣別せし、大忠臣楠正成の忠節に對し、一外人より讃辭を呈す。

日本駐劄
英國公使
ハリー、エス、パーカー

西曆千八百七十六年十一月

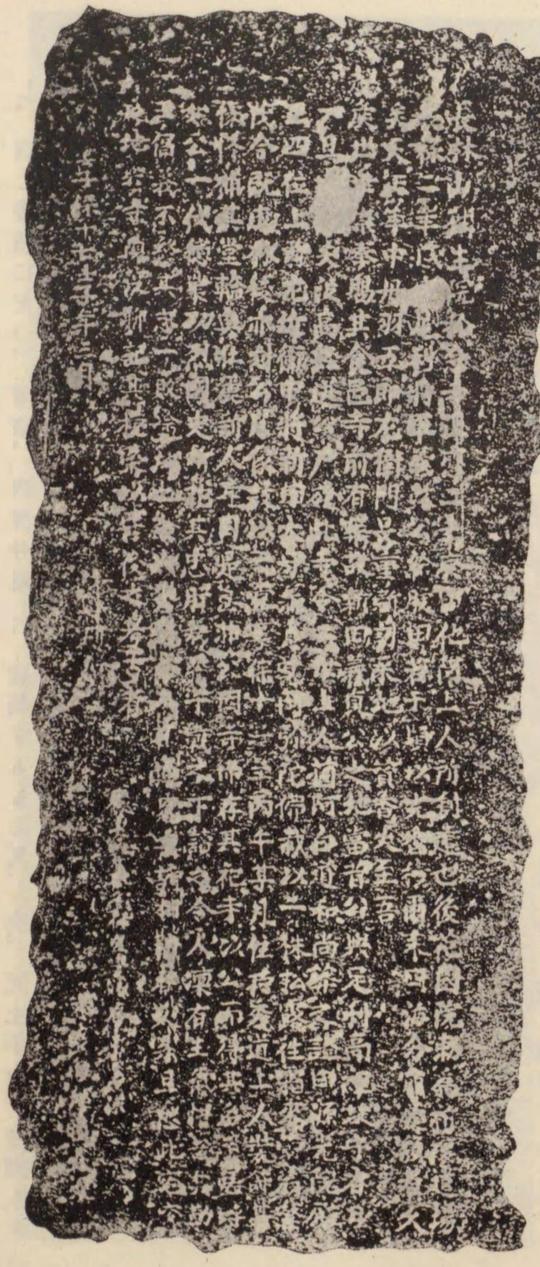

稱念寺新田公碑

本多恒久撰文

金崎城址碑（譯文）

左近衛中將新田義貞、元弘の初に當り、北條高時を鎌倉に殪し、足利尊氏叛きしより、擧族王に勤め、宗黨義に死する者八千餘人、嗚呼何ぞ〳〵の烈なるや。然り而して、皇運回らず、王師屢敗れ、賊勢滋熾なり。義貞、乃ち皇太子恒良、及び親王尊良を奉じて、北國に赴き恢復を圖らんとし、鹽津に至り、賊兵路を塞ぐと聞き、轉して木芽嶺より す。大雪に會ひ、士卒凍飢し、弓箭を燎き、相抱きて煖を取る間關三日、纔に敦賀に達す。氣比氏治等、迎へて金崎城に入る。義貞、弟義助を遣り、杣山に據り、以て相應援す。時に賊兵數萬、金崎城を圍む、城兵拒き戰ふこと累月既にして城中食竭く、義貞、其の竟に爲す可らざるを知り、潛かに城を出て、杣山に入る。蓋し、其の志更に兵を出して賊を攘ふに在るなり。而して、遷延旬餘、金崎遂に陷り、尊良親王自刃し、新田義顯、里見時義、藤原行房、氣比氏治等、難に殉ず。城兵八百、皆之に死し、竄るゝ者僅に十二人。皇太子、蕪木浦に匿れ、尋いで執らへらる。實に延元二年春三月なり。居ること半歲、義貞、黑丸城を攻め、遂に藤島に戰死す。余、每に史を讀み、義貞叡山の行宮を辭するの事に至り、未だ嘗て卷を掩はざることなし。而して歎じて曰く、人臣たる者、順境に在りて、忠を其の君に盡す、未だ以て甚だ難しとせず。其の逆境に處し、大節凜然として奪ふ可らざる、義貞の如き者、世果して幾人か有る。而も、敦賀の事に至りては、實に、言ふに忍びざる者あり。夫れ恒良、皇太子の尊きを以て、身を猾賊の手に厄し、尊良、親王の貴きを以て、命を兇烟の中に殞す。太子の尊、親王の貴、尙其の身を保つ能はず、悲しいかな 明治九年十一月、予按部金崎に抵り、其の古址を吊ひ、仰いで峻嶽を望み、俯して怒濤を瞰す。當年苦戰の狀と亘忠景、詔書を髻に結び、海を泗いで來り、氣比齋照、皇太子を蕪木浦に送り、歸りて親王に殉するの事とを想見し覺えず感慨涙下る、因て、和歌三首を詠じ、以て、其の英魂を慰む。其の一に曰く、

糧は盡き弓は折ても益良夫のたけき心はたゆまさりけり

其の二に曰く、

大君をおもふこゝろはかねが崎いはほと共に世に殘りけり

其の三に曰く、

限あるいのちは捨てかきりなき名を世に殘す人そゆかしき

頃ろ、士人石を建て、其の事跡を誌さん事を謀り、來りて文を予に徵す。因て、之を記して、以て與ふ。

滋賀縣令正六位　籠手田安定　撰

從五位　熊谷武五郎　篆額幷書

明治十一年八月十二日

新田公墓碑（譯文）

長林山往生院稱念寺は、正應二年庚寅、他阿上人の創建する所なり。後花園院、勅して、祈禳の道場となし玉ふ。長祿二年戊寅、足利將軍義政公は、腴田若干頃を給し、以て香積に充つ。爾來、四海分崩し、廢頽するもの久し矣。天正年中、丹羽五郎左衛門長重、新に采地を割き、以て香火に資す。吾越侯に至りては、世々崇奉して、其の食邑を賜ふ。墓前に、故新田義貞公を葬るの地あり。昔、公、足利高經と攻守日あり、一日、流矢に中り沒す。高經、公の尸を此の寺に送り、二世薗阿白道和尚をして、之を葬らしむ。謚して、源光院殿正四位上行前左近衛中將新田大守義貞覺阿彌陀佛と云ひ、栽うるに、一株の松を以てす。露往き、霜來り、蓊鬱繁茂し今、既に林をなす。後、亦公の肖像を刻し、設くるに、一堂を以てせり。享保十一年某月、住持秀道上人、其の像を修飾し、其の堂を修補し、輪奐壯麗、人の耳目を新にす。是、豈に、公は寺に因て、其の祀を存し、寺は、公を以て、其の名を得るか嗟呼、公の如き、一代の德業功烈、國史に記する所、其の忠肝義膽、千載の下、之を讀み、人をして、凛として生氣あらしむ。惜いかな、其の王に勤め、義を唱へ其の志を終へずして、一敗地に塗る。且つ、此の窀穸の地、寺と共に隕沒せんことを恐れ、聊、其の梗概を記して、以て、後の古を考ふる者に告ぐ。

享保十七壬子年三月

從五位下本多伊豆守藤原富昌庶孫

本多修理恒久建

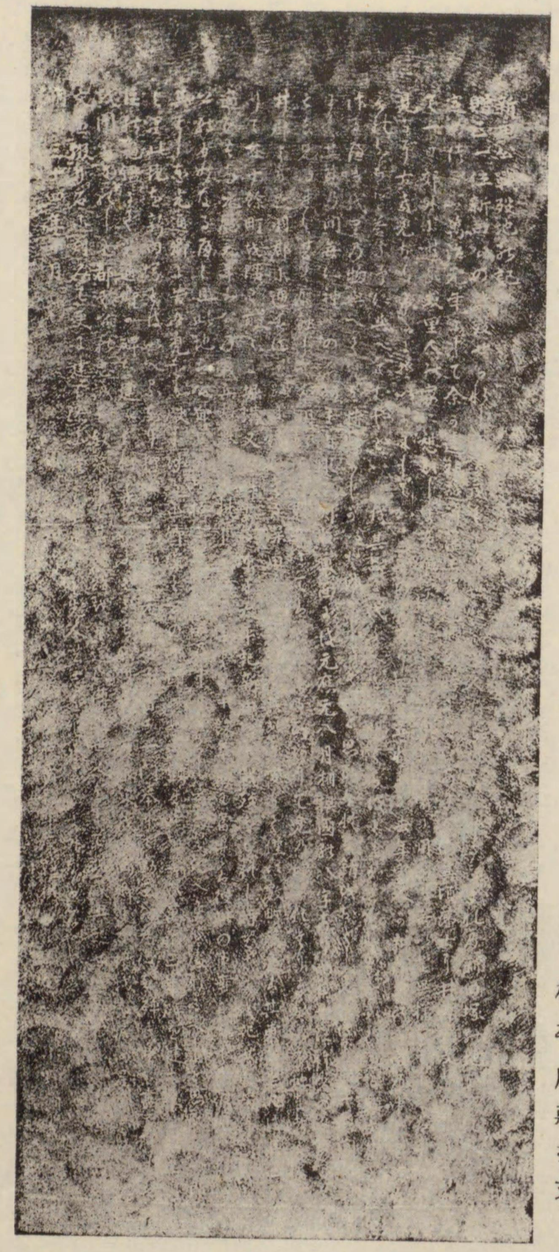

燈明寺畷新田公戰歿記碑

松平康莊撰文

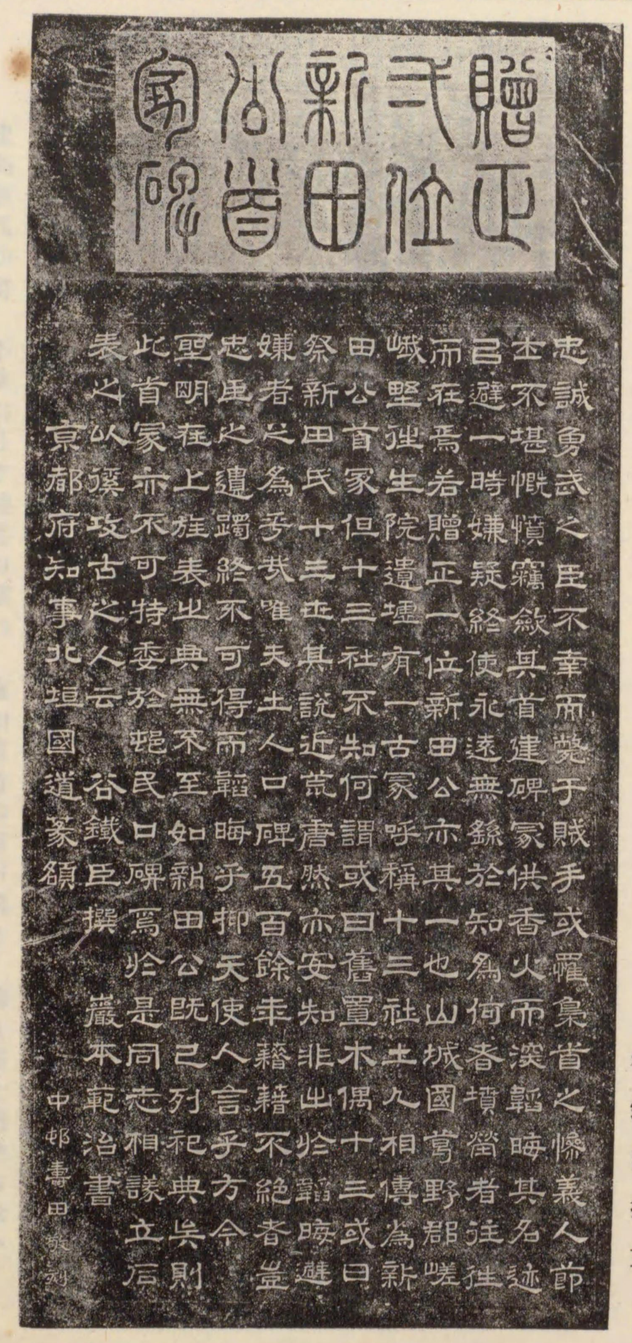
贈正位新田公墓碑

京都嵯峨新田義貞公首塚碑

谷銕臣撰文

新田公戰歿地の記

贈正一位新田公の戰歿せられし地は、夙くより、世に知る人あらずなりけるを、これの新田塚の地を、それなりと考へ定めつるは、萬治元年にして、余が遠祖越前藩主光通卿の時になんありける。其頃、藩士に井原頼文といひしものありて、一日郊外に遊び、或里人の家に憩ひしに、老媼苧を績みけるが其苧筒に用ひし器、いと異樣なりしかば、手にとり見るに、古き兜なりけるにぞ、いかにして、かゝるものもてりやと尋ねしに、去年家人が耕作に行き、田の中より堀出しゝものなりと答ふ。予に與へてむやといへば、其品に代ふべき物賜はらばともかくもとなむいひける。頼文甚く喜び、さるべき代りの物與へて、兜を持歸りしがいとゆかしきものと思ひければ、錆をおとし見るに、四十三間の筋兜にて、其筋の間毎に、神々の名あまた彫り列ね、裏面には元應元八月相摸國の八字あり。尚其下に、作者の名ありけむとも見ゆれど、甚く腐蝕して分明ならず。頼文さてはと感ずる所ありて、兜の埋もれたりきといふ地を考ふるに、坂井郡より、足羽郡に通ずるの路に沿ひたる深田にて、燈明寺其北に方りて、僅に數町、藤島は其東に、黒丸は其西に在りて、各十餘町を隔て、所々に堀溝、又は畔あるなど、太平記に、新田公の戰歿せられし時のさまを記せる趣に、いとゝしく適ひ、はた元應元年は公の義兵を擧げられし元弘三年より、十餘年前に當れば、彼此の事實に照して、彼兜はかならず公のものなるべく、且此地は公自ら首を掻切て、深泥の中にかくし云々と傳へたる處なるべし、と思ひ定め、卽て其よしを光通卿に告げ、兜をも獻じけるに、卿深く、公の遺跡の世に顯れしを喜び、萬治三年、碑を建て表彰せられしより、此地を新田塚とはいへるなり。抑公が、元弘延元の世に當り、一門擧りて勤王のため、心を碎き身を盡されしは、武臣の龜鑑にて、光通卿が、碑を建てられしは、いふもさらなり。祖父慶永、父茂昭兩卿、更に境域を擴め、屋舍を營み、瑞垣を圍らされしも、都て公の忠誠を欣慕して、其遺蹟を、永遠に傳へ、世人をして觀感興起せしめんとてなり。余のこの文を綴り、石に刻みて、更に、建て添ふることゝせしも、先人の志を繼承するに外ならめやは。

明治三十四年十月

從三位侯爵　松平康荘撰

小野鋼書

京都嵯峨新田公首塚碑（譯文）

忠誠勇武の臣、不幸にして賊手に斃れ、或は梟首の慘に罹る、義人節士慨憤に堪へず、竊に其首を斂め、碑塚を建て香火を供す。而して、深く其名迹を韜晦し、以て一時の嫌疑を避け、終に永遠知るに緜なからしむ。何となれば、墳塋は往々にして之あり。贈正一位新田公の若きも亦其一なり。山城國葛野郡嵯峨野往生院の遺墟、一古冢あり、呼んで十三社と稱す。土人相傳へて、新田公首冢となす。但し十三社は何の謂なるを知らず。或曰ふ、舊と木偶十三を置き、或は曰ふ、新田氏十三世を祭ると其說荒唐に近く、然も亦安んぞ韜晦避嫌者の爲すに出るに非るを知らんや。唯夫土人口碑五百餘年、藉々絶えざるもの、豈に忠臣の遺蹟、終に得て韜晦すべからざるか。抑々天人をして言はしむるか。方今　聖明上に在り、旌表の典至らざるなし。新田公の如きは、既に已に祀典に列す。則ち此首冢も亦、特に郡民口碑に委ぬべからず。於是、同志相議り、石を立て之を表し、以て攻古の人を俟つと云ふ。

京都府知事北垣國道篆額

谷鐵臣撰　巖本範治書

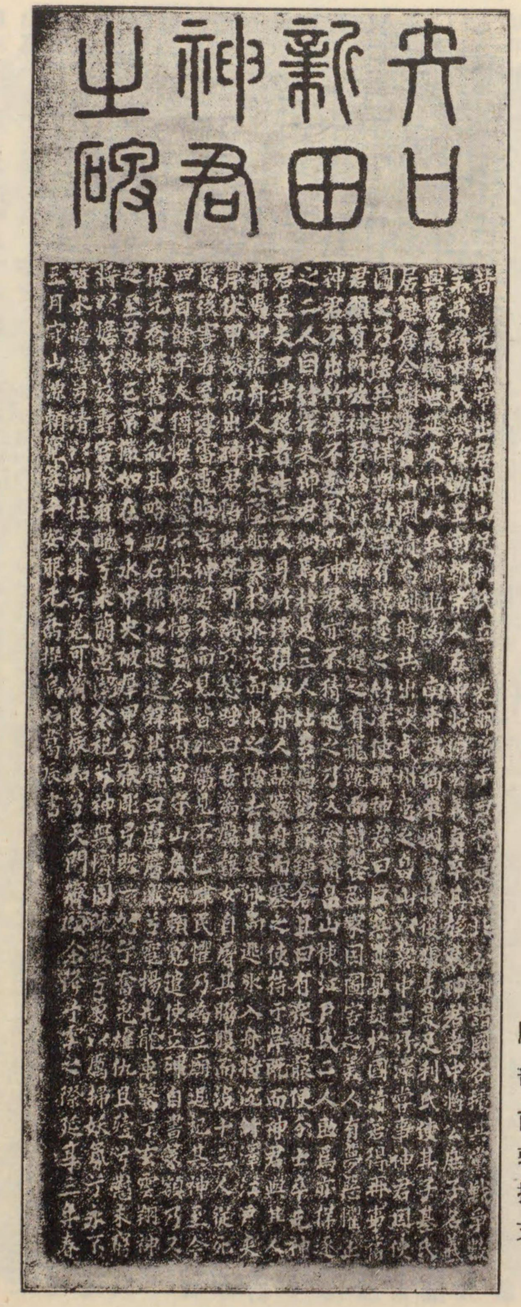

矢口渡新田義興公碑

服部南郭撰文

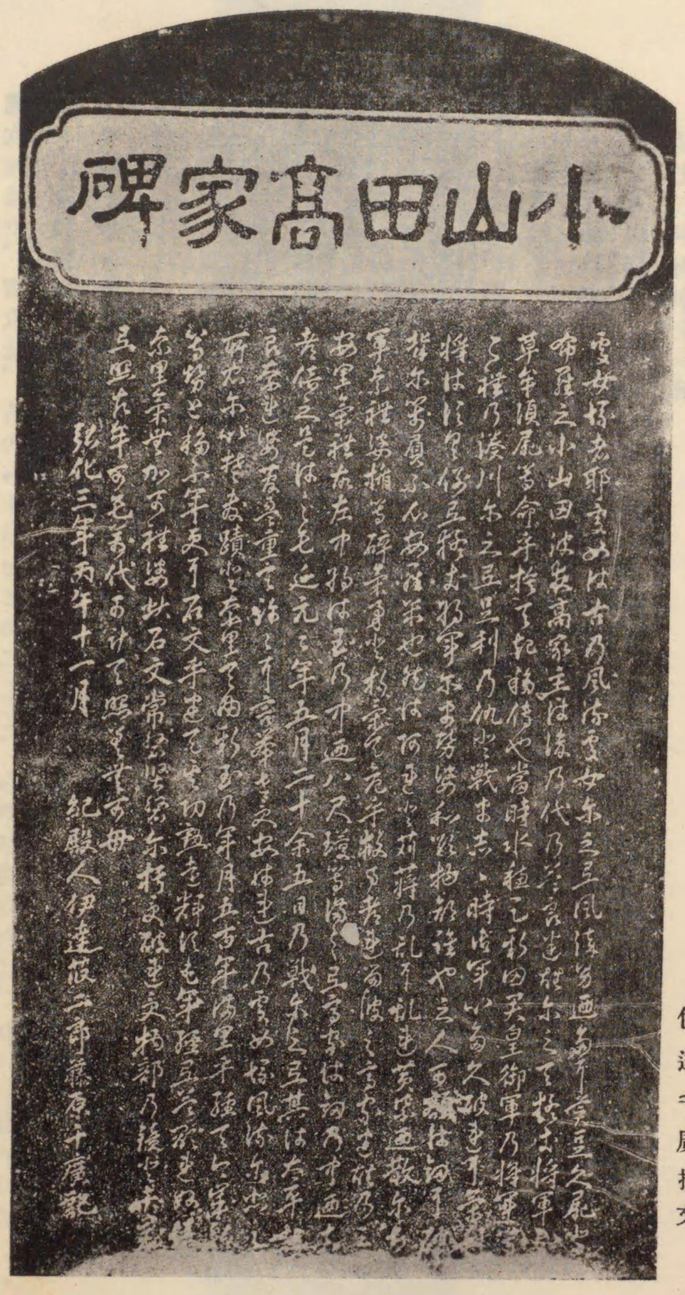

攝州　小山田高家碑

伊達千廣　撰文

矢口新田神君之碑（譯文）

昔　元弘帝、出て南山に居す。足利氏、光明帝を京に立つ。是に於て南北分朝す。諸國、各其黨に據り戰爭すること數年。新田氏、族を擧げて王に勤む。南朝宗人、左中將源公義貞卒し、其族長神君は、中將公の庶子にして、名は義興、勇氣世を掩ふ。延文中、兵を以て興らんとす。是より先、足利氏、其子基氏をして鎌倉に居り、關東に令せしむ。畠山國清、副たり。時に、共に出沒して武州之を患とす。畠山幕中の士竹澤、嘗て神君に事ふるを以て、因て之を圖らしむ。乃ち陰に共謀して、伴つて竹澤と隙ありとし、遂に竹澤をして神君に謂はしめて曰く、臣罪なくして國清に疑はる、若し再び舊君に事ふるを得ば、願はくは效す所有らんと、神君謁を納る。乃ち、美女を飾つて之を進む、寵あり。既にして請ふて己が家に饗し、因て之を害せんことを圖る。美女、夢に惡懼するあり、神君を止めて出さず、竹澤克せず。果して神君も亦猜ふて之を近づけず。乃ち、又密かに、畠山に、江戸氏二人をして助けしめむことを請ふ。亦伴つて之を逐ふ。二人竹澤に因つて來る、神君納る。是に於て三人仕事す。鎌倉を襲はんことを勸め、且つ曰く、衆有れば襲ひ難し、士卒を分たしめよと。先づ、神君矢口の津に至る。從者十三人のみ。竹澤、預め舟人と謀り、舟に竅して之を塞ぎ、岸に待たしむ。既にして、神君其人と乘じ、中流に憑るや、舟人、伴つて船具を水に失墜し、沒して之を求む。陰に、其塞を去り、泳いで逃ぐ。水舟に入り、將に沈まんとす。竹澤、江戸、岸を夾んで甲を伏せ、躁して出づ。神君、悟るも既に爲すべからず。乃ち、怒り呼んで曰く、吾厲と爲り、女（ナンヂ）に報いんと。自ら、其脇腹を屠つて沒す。十三人、從ふて死す。後、害者津に至れば、雷電晦冥、神君介して見れ、皆死す。厲見はれて已まず。津民懼れて、乃ち爲に廟を立て、其神を追祀す。今に至る四百餘年。人猶、咸な靈を懼れて、敢て褻慢せずと云ふ。今年丙寅、守山侯源賴寬、使を遣はして碑を立て、自ら篆額を書し、乃ち又、元喬をして、舊史に據り其略を叙し、石に勒せしむ。係くるに迎送の辭を以てす。其辭に曰く、霹靂激しきや、電、光を揚ぐ、龍車驚くや、玄雲、翔す。神之至るや、已に常なんと欲す。儼として在るが如きや、水中央屼甲を被るや、彤弓を張る。既に一怒するや、奮鬼雄なり。仇且殪るゝや、懟未だ窮まらず。將に以て悟するや、茲に壽宮。蒸肴醴なるや、采蘭薰、潔念祀るや、神懷なしらず。水澹々たるや、清、冽を以てす。往又來るや、羌、濟ふべし。良辰和するや、天門霽れ、欣念降るや、雲之際。

守山源賴寬　篆
平安服元喬　撰
烏石葛辰　書

小山田高家碑（譯文）

處女塚はや、處女は、古のみやびをとめにして、みやび男のたに、みづく屍とはふらし。小山田はや、高家ぬしは、後の代のますら建雄にして、猛き將軍のため、草むす屍と命を捨てき、いでや、そのかみ、水穗足新田君、皇御軍の將軍にて、これの湊川にして、足利の仇と戰ましゝ時、御軍いたく破れにけり。大將は、すぐれて猛き將軍にませば、なごみ順ふものゝふたれぞやいはむ人か。額は劍に破るとも、背に箭負ふ心あらめや。然はあれど、かりごものみだれに亂れ、もみぢ葉の散にちりてし軍なれば、楯と碎け、矛と折けて、危をすくひまつれるほし、高家たけをのみにこそありけれ。かれ、左中將は、玉の中の八さか瓊ともまして、高家は劍の中の眞劍と云つべし。是はしも、延元々年五月二十餘り五日の戰にして、其は太平記につばらなれば、曾疊かさねて、古の處女塚、みやびに悲しき所、忠にいそしき蹟となりてゆ、あら玉の年月、五百とせまりを經て、今年、弘化三とせとうつらふ年、更に石ぶみを建て、其いさをしを輝すも、年經て、ますます顯れぬべきなりけむ。かゝれば、此石ぶみ、ときはかきはに朽ず破れず、ものゝふの鏡と、千とせまで照さむかも、萬代かけてつたへさせむかも。

弘化三年丙午十一月

紀の殿人　伊達葭二郎藤原千廣記

筑後將軍梅紀念之碑

將軍梅紀念之碑

小松宮彰仁親王御筆

同　碑陰文

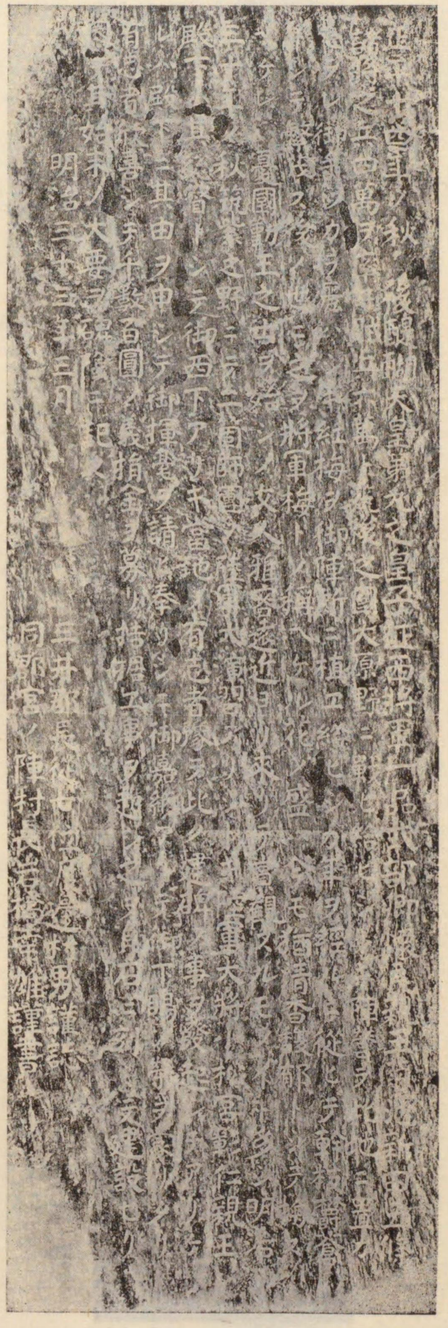

將軍梅記念之碑々陰文（譯文）

正平十四年の秋、後醍醐天皇第九の皇子、征西將軍一品式部卿懷良親王、菊池、新田、五條諸將の兵四萬を率ゐ、賊兵六萬と、筑後國大原野に戰ひ給ひし時、陣營此地に置かせられ、御手づから麗はしき紅梅を御陣所に植ゑ給ひしが、年を經るに從ひて、幹枝鬱蒼として繁茂す。後の世に、之を將軍梅とぞ稱へける。花の盛は、今も猶清香馥郁として掬すべければ、憂國勤王の士を始め、文人雅客遠近より來りて賞觀するものいと多し。明治三十年の秋、筑紫の野にて、二個師團の陸軍大演習ありし時、陸軍大將小松宮彰仁親王殿下は、其總督として御西下ありき。當地の有志者、豫て此の建碑の事を發起してありけれども、殿下に其由を申して、御揮毫を請ひ奉りしに、御嘉納ありて、御下賜の榮を蒙りたり。有志者、欣喜して千數百圓の義捐金を募り、拮据工事を起し、之を貞石に刻して建設せり。因て、其始末の大要を碑陰に記す。

明治三十三年三月

三井郡長從七位　渡邊村男　謹誌

同郡宮の陣村長　岩橋幸雄　謹書

駿河佐野原神社碑

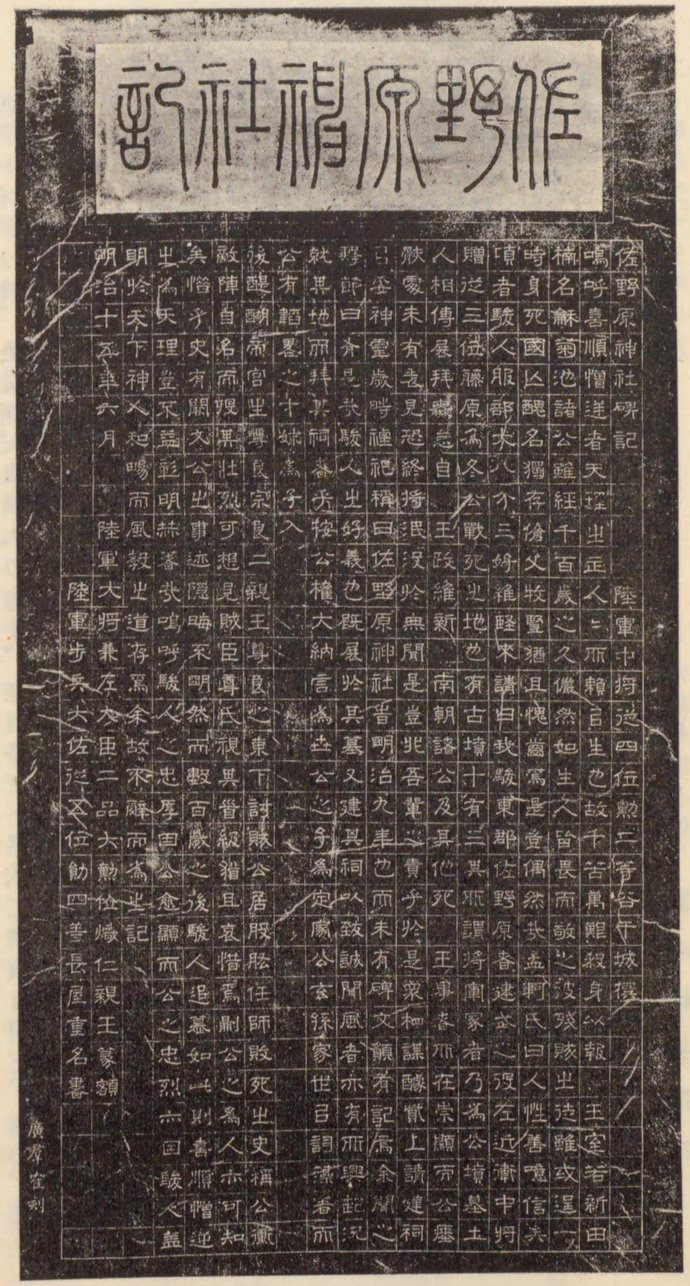

谷干城撰文

佐野原神社碑（譯文）

陸軍中將從四位勳二等　谷干城撰

嗚呼、順を喜び逆を憎むは天理の正、人々賴て以て生る所なり。故に、千苦萬艱、身を殺して以て　王室に報ゆ。新田、楠、名和、菊池、諸公の若き、千百歲の久しきを經ると雖、儼然として生けるが如く、人皆畏れて、而して之を敬す。彼れ殘賊の徒、或は一時を逞しうすと雖、身死し國亡び、醜名獨り存す。傖父牧童、猶且つ齒ひするを愧づ。是、豈偶然ならんや。孟軻氏曰く、人の性善しと、噫〻信なるかな、頃者、駿人服部大八、三好維堅を介し、來り請ふて曰く、我駿東郡佐野原は、建武の役、左近衛中將贈從三位藤原爲冬公戰死の地なり。古墳十有三あり。その所謂、將軍塚は、乃ち公の墳墓と爲す。土人相傳へて、展拜怠ることなし。王政維新より、南朝の諸公、及び其の他王事に死する者、所在崇顯して、公瘞骸の處、未だ表見あらず。恐らくは終に、無聞に泯沒せんとす。是豈に、吾輩の責にあらずや、是に於て、衆相謀り、貲を醵し、上請して祠を建て、以て神靈を妥め、歲時禋祀し、稱して佐野原神社と曰ふ、豈に明治九年なり而して、文を碑にし、題に記有るあらずと。余、之を聞いて節を擊ちて曰く是あるかな、駿人の義を好むや、既に、その墓を展し、又その祠を建て、以て誠を致す、風を聞く者も、亦興起する所あらん。況んや、其の地に就きて、其の祠を拜する者をや。按ずるに公は權大納言爲世公の子、定家公の玄孫たり。家世々詞藻を以て著はる、而して公韜略の才あり。妹爲子、後醍醐帝の宮に入りて、尊良、宗良二親王を生む。尊良の東下して賊を討するや公股肱に居て師に任ず、敗れて之に死す。史に稱す、公敵陣を衝き、自ら名のり、而して歿すと、其の壯烈想見すべし。賊臣尊氏、その首級を視て、獨且つ哀惜すと。則ち公の人となり亦知るべし。惜いかな、史闕文あり、公の事迹、隱晦明ならず、然り而して、數百歲の後駿人追慕すること此の如し。則ち、順を喜び逆を憎むの天理たること、豈に、益々彰明赫著ならざらんや。嗚呼、駿人の忠厚、公に因つて愈〻顯はれ、而して公の忠烈も、亦駿人に因つて益々天下に明かにす。神人和暢して、風敎の道存す、余、故に辭せずして之が記を爲す。

明治十五年六月

陸軍大將兼左大臣二品大勳位　熾仁親王篆額

陸軍步兵大佐從五位勳四等　長屋重名書

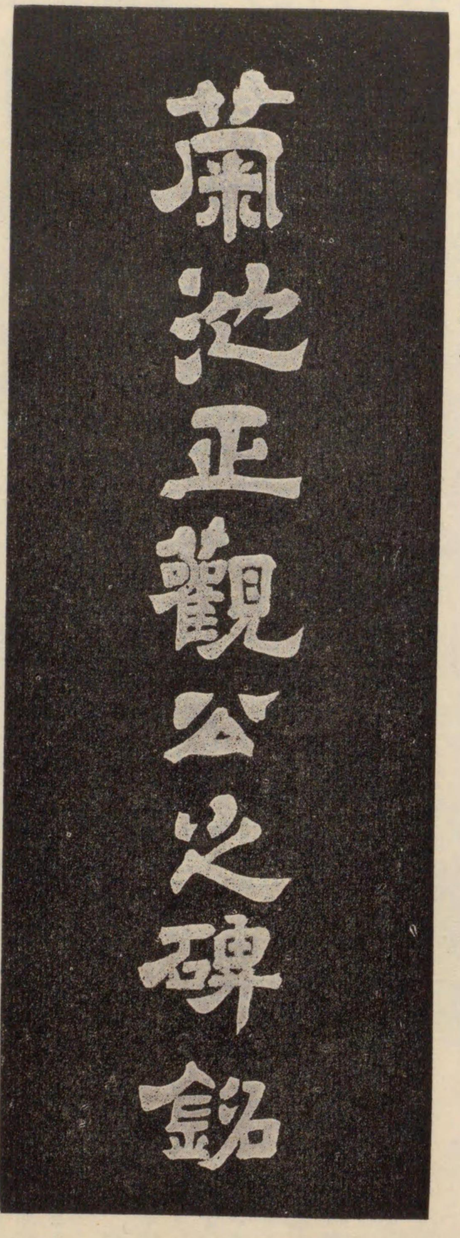
菊池正觀公之碑銘

隈府菊池武光公墓碑

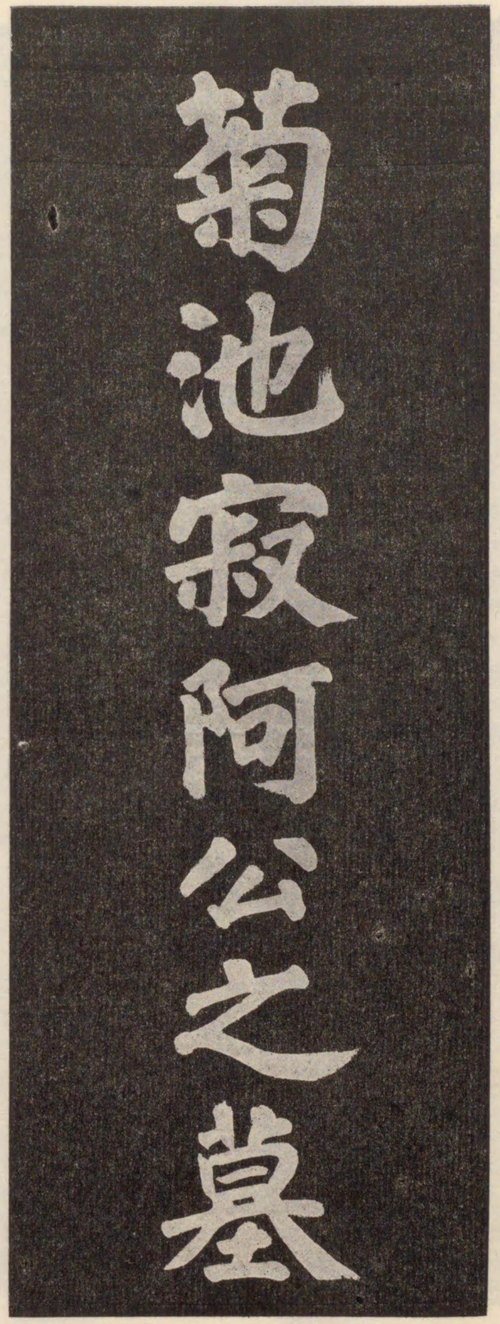
菊池寂阿公之墓

筑前菊池武時公墓碑

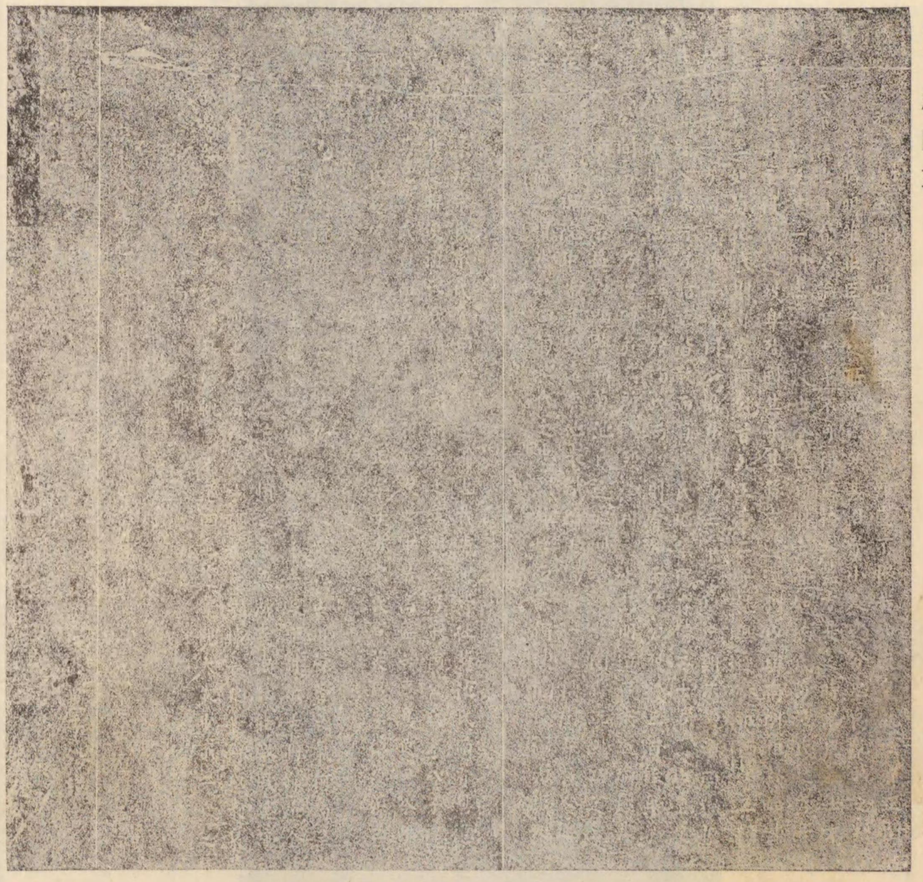

同碑陰文

菊池正觀公之碑銘（譯文）

嗚呼、元弘より明德に至る四十餘年、王室の難、豈に慘ならずや。夫の皇統の序、正閏の禮、器の如き、晦明を分つ臣子の敢て議する所に非ずと雖、然も其君子十人の分、忠良亂賊の判、別に天下後世自ら公論あり。昭々乎として得て掩ふべからず。蓋し、是の時に方り、忠臣義士多からずと爲さず。然も、其一門叛心なく、數世臣節を全うする者に至りては、則ち未だ楠氏、菊池氏の盛に如く者有らず。楠廷尉の如きは、匡復遂げず、身を殺して國に殉ず。其子其孫、克く遺訓に遵ひ、能く南朝と俱に、其忠盛を終始す。菊池氏の如きに至りては、則ち寂阿公より、首として王事に死し、二子繼で興り、征西を繼承し、專ら王事に盡し、天の一方に節鉞し、宗族子弟、同心戮力して、以て王子に勤め、善く北朝をして、筑海、西陲を窺はざらしむ。既にして、神器洛に入り、南方の諸臣、皆散じて、菊池氏嶋起、獨り存傳すること二十餘世、以て久利氏に至る。此に其の忠誠を減せず。楠氏に異るなくして、然も別に加ふるあり。楠公歿後三百餘年、水藩義公、聞て慕ひ、則ち碑を公の戰死する所なる湊川に建て、且つ明の遺民朱之瑜に請ふて、其の文を誌す。於是、楠公の忠、益々以て炳焉たり。而して遺忘するもの〻如く、漸く墟の南に禪院あり、中歲半ば陵遲し、他未だ識るべきなし。境土獨り、樹石垣樹の存するありて、唯徒に當年追想の淚を濺ぐのみ。鄕人澁江氏父子、之を痛み、喟然として歎じて曰く、菊池氏の忠烈此の如くにして、奈何ぞ楠氏の後榮に似ざるやと。之を豪族宗氏に謀る。宗氏答へて曰く、是我の罪なり、我先世、皆菊池氏に仕へて恩德あり。吾將に財を捐て碑を建てんとすと。便ち澁江氏をして、予に文を請はしむ。而して之を鐫す。正觀公は、乃ち寂阿公の第八子にして、諱は武光、其兄諱は武重に繼で立つ者、其德數世に烈にして、中ごろ最も盛を爲す。軍を勞ひ、最も史に通ず。今既に滅せず。澁江氏、名は公豐、字は子介、宗氏、名は英盈、字は德次、家を治め、里に名あり。諸子や、まことに義に勇なりと謂ふべし。乃ち、銘に曰く、

菊池氏の墟、俯して悵々たり、復た仰いで慨然たり。突兀たる山川、鬱蒼の氣、何ぞ今に易らん。池邊悲風忽ち生じ、萬木皆鳴る。魂動き魄怒る。殿戰討て士を傷け、萬籟起て金鼓轟く、豺狼の衆遮る莫し。敢て說く慷慨悲憤の氣、發洩する所なきか。故に能く、風に激し雷に廷し、日月明暗四百歲、未だ嘗て竭きず。また況んや節義に有るをや。寃鬼且丑を追ひ、袞を懷ふて高碑を建て、以て泉臺の念を表す。若し夫れ紈飛の厚者、益々其感慨を思ふ。而して未だ窺回せず。史次嘗て觀る、大友、少貳二氏の墟、弔慕するもの全く有らず。泫然として、而して、涕泣すべきならずや。

安永八年己亥夏四月

○○○○　懃士厚謹撰
澁江公豐子錫謹書

碑字磨滅し、殆んど讀むべからず。恐らくは、誤譯する所あらむ。尙署名の終尾、一二行の文あれども、また知得し難かり。

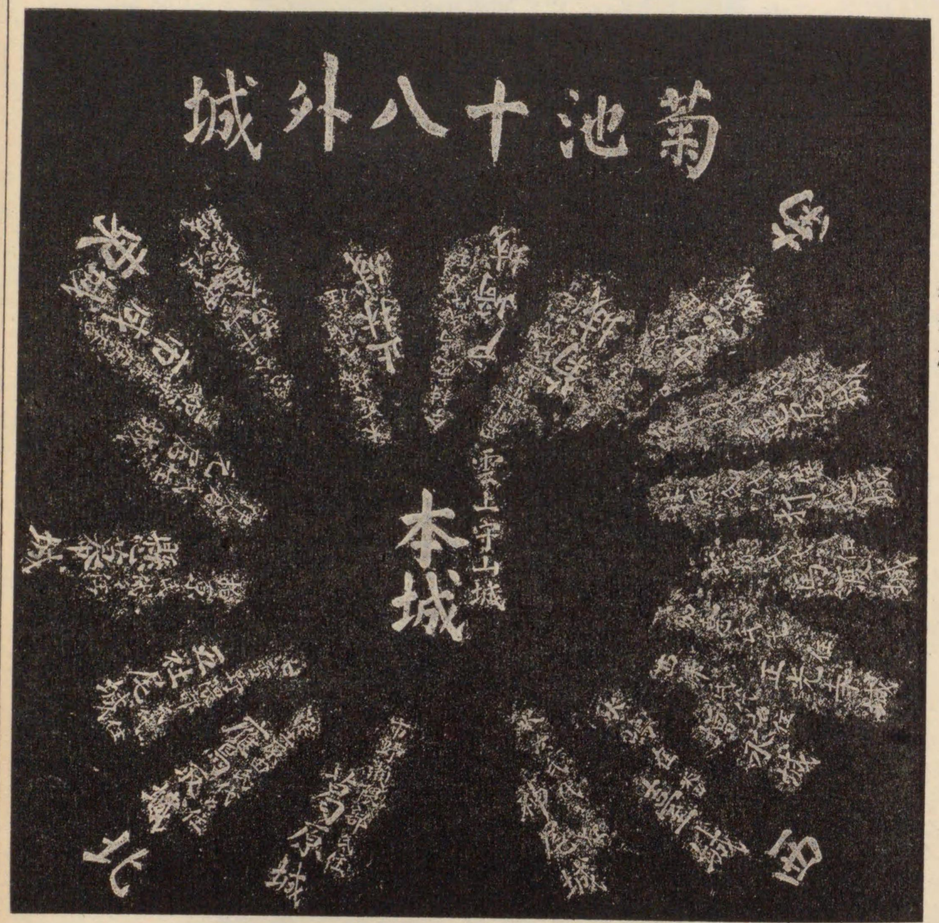

隈府 菊池十八外城碑

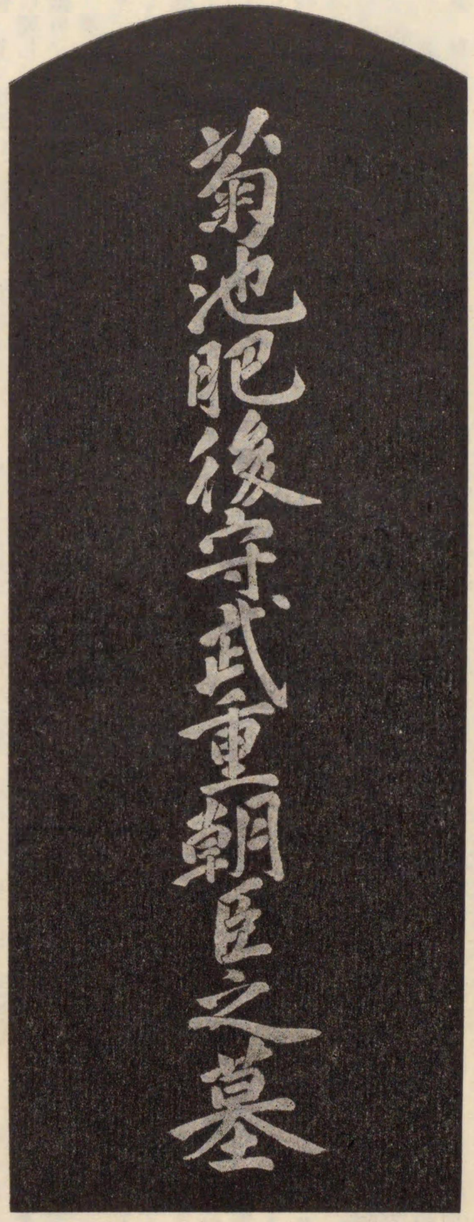

隈府 菊池武重公墓碑

伊豫星岡表忠碑

星岡表忠之碑

二品貞愛親王書

伏見大宮殿下御筆

東より右廻

市成城　原深葉在番
黄金塚城　惣谷平山氏住
正林城　木庭城氏代々住
戸崎城　今村鹿島氏代々住
菊　城　深川赤星氏代々住
古池城　出口氏代々住
亀尾城　阪井關部代々住
打越城　林原氏代々住
馬渡城　蛇塚氏代々住

本　城
雲上守山城

正光寺城　加惠氏代々住
增永城　西郷氏代々住
臺　城　水島在番
神尾城　水次氏代々住
葛原城　市野瀬隈部氏住
鷹取城　染土原田氏代々住
五社尾城　雪野隈部氏代々住
懸幕城　栢原氏代々住
元居城　伊倉氏住

同　碑陰記

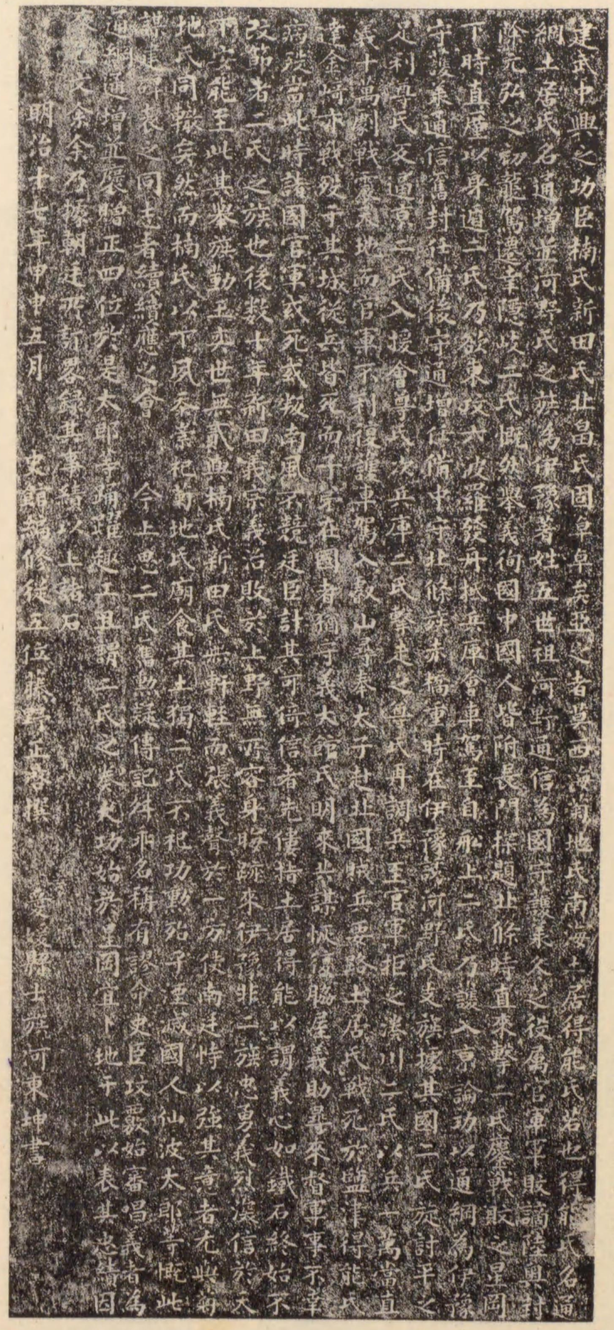

藤野正啓撰文

建武中興之功臣、楠氏、新田氏、北畠氏、固より卓々たり。之に亞ぐ者は、西海の菊地氏、南海の土居、得能氏に若く莫きなり。得能氏、名は通綱、土居氏、名は通增、並に河野氏の族、伊豫の著姓たり。五世の祖河野通信、國の守護と爲る。承久の役官軍に屬し、軍敗れて陸奥に謫せられ、封除かる。元弘の初、龍駕隱岐に遷幸するや、二氏慨然義を擧げ、國中を徇ふ。國人皆附す。長門の探題北條時直、來りて二氏を擊つ。鏖戰して、之を星岡の下に敗る、時直僅に身を以て遁る。二氏、乃ち東して六波羅を攻めんとす。舟を發して兵庫に抵る。會ま、車駕船上より至る、二氏、乃ち護して京に入る。功を論じ、通綱を以て伊豫守護と爲し、通信の舊封を承け、備後守に任ず。通增備中守に任ず。北條の族赤橋重時、伊豫に在り、河野氏の支族を誘ひ、其國に據る、二氏旋りて、討ちて之を平ぐ。足利尊氏反きて京に逼るや、二氏入て援く。會ま、尊氏兵庫に次す。二氏、擊て之を走らす。尊氏、再び兵を調へて至る。官軍之を湊川に拒ぐ。二氏、兵一萬を以て、直義の十萬に當る。劇戰天地に震ふ。官軍利あらず、復た車駕を護りて叡山に入る。尋いで、太子を奉じて北國に赴く。賊兵路に要し、土居氏鹽津に戰死す。得能氏、金ケ崎に達し、亦其の城に戰歿す。從兵皆死して、子弟國に在る者、猶義を守る。大館氏明、來り共に恢復を謀る。脇屋義助、尋いで來りて軍事を督し、不幸病に歿す。此時に當り、諸國の官軍、或は死し、或は叛し、南風競はず、廷臣計りて其倚信すべき者、先づ土居、得能を僂指す。おもへらく、義心鐵石の如く、終始節を改めざる者二氏の族なりと。後數十年、新田義宗義治、上野に敗れ、身を容るゝに所なく、跡を晦して伊豫に來る。二族の忠勇義烈、深く天下に信ぜらるゝに非ずんば、安んぞ能く此に至らん。其舉族勤王、奕世貳なく、楠氏、新田氏と軒輊なく、義聲を一方に張り、南廷をして、恃て以て其意を强うせしむる者、尤菊地氏と轍を同じうす。然り而して、楠氏以下、夙に崇祀を忝うす。菊地氏其土に廟食す。獨二氏祀られず。功勳殆んど湮滅す。國人仙波太郎等、此を慨き、碑を建て之を表せんことを謀る。同志者續々之に應ず。會ま、今上、二氏の舊勳を思し、傳記の舛、名稱に乖く者謬あるを疑はせたまひ、史臣に命じて攷覆せしめられ、始めて義を唱ふ者を審にし、通綱、通增となし、並に褒して正四位を贈らる。於是、太郎等踊躍し工に趣く。且謂ふ、二氏の大功を始て星岡に奏す、宜しく地を此に卜し、以て其忠績を表せんと。因て、來り文を余に乞ふ。余、乃ち朝廷訂す所に據り、略ぼ其事績を錄し、以て諸を石に上す。

明治十七年甲申五月

史館編修從五位　藤野正啓撰

愛媛縣士族　河東坤書

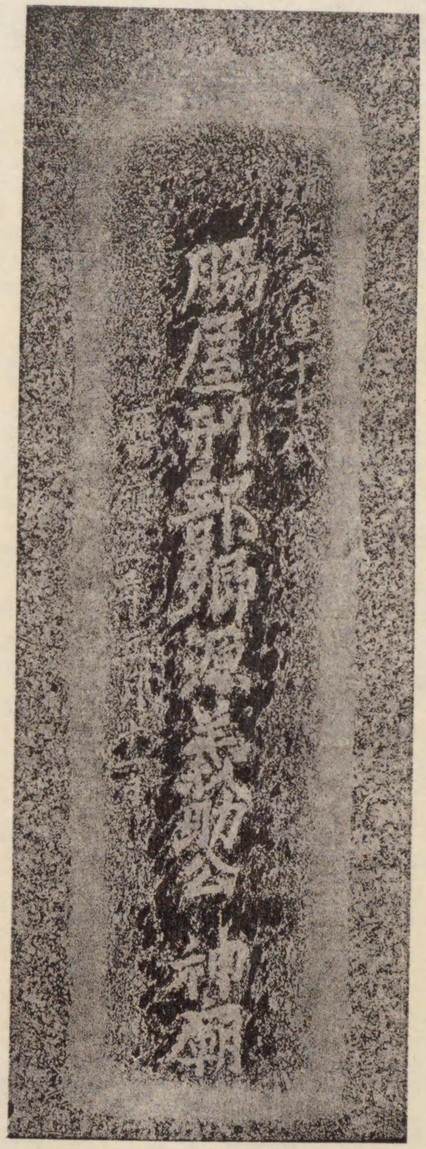

伊豫脇屋義助公墓碑

同碑陰文

脇屋卿贊

舉兵廟算仗義速驅
桓桓雄武可起懦夫
戰功籍甚名與兄俱
病殁南海時乎命乎

此贊者益軒貝原氏八十餘歲而所作也余偶讀自娛集得之感懷不能已焉因謀之於同志相與刻石以奉建于墓側云

文政己丑仲夏日
佐伯惟忠謹識

伊豫大館氏明朝臣墓碑

脇屋義助廟碑（譯文）

清和天皇十七代

表面　脇屋刑部卿源義助公神廟

曆應三年五月十一日

脇屋卿贊

擧兵廟算、義に仗り速に驅く、
桓々たる雄武、懦夫を起たしむべし、
戰功籍甚、名兄と俱にす、
病て南海に歿す、時か命か、

此贊は、益軒貝原氏、八十餘歳にして作る所なり。余、偶々自娯集を讀み、之を得て感懷已む能はず。因つて、之を同志に謀り、相與に石を刻し、以て墓側に奉建すと云ふ。

文政己丑仲夏の日

佐伯惟忠謹んで識す

大館氏明朝臣墓誌（譯文）

思ひきや伊豫の勢多山年を經て苔のむしたる驗見むとは
遠つ祖の住にし趾に來て見ればいとゞ哀れに濡るゝ袖哉
老が身の海山越てとひ來ればこたふるものは松風のおと
義は重くいのちは輕く捨し身の名は萬代に朽ぬものゝふ
過し世のうつゝなりせば今見るも夢とや云む跡慕ふ身は

八十三叟氏晴

朝臣は、鎭守府將軍源義家八代の孫大館太郎宗氏の二子なり。宗氏、新田義貞の姉を娶り六子を生む。長諱は幸氏、江州觀音寺城に戰死す。其次は、卽ち氏明朝臣なり。資性敢勇、元弘の亂、先登の功を以て、左馬介より昇りて左馬頭と爲る。此の時に當り、足利氏强大、兇暴日に熾なり。乘輿を牢宮に幽す。朝臣、時に兵を山陽に募り、其狼戾を憤り、健士三千を率ゐ、其守者を殲し、牢宮の阨を脫し、鳳駕を芳野に遷す。帝、深く其功を賞し、從四位少將に叙し、伊豫守を兼ねしめ、日月の御旗、及び伊豫國を賜ひ、以て四國の賊を征せしむ。於是、本州桑村郡勢多山に城き、細川賴春と交戰し、脇屋義助の病沒するに會す。賴春、之に乘じ兵を擧げて來り襲ふ。朝臣、亦已に之を虞ひ、謀を設けて之に備ふ。大に賴春の軍を壬生川に破る。然と雖、恢復の終に期無きを慮り、身を以て國に報いんと欲し後事を其臣岡部二郎忠行に托し、城に自盡す。實に、曆應二年己卯秋九月三日なり。享年三十八歲。其臣殉死する者十又七人、忠行、乃ち城を焚き骨を埋め、其首を函にし、上野國大館に返り、諸を世良田大通庵に葬る。謚して、天雄院殿崇嵩義明大居士と曰ふ。嗚呼朝臣、生を喪亂に受け、亂の日妙算不測、雄姿絕倫にして、鴻業を建つる能はず豈に、天の朝廷に祚せざるや、將た、命の斯の人に厚からざるや。曆應は今を距ること五百餘年、其忠烈功庸載せて史籍に在りと雖、年歲陵遲、湮沒に懼なき能はざるなり。故に、不肖孫氏晴、遠く此地に來り、碑を樹て勳を勒し、以て其烈を表す。

辭に曰く謂へらく山蓋し高しと、時ありて竭く、謂へらく淵蓋し深しと、時ありて竭く、天喪亂を降し、斯の英傑を殲し、身を以て國に徇じ、其名節を全うす、赫々たる令聞、千載滅する罔し、凜然たる威風、霜雪よりも烈、

氏明朝臣十七代孫
平安　大館中務入道謙堂氏晴謹誌

天保八年丁酉春三月

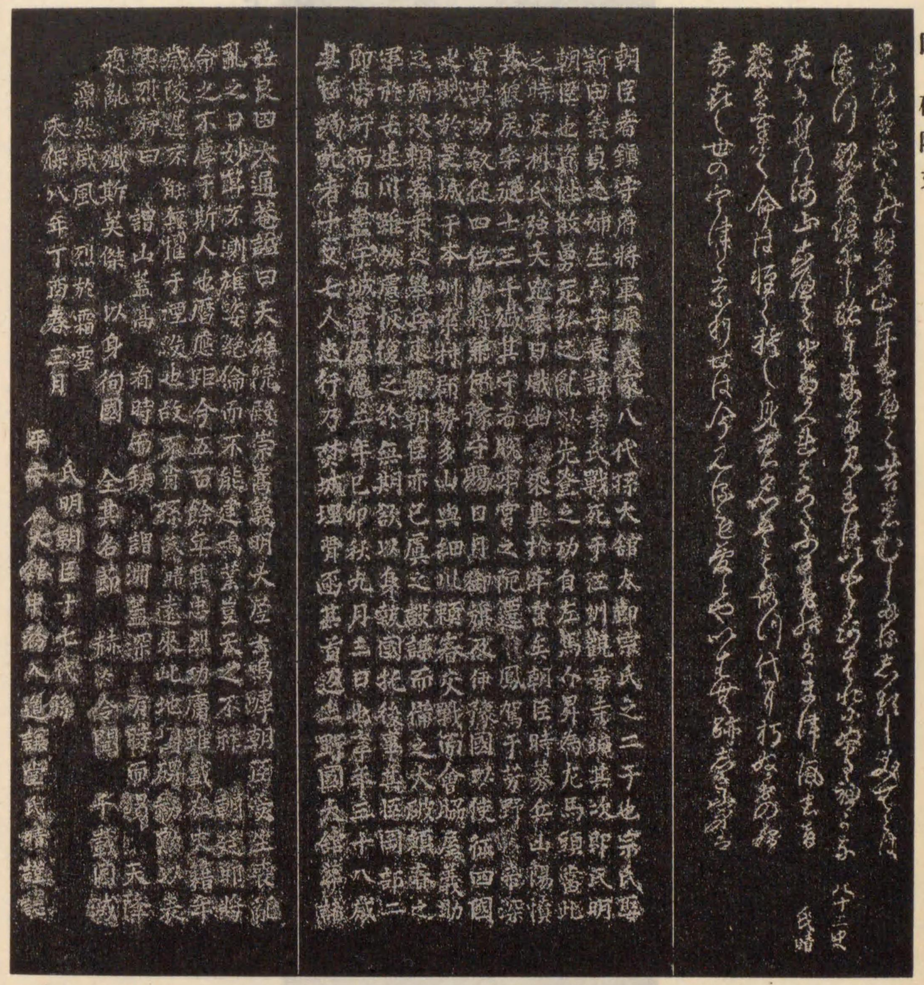

殉死忠臣之墓（譯文）

長臣　岡部出羽守忠重

新海太郎貞廣　中川三郎兵衛正頼
新海四郎貞秋　木崎八郎定能
新海五郎貞行　中瀬二郎政道
境四郎左衛門光重　中瀬三郎政光
境十郎光信　中瀬六郎政信
太田宗藏秀行　龜岡忠三郎武元
小山田傳内定成　中山八郎高俊
　　平塚金吾久光
　　平塚七郎久行

韓非子曰く、之を前に爲す莫んば、美と雖彰はれず。之を後に爲す莫んば、盛と雖傳はらずと、碑面記す所の十七士は、大館氏明朝臣の臣、曆應二年巳卯秋九月三日朝臣に殉ずる所、以て其節を全うするなり。豈に、之を前に爲す者に非ずや。今茲天保八年丁酉春三月、天涯先生碑を樹て、以て、其盛烈を彰はし、美名を不朽に傳ふ。蓋し之を後に爲す者に非ずや。贊に曰く、卓然として奪ふべからざる者は、それ節か、炳焉として揜つべからざる者は、それ名か、

西條の臣　馬彦銘併錄

伊豫殉死忠臣之墓

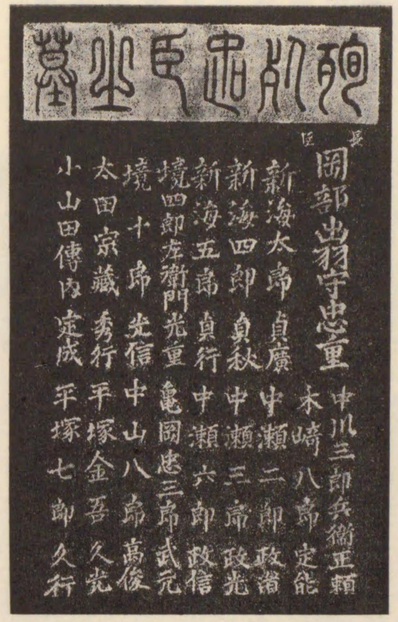

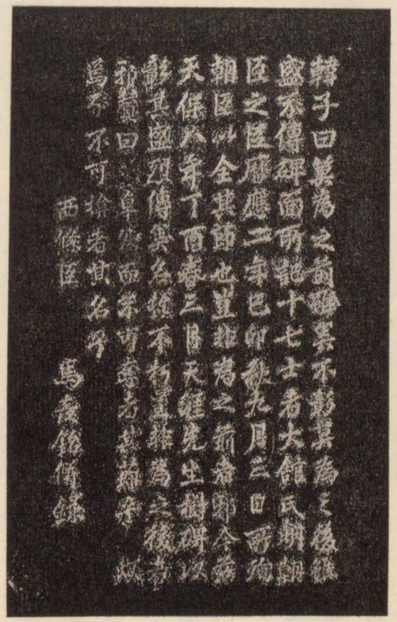

伯耆守名和公碑

故伯耆守名咊君碑

同碑陰

森尚謙撰文

故伯耆守名和君碑陰記

自古忠臣義士殉節喪死者必建祠祭之且募致敬使民有勇止知方歟時表紀放士見危而致命彼浪惨喪死於唐丈謝殉節於宋宇廟食非所以崇德之心乎故伯耆守名和公源朝臣請老年考伯州名和莊人也下於元弘之多難迎後醍醐帝於北上迎来見焉不幸而遇乱亡之歳力戦没于兵庫懐良親王京師其忠義不渝古賢將許弟竝非可以概見焉然士氣誠可令

名和公肖像記

森田節齋撰文

故伯耆守名和君碑陰記（譯文）

水戸侯臣　森尚謙撰幷書

古より、忠臣義士、節に殉じ、死を善くする者、必ず、祠を建て之を祭り、旦暮、敬を致す。民をして、勇且つ知ある、歳時に方り奉祀し、士を敎へ危を見て、命を致さしむ。彼の張許、死を唐に善くし、文謝、節に宋に殉ず。皆、廟食を享く。德を崇び、敎を設くる所以に非ずや。故伯耆守名和公、源朝臣、諱は長年は、伯州名和莊の人なり。元弘の多難に下り、後醍醐帝を船上に迎へ、遂に、乘輿を奉じて、京師を恢復す。其の忠義、古賢將に耻ぢず。竹帛に垂るゝ所。以て概見すべし。不幸にして、延元の變に遇ひ、力戰、敵中に沒す。嗚呼、形骸を一時に壞ると雖、名節を百世に傳ふ。凜然たる士氣、誠に懦夫をして、志を立つるを知らしむべし。今名和莊、氏殿の神祠、此れその靈なり。近年、大守羽林池田公、地を擇び祠を移し墾田を之に附し、臣大窪友尙、其の事を奉じ、且つ力を興造に竭す。祠乃ち成り、像乃ち設く。是れ祭り、是れ饗す。其の詳は、福住道祐の錄す所に見る。友尙、尙謙に請ひて、記を爲る。我水戸相公、篤く南朝を崇び、名和公と、志を千載の後に同じうす。尙謙、その家に事へ、豈に敢て辭す所ならんや。又、從て之に繫るに辭を以てす。曰く、船上駕を迎ふ、佐命忠臣、大宮の力戰、義を取り、仁を成す。霜を凌ぐの氣節、日を貫くの精神、氏殿の舊址、威德惟れ新なり。

元祿三年八月　日

安政五年五月　日

因幡伯耆國主、從四位上行左近衛權少將源朝臣慶德、建

伯耆守名和公肖像記（譯文）

均しく是武夫なり、漢土文明の邦に生れて、書を讀まず、大義に暗き者あり。本邦文運未開の時に生れて、書を讀み、大義に明かなる者あり。余聞く所を以て之を徵するに、梁の王彥章の如きは、我故伯耆守名和公是なり。彥章、梁の猛將となり、勇三軍に冠とし、功一世を蓋ふ。然も、其の事ふる所、逆賊朱溫の朝なり。爲す所、逆賊の子孫に死するなり。逆賊の朝に事へ、逆賊の子孫に死す、勇三軍に冠とし、功一世を蓋ふと雖、亦一の逆賊のみ。然るに、彥章、亦美質、其の書を讀ましめば必ず能く節を全うせむ。唯其の書を讀まざるは、節を全うする能はざる所以なり。淸の湯來賀、彥章を以て、身を殺して不仁を成すと爲す。知言と謂ふ可し。名和公、元弘の時に方り、新田、楠の諸公と共に、正統の天子を扶けて、逆賊を討滅し、遂に、中興の業を成す。天下再び亂るゝに及び、躬を以て難に殉ず。公の忠義、固と天性に出づ。然も、其の節を全うするも亦由る所あり。聞く美作眞島郡雲南寺、公の手書する所の宋詩あり。余其の模本を覩るに、雄勁高逸、頗る晉唐の風あり。公の文采風流、此の如し。蓋し、其の平生書を讀み、義理を講ぜしや必せり。唯其の書を讀み、義理を講ぜる能く節を全うする所以なり。所謂、身を殺して仁を成す者公に有り。夫れ彥章、大義に暗きこと彼の如し。其の肖像、後人必ず記せざるべし。而して歐陽修、之を記し數百言を累ねて贅す。公、大義に明かなる此の如し。其の遺像、後人宜しく記すべくして、未だ之を記する者有らざるは、豈に、千古の缺典に非ずや。伯耆名和莊神祠、公の木像安んず。因幡人赤石必、影本を持し、來りて記を余に請ふ。余之を展觀するに、軍裝嚴然、英風想ふべし。顧ふに、一代の大手筆に非ずんば、之を記する能はず、余其の人に非ずして、敢て辭せざる者、蓋し、方今の士、大義に明なること公の如く、且つ缺典を補はんと欲すればなり。

元治元年甲子五月十日

大和森田益撰

因幡原田寛書

阪越兒島高德公碑

赤松滄洲撰文

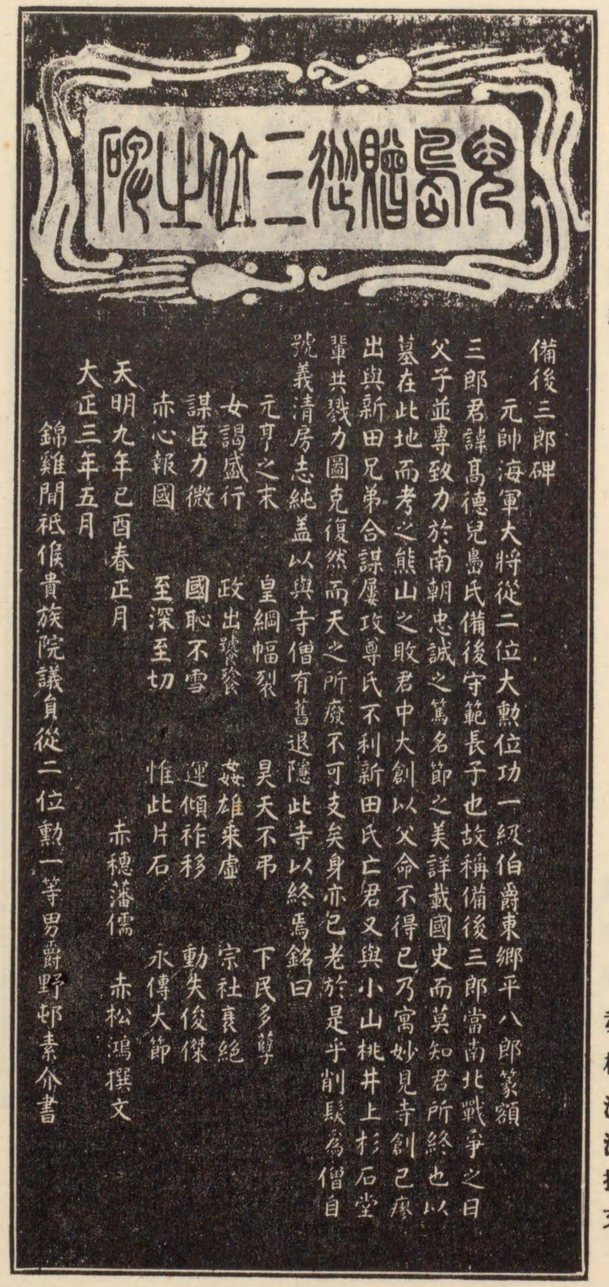

備後三郎碑

元帥海軍大將從二位大勲位功一級伯爵東鄕平八郎篆額

三郎君諱高德兒島氏備後守範長子也故稱備後三郎當南北戰爭之日父子並專致力於南朝忠誠之篤名節之美詳載國史而莫知君所終也以墓在此地而考之熊山之敗君中大創以父命不得已乃寓妙見寺創已瘳出與新田兄弟合謀屢攻尊氏不利新田氏亡君又與小山桃井上杉石堂輩共戮力圖克復然而天之所廢不可支矣身亦已老於是乎削髮爲僧自號義淸房志純蓋以與寺僧有舊退隱此寺以終焉銘曰

元亨之末　皇綱幅裂　昊天不弔　下民多孽
女謁盛行　政出饕餮　姦雄乘虛　宗社衰絕
謀臣力微　國恥不雪　運傾祚移　動失俊傑
赤心報國　至深至切　惟此片石　永傳大節

天明九年己酉春正月　赤穗藩儒　赤松鴻撰文

大正三年五月　錦雞閒祇候貴族院議員從二位勲一等男爵野邨素介書

備後三郎碑（譯文）

三郎君、諱は高德、兒島氏備後守範長の子なり。故に、備後三郎と稱す。南北戰爭の日に當り、父子並に專ら力を南朝に致す、忠誠の篤き、名節の美しき、詳かに國史に載す。而して君の終る所を知る莫きなり。墓の此の地に在るを以て之を考ふれば、熊山の敗、君中ごろ大いに創つき、父の命を以て已むを得ず乃ち妙見寺に寓し創已に瘳え、出て新田兄弟と謀を合せ、屢〻尊氏を攻めて利あらず、新田氏亡び、君又小山、桃井、上杉、石堂、輩と共に力を戮せ克復を圖る。然り而して、天の廢する所支ふ可らず、身も亦已に老ゆ。是に於てか髮を削り僧となり、自ら義清房志純と號す。蓋し寺僧と舊あるを以て、此の寺に退隱し以て終る。銘に曰く、

元弘の末、皇綱幅裂す、昊天弔せず、下民孽多く、女謁盛んに行はれ、政饗餐に出で、姦雄虛に乘じ、宗社衰絕す、謀臣の力徵、國恥雪がれず、運傾き祚移り、動もすれば俊傑を失ふ、赤心國に報い、至深至切、惟るに此の片石、永く大節を傳へん、

天明九年己酉春正月

赤穗藩儒　赤松鴻撰文

同碑陰記

碑陰記
塔在此地舊矣不知何人所造里人相傳稱備後三郎墓而莫知其果然否往年嘗試穿其陷地處則有題字曰義清房志純傍書正平二十年乙巳五月十三日按太平記綱目載三郎後改號義清房志純正平是南朝紀年其二十年即北朝貞治四年也於是乎始知傳言之不妄云近大西吉包恐其久而不可識因建碑其傍請余記其由余乃書其大略遂爲之銘

天明九己酉春正月
神武天皇即位紀元二千五百七十四年　赤穗藩儒　赤松鴻又識

贈從三位兒島高德卿嚮賜船岡神社社號爲官幣大社
吉野宮攝社而此地有此墳久屬荒頽今也鄉黨胥議修此墳建此碑以報
皇恩之萬一也今春偶訪滄洲先生古居靜思亭發見此遺文因以爲閻幽紀念
明治四十三年五月十三日　兒島贈從三位舊趾保存會名譽會員奧藤研造謹撰
贈從三位兒島高德卿五百五十年祭紀念碑建設數地三千坪修補開拓費
金七千餘圓家君出資所落成也春花秋月千萬億年
大正三年五月十三日　贈從三位兒島高德卿舊趾保存會長奧藤謹治拜誌

赤松滄洲誌

美作　院庄碑

碑陰記（譯文）

塔の此の地に在るや舊し、何人の造る所を知らず、里人相傳へて備後三郎の墓と稱す。而して、其の果して然るや否やを知るものなし。往年、嘗て試みに其の陷地の處を穿てば、則ち題字あり、曰く、義清房志純と、傍に正平二十年乙巳五月十三日と書す。按ずるに太平記綱目、三郎、後改めて義清房志純と號すと載す。正平は、是れ南朝の紀年、其の二十年は卽ち北朝の貞治四年なり。是に於てか、始て傳言の妄ならざるを知ると云ふ。近ごろ大西吉包、其の久しうして識るべからざるを恐れ因て碑を其の傍に建て、余に其の由を記さんことを請ふ。余乃ち其の大略を書し遂に之が爲に銘す。

赤松鴻又識す

贈從三位兒島高德卿、嚮きに船岡神社の社號を賜はり、官幣大社吉野宮の攝社と爲る。而して此の地此の墳有り。久しく荒頽に屬す。今や鄕黨胥議し、此の墳を修め此の碑を建て、以て皇恩の萬一に報ず。今春偶〻滄洲先生の古居靜思亭を訪ひ。此の遺文を發見す、因て以て闡幽の紀念と爲す。

明治四十三年五月十三日

奥藤研造謹撰

院庄旌忠碑（譯文）

元弘の亂、後醍醐帝、隱州に狩し、翠華此の地に次するの日、兒島備後三郎高德、密に、宿營に來り、櫻を削りて、書して云ふ。天、勾踐を空しくする莫れ、時に、范蠡なきにしも非ずと。事、口碑に詳なれば、此に贅せず。今、邑民傳稱する所の、往昔の櫻、泯滅するや既に舊し、厥の地、曾て東大門と號し、近ろ、其の遺蹤に因りて、新櫻一株を栽ゑ、又石に刊して、渠の忠誠を旌し、且つ、人をして、行在の蹟を識らしめんと欲す。銘に曰く、皇帝赫怒し、鳳駕西翔す。天神聖を翼く、爰に賢良を降し、片言櫻に誌し、百世芳を流す。分を明にし、賊を討つ。忠を罄し、王に勤む、義氣石に刻し、烈日嚴霜。

貞享五年、歲次戊辰、七月己亥、

美作　清眼寺兒島高德遺蹟碑

東魚西鳥相食以降海內鼎沸
勇猛豪傑奉　詔討賊豈遑枚
擧哉然世衰俗菲毀志操者比
比皆然當是之時材兼文武節
全始終者備後三郎高德此其
人也元弘二年　皇帝蒙塵六
龍出洛會駐院庄高德閑行詣
干行在上言無路因刮庭上之
櫻書語於其上果歷　天覽雄
偉之言俾百世之下懦氣激昂
因以興起矣矧野戰驍悍勤勞
最多旋到于南北分裂唱義誘
衆涉險被創厥心愈確未嘗可
動方之且則左袒暮則右袒趨
利避害以謀偸生者豈翅薰蕕
相判哉余政務之暇過於院庄
乃視乘輿所駐蓁莽塞路櫻亦
不存孰不傷懷哉是歲秋告
國君新開一路且樹以櫻今又
作銘刻誌于石然而他日有路
沒樹枯石誌亦以剝落則荒廢
復猶今乎是故余留斯文以俟
後之人後之人有與我同志繼
絕興廢者庶存此於無窮不亦
善乎高德距今三百年餘耀武
烈於當世此忠誠所致而丈夫
所榮也嗚呼高德何等人憶之
至此況於優高德者乎覽者以
爲勸則彼焉足畏勉旃勉旃遂
記貽之清眼寺

岩貞享五年龍集戊辰
秋九月上院
作陽執事長尾集人源勝明

清眼寺兒島高德遺蹟碑（譯文）

東魚西鳥相食みて以降、海内鼎沸し、勇猛の豪傑、詔を奉じて賊を討つもの、豈に枚擧に遑あらんや。然も世衰へ俗菲く、志操を毀つもの比々皆然り、是の時に當り、材文武を兼ね、節始終を全うする者、備後三郎高德此れ其の人なり。元弘二年、皇帝蒙塵せられ、六龍洛を出で、會ま院の庄に駐まる。高德閑行して行在に詣り、上言するに路なく因りて庭上の櫻を刮り、語を其の上に書く、果して　天覽を歷たり。雄偉の言、百世の下懦氣激昂、因て以て興起せしむ。矧んや野戰驍悍、勤勞最も多く、旋いて南北分裂に到り、義を唱へ衆を誘ひ、險を涉り創を被り、その心いよいよ確く、未た嘗て動かす可らず、方さに之れ、旦には則ち左袒し、暮には則ち右袒し、利に趨り害を避け、以て生を偷むことを謀るもの、豈に翅に薰蕕相判せんや。余政務の暇、院の庄を過ぎり、乃ち乘輿の駐まる所を視るに、蓁莽路を塞ぎ、櫻もまた存せず、孰れか懷を傷めざらんや是歲秋國君に告げ、新たに一路を開き、且つ樹うるに櫻を以てす。今又銘を作り刻して石に誌す。然り而して、他日路沒し樹枯れ、石誌亦以て剝落するあらば、則ち荒廢復た今の猶くならんか、是ゆゑに、余斯の文を留め、以て後の人を俟つ、後の人我と志を同じうし、絕を繼ぎ廢を興すものあらば、庶くはこれを無窮に存するもまた善からずや。高德今を距ること三百年餘、武を耀かし當世に烈なること、此れ忠誠の致す所にして、丈夫の榮とする所なり。嗚呼高德何等の人ぞ、之を憶ふて此に至る、況んや、高德に優らんものに於いてをや。覽者以て勸と爲さば、則ち彼いづくんぞ畏るゝに足らん、これを勉めよ、これを勉めよ、遂に記して、之を清眼寺にのこす。

歲は貞享五年龍集戊辰の秋九月上浣

作陽の執事　長尾隼人源の勝明

美作　院庄兒島高德碑告文

歲之六月余歸自京師乃先抵院庄檢近所建雙烈女碑併弔兒島子遺蹟又過清眼寺觀此文因歎云兒島氏忠義之擧固不待稱揚然使人之過院庄者莫不泫然泣下感發其忠孝之心間或出如所謂雙烈女者天下後世無其比蓋從長尾氏建碑表旌其遺蹟始矣顧當時森氏始封於茲土數十年間宜創法制令之不暇而長尾氏乃能建碑又恐後世或湮滅丁寧周密如是可謂經國良大夫也嗚呼安得有善用心於國家如長尾氏其人者與之衛藩屏哉又安得有忠孝大節如兒島子其人者與之勤勞於　王事哉碑面不刻姓名苟非讀之烏知出長尾氏之手余太恐其昧沒不長與兒島氏傳也摸刻以告于四方

慶應戊辰七月

美作國主　源　慶　倫

兒島高德碑告文（譯文）

歲の六月、余京師より歸る、乃ち先づ院の庄に抵り、近ごろ建つる所の雙烈女碑を檢し、併せて兒島子の遺蹟を弔ひ、又清眼寺を過ぎりて此の文を觀る。因て歎じて云ふ、兒島氏忠義の擧、固より稱揚を待たずして然り、人の院の庄を過ぐる者をして、泫然泣下し、其の忠孝の心を感發せざる莫らしむ。間々或は所謂雙烈女の如き者天下後世其の比なきを出す。蓋し、長尾氏の碑を建て、其の遺蹟を表旌せしより始まる。顧ふに、當時森氏始めて茲の土に封ぜられ、數十年の間宜く法制を創め、之を令するに暇あらずして、長尾氏、乃ち能く碑を建て、又後世或は湮滅せんことを恐れ、丁寧周密なる是の如し。經國の良太夫と謂つ可きなり。嗚呼、安んぞ善く心を國家に用うること長尾氏其の人の如き者を得て、之と藩屏を衛らんかな。又、安んぞ忠孝大節ある兒島子其の人の如き者を得て、之と王事に勤勞せんかな。碑面姓名を刻せず、苟くも之を讀むに非れば、烏んぞ長尾氏の手に出づるを知らん余はなはだ其の昧沒、兒島氏の傳とともに長からざるを恐るゝなり。摸刻して以て四方に告ぐ。

慶應戊辰七月

美作の國主　源の慶倫

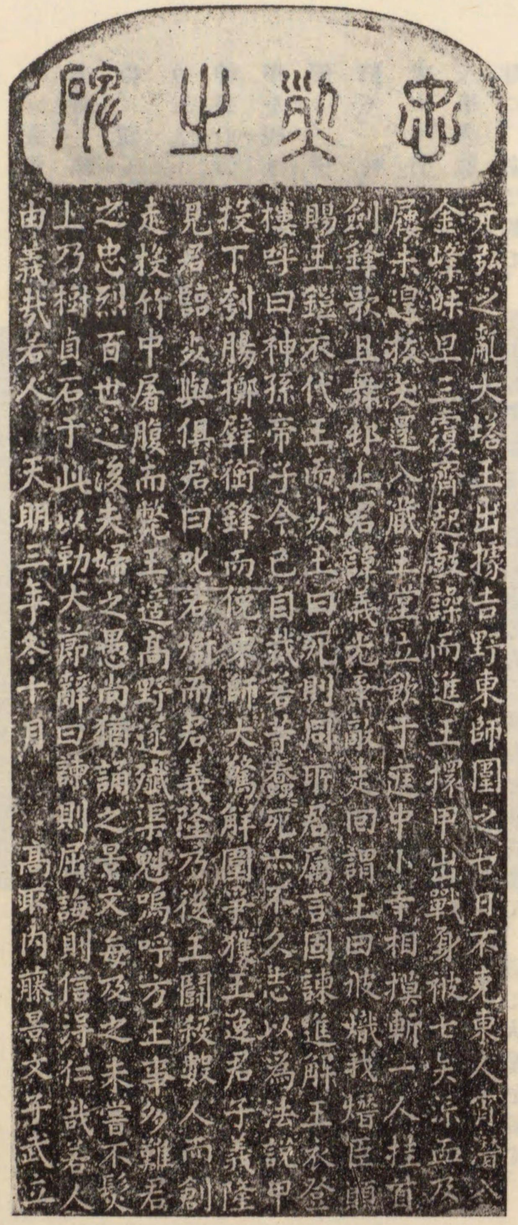

吉野　村上義光忠烈碑

内藤景文撰文

吉野村上義隆碑

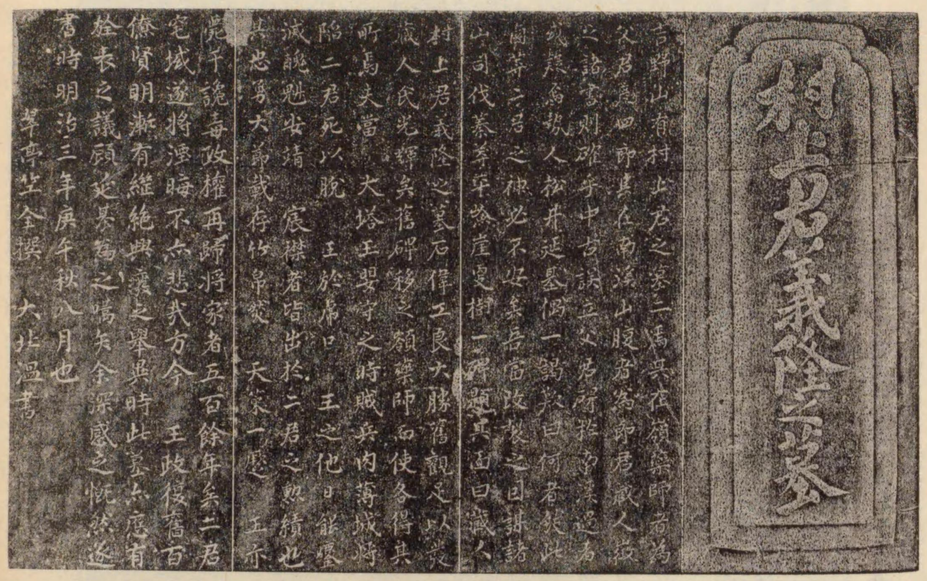

翠亭竺坌撰文

村上義光忠烈之碑（譯文）

元弘の亂、大塔王、出て吉野に據る。東師之を圍む、七日にして克たず。東人、宵に、潛かに金峯に入り、昧旦、三覆齊しく起り、鼓譟して進む。王甲を擐し、出て戰ふ。身に七矢を被る。流血屨に及び、矢を抜くに遑あらず。還りて、藏王堂に入り、立て庭中に飲す。小寺相摸、一人を斬り、首を劍鋒に掛け、歌ひ且つ舞ふ。村上君、諱は義光、敵を棄て、走り回りて、王に謂て曰く、彼熾にして、我熄なり。臣、願くは王の鎧衣を賜はゞ、王に代りて死せん。王曰く、死せば則ち、所を同じうせん。君、言を勵まし、固く諫め、進んで王の衣を解く。樓に登り、呼で曰く、神孫の帝子、今自裁す。若等、蠢々死も亦久しからず、志して、以て法と爲せと。甲を說きて投下し、腸を刳り、壁に擲ち、鋒を銜んで俛る。東師、大に驚き、圍を解き、爭ひ獲る。王逸す。君の子義隆、君に見え、死に臨み與に俱にせんとす。君曰く、叱、若ち君を衛れと。義隆、乃ち王に從ひ、鬪ふて數人を殺し、而して創し、走りて竹中に投じ、屠腹して斃る。王、高野に適る。遂に、渠の魁を殲す。嗚呼、王事多難に方り、君の志烈、百世の後、夫婦の愚、尙猶之を誦す。景文、之に及ぶ毎に、未だ嘗て、髮上らずんばあらず。乃ち、貞石を此に樹て、以て大節を勒す。辭に曰く、諫れば則ち屈、誨れば則ち信、仁を得るや若人。義に由るや若人。

天明三年冬十月

高取　内藤景文子武立

村上義隆碑（譯文）

吉野山村上君の墓二あり。其の嶺藥師に在るもの父君彥四郎となし、其の南溪山腹に在るもの郎君藏人と爲す。之を諸書に徵すれば則ち確乎なり。中古誤りて父君の碑を南溪に立て、過る者或は疑ふ。勢人松井延基、偶ま一謁して歎じて曰く、何者ぞ此の鹵莽を致す、二君の神必ず安んぜじと。吾當さに改めて之を製せんとし、因つて諸山司に謀り、蓁莽を伐り、嶮崖を平げ、更に一碑を樹て、其の面に題して曰く、藏人村上君義隆の墓と、石偉に工良く、大に舊觀に勝る、以て藏人氏の光輝を發するに足れり。舊碑は之を嶺藥師に移し、而して各其の所を得せしむ。夫れ大塔王嬰守の時に當り、賊兵肉薄し、城將に陷らんとするや、二君死して以て王虎口に脫し、王の他日能く醜魁を鏖滅し、宸襟を安靖するもの、皆二君の勳績に出づるものなり。其の忠勇大節、載せて竹帛に存す。然るに天策一蹶、王もまた讒毒に斃れ、政權再び將家に歸するもの五百餘年、二君の宅域遂に湮晦せんとす、亦悲しからずや。方今王政復舊し、百僚賢明にして、漸く繼絕興廢の擧あり。異時、此の墓も亦應さに旌表の議あらん。顧れば、延基之が嚆矢なり。余深く之に感じ、慨然遂に書す。時に明治三年庚午秋八月也。

翠亭竺全撰　大北溫書

金剛寺自天王碑

自天王碑

大和吉野郡川上莊有自天王墓頃者郡中士庶胥議欲建碑以表其蹟謹按舊誌王諱尊秀稱自天王一稱北山宮父曰萬壽寺宮爲　後龜山帝曾孫王幼在伊勢逃禍民伍後徙大和北山莊瀧川寺擁神璽凡十又五年嘉吉之變赤松滿祐伏誅國除其遺臣中村貞友上月滿吉等欲建功以興復主家乃詐來仕漸得昵近長祿元年十二月二日夜乘大雪襲殺王持王首及神璽而去至伯母谷阻雪土人因要擊之鹽谷村人大西助五郎射殪貞友餘賊委王首於途獨懷神璽而逸乃葬王于神野谷金剛寺域中謚曰自天院建祠宇每歲二月五日及十二月二日行祭典至今不渝云夫赫赫皇孫瑣尾流離僅保生于深山窮谷而卒斃于賊手何其慘也抑南北同一帝統也自祖宗觀之何有彼此之分而論者或以南北講和之後帝統歸一故抗京師者擧以爲賊嗟是視其外而未察其內也夫足利尊氏之立光明帝實弁髦之故約兩統更立而再違之專橫恣睢莫復所忌憚是忠臣義士之所以痛憤切齒而其擁皇胤抗京師者欲誅除逆臣以匡復朝廷耳乃目以賊而不察其深心苦行豈可謂通論乎哉　今上皇帝復興祖業總攬乾綱於是列朝之宿憤始消自天王之寃魂得伸矣而終始竭心於　朝廷捐身於王事子孫遵守遺訓以至今日者莫吉野郡士庶之若焉則今日建碑之擧蓋有非偶然者乃系之以銘曰

鬱彼南山　群峰矗矗　境險人忠　四朝託躅　四朝跡斷　維王再續
擁護神璽　于彼窮谷　嗟乎慘矣　兇奴碎玉　大雪漫天　山崩鬼哭
天運有數　往者必復　聖皇斯出　旋轉坤軸　於戲皇孫　舊勛卓卓
豐碑爰銘　千載流馥

陸軍中將二品勛一等小松彰仁親王題額
明治十五年十二月　元老院副議長正三位勳二等東久世通禧撰并書

自天王碑（譯文）

大和吉野郡川上莊、自天王の墓あり。頃者、郡中の士庶、胥謀し、碑を建て、以て其の蹟を表せんと欲す。謹んで、舊誌を按ずるに、王諱は尊秀、自天王と稱し、一に北山宮といふ。父を萬壽寺宮と稱す。後龜山帝の曾孫たり。王、幼にして伊勢に在り、禍を民伍に逃る。後、大和北山莊瀧川寺に徙る。神璽を擁すること、凡そ十又五年、嘉吉の變、赤松滿祐、誅に伏し、國除かる。其の遺臣、中村貞友、上月滿吉等、功を建て、以て主家を興復せんと欲し、乃ち詐り、來り仕へ、漸く昵近するを得。長祿元年十二月二日夜、大雪に乘じ、襲ふて王を殺し、王の首、及び神璽を持て去る。伯母谷に至り、雪に阻めらる、土人、因て之を要擊し、鹽谷村の人、大西助五郎、射て貞友を殪す。餘賊、王の首を途に委し、獨り、神璽を懷にして逸す。乃ち王を、神野谷金剛寺域中に葬る。諡して、自天院と曰ふ。祠宇を建て、每歲二月五日、及び十二月二日、祭典を行ひ、今に至る渝らずと云ふ。夫れ、赫々たる皇孫、瑣尾流離、僅に生を深山窮谷に保ちて、卒に賊手に斃る。何ぞ、其の慘なるや。抑、南北同一の帝統なり。祖宗より、之を觀れば、何ぞ彼此の分あらん。論者、或は南北講和の後、帝統一に歸するを以て、故らに京師に抗する者、舉げて、以て賊と爲す。嗟、是れ其の外を視て、未だ其の內を察せざるなり。夫れ、足利尊氏の光明帝を立つる、實に、之を辨髦す。故に、兩統更立を約して、再び之に違ふ。專橫恣睢、また忌憚せる所なし。是、忠臣義士の、痛憤切齒する所以にして、其の皇胤を擁し、京師に抗する者、逆臣を誅除し、以て朝廷を匡復せんと欲するのみ。乃ち、目するに賊を以てし、其の深心苦行を察せざる、豈に通論と謂ふべけんや。今上皇帝　祖業を復興し、乾綱を總攬す。是に於て、列朝の宿憤、始て消え、自天王の冤魂、伸ぶるを得。而して、終始、心を　朝廷に竭し、身を王事に捐て、子孫遺訓を遵守し、以て今日に至る者、吉野郡士庶の若きは莫し。則ち、今日建碑の擧、蓋し、偶然に非ざる者あり。乃ち之を系るに、銘を以てす。曰く、

鬱たる彼の南山、群峯矗々、境險にして人忠、四朝蹟を託す、四朝跡斷え、維れ王、再び續き、神璽を彼の窮谷に擁護す。嗟乎慘たり。兇奴、玉を砕き、大雪天に漫る。山崩れ、鬼哭す。天運數あり、往く者、必ず復る。聖皇、斯に出で、坤軸を旋轉す。あゝ皇孫、舊勛卓々、豐碑爰に銘す、千載、馥を流さん。

陸軍中將二品勛一等　小松彰仁親王題額
元老院副議長正三位勳二等　東久世通禧撰並書

明治十五年十二月

十津川折華冢碑

嗚呼此　南朝忠臣片岡八郎君埋骨處也當　元宏帝之狩于笠置也護良親王遁南都君及矢田彦七等從遂共為道士裝走熊野出大和十津川鄉鄉士殿野兵衛竹原八郎迎而奉之居半載賊來逼君乃戰死因葬於此實元宏之二年也衆慕其忠烈過冢者必折花薦之世號曰折花冢爾來殆六百年遺烈被於一鄉鄉士皆忠肝義膽文久慶應之際首倡大義明治中興與有力焉　朝廷過之殊厚鄉士咸相告曰吾儕知竭力王室得以至此者皆君在天之靈有以默牖其衷也而令君之冢埋沒於亂草荒蓁也可乎哉願速表章之俾後世子孫共知由來乃相與立碑勒文更待折花者於無窮云

明治十四年五月吉日播磨竈山雲平謹撰

太政大臣三條實美篆額

大清光緒七年歲次辛巳仲夏月穀旦駐劄神戶兼管大阪正理事官羅浮庵錫恩書

龜山節宇撰文

十津川　護良親王御詠碑

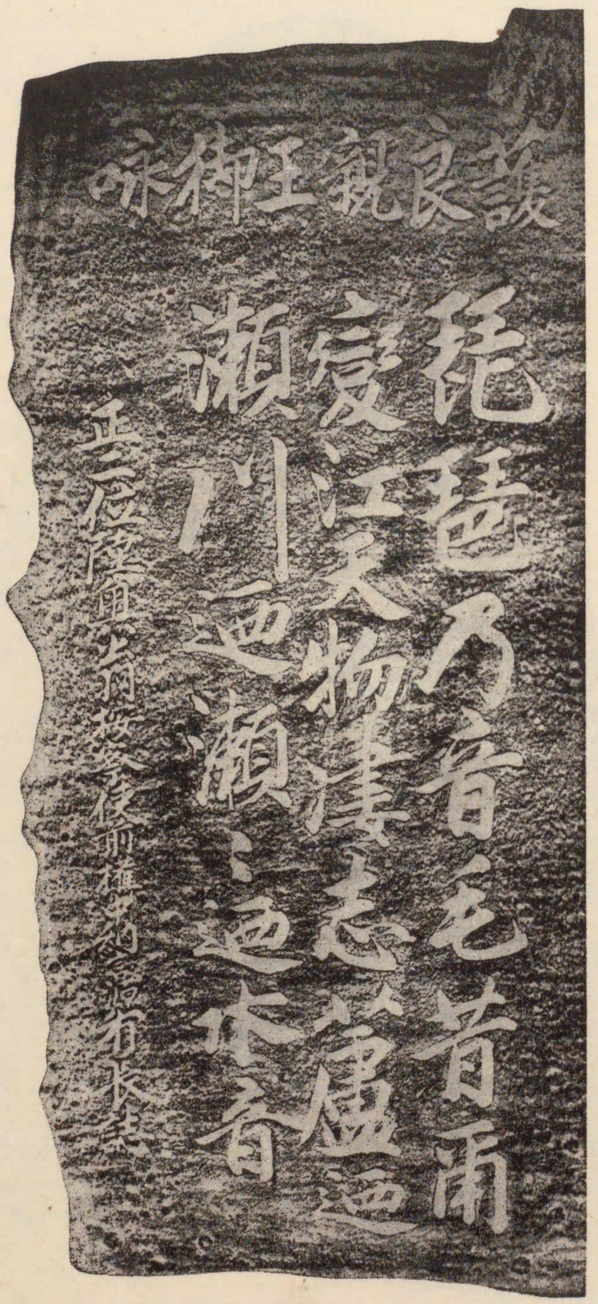

千種有長書

折華冢碑（譯文）

嗚呼、これ南朝の忠臣、片岡八郎君、埋骨の處なり。元弘帝の笠置に狩するに當り、護良親王、南都に遁る。君、及び矢田彦七等從ふ。遂に、共に道士の裝を爲し、熊野に走り、大和十津川鄉に出づ。鄉士殿野兵衛、竹原八郎、迎へて之を奉じ、居ること半載、賊來り逼る。君、乃ち戰死す。因て、此に葬る。實に元弘の二年なり。衆、その忠烈を慕ひ、冢を過る者、必ず花を折りて、之を薦む。世に號して、折華塚と曰ふ。爾來、殆んど六百年、遺烈一鄉に被す。鄉士、皆忠肝義膽、文久、慶應の際、首に大義を倡へ、明治の中興、與りて力あり。朝廷、之を遇する殊に厚し。鄉士、咸な、相告げて曰く、吾儕、力を王室に竭すを知り、得て以て、此に至る者、皆君、在天の靈、以て其の衷を默牖するにあるなり。而して、君の冢をして、亂草荒蘚に埋沒せしめて可ならんや。願くは、速に、之を表章して、後世、子孫共に、朝廷殊遇の由來する所を知らしめんと。乃ち、相與に碑を立て、文を勒し、更に、折華者を無窮に待つと云ふ。

明治十四年五月吉日

大清光緒七年、歲次辛巳、仲夏月、穀且

播磨、龜山雲平謹撰

駐劄神戸兼官大阪正理事官　羅浮慶錫恩書

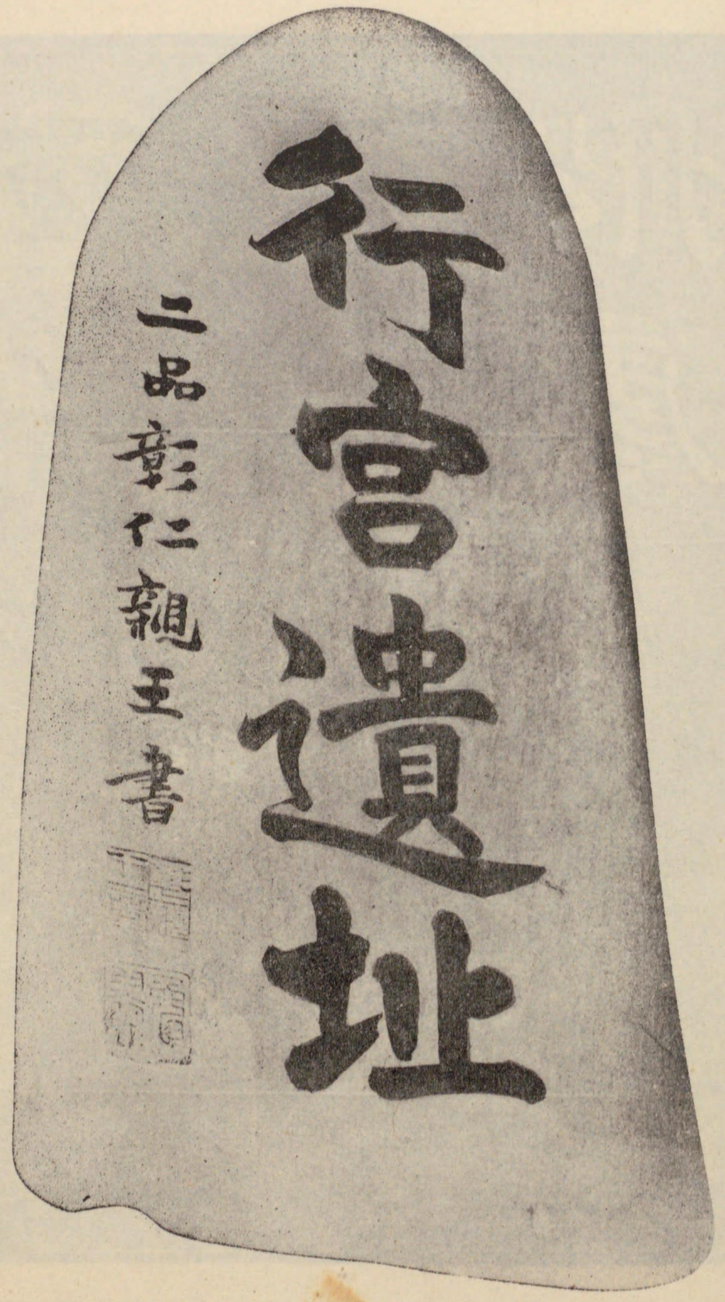

笠置行宮遺址碑

小松宮彰仁親王御筆

護良親王御咏碑（譯文）

琵琶の音もむかしにかへて物すごし
蘆の瀬川のせゝのみづおと

正二位、陸奥出羽の按察使前の權中納言、源の有長誌す。

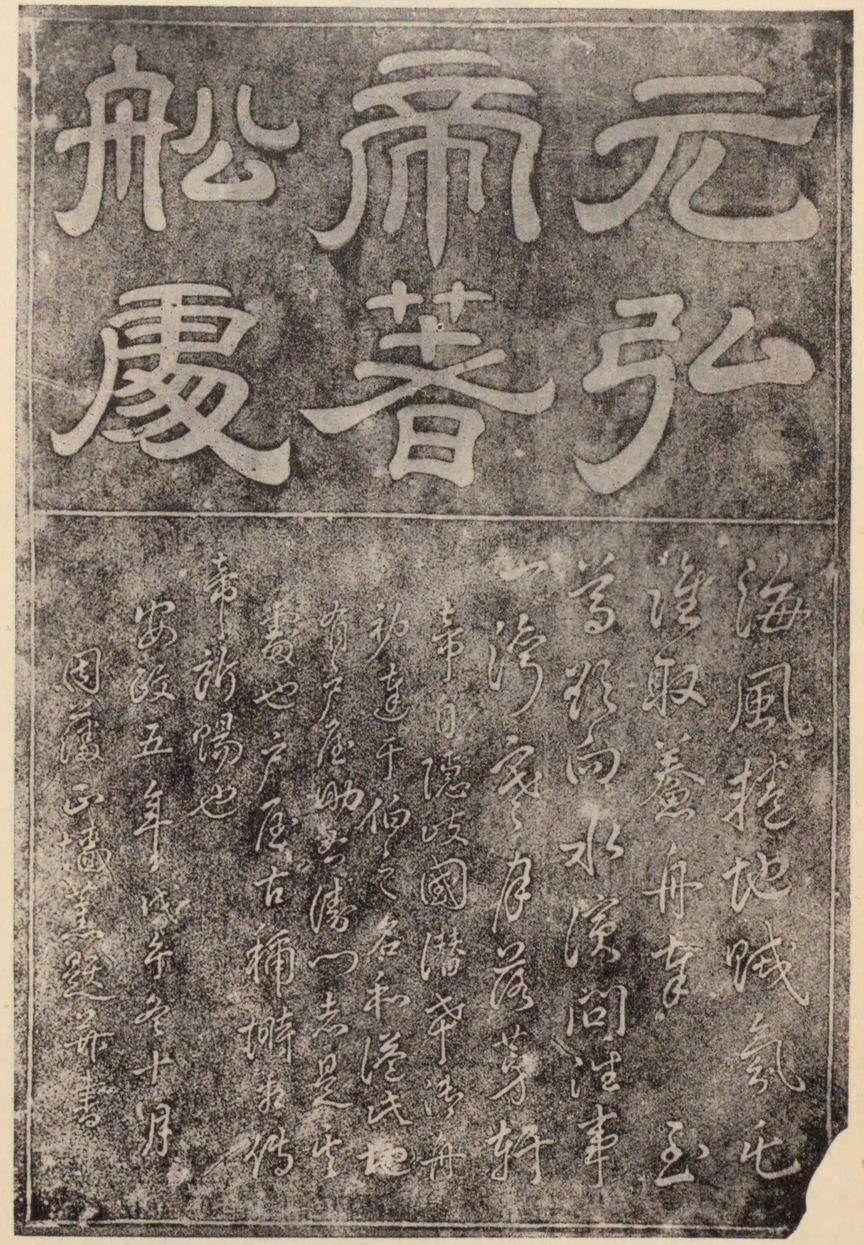

伯耆　元弘帝著船處碑

正墻適處書

元弘帝着船處碑（譯文）

海風地を捲きて、賊氣屯す。誰か、薫舟を取りて、至尊を奉ず。水濱に向つて、往事を問はんと欲す。一灣の寒月、茅軒に落つ。

帝、隱岐の國より潜幸し、御舟、初て伯の名和港に達す。此の地、戸屋助右衛門といふ者あり。是れ、その處なり。戸屋、古へ賜と稱す。相傳ふ、帝の賜ふ所なりと。

安政五年戊午冬十月

因藩、正墻薫、題并書、

大雲寺藤房卿髪塔

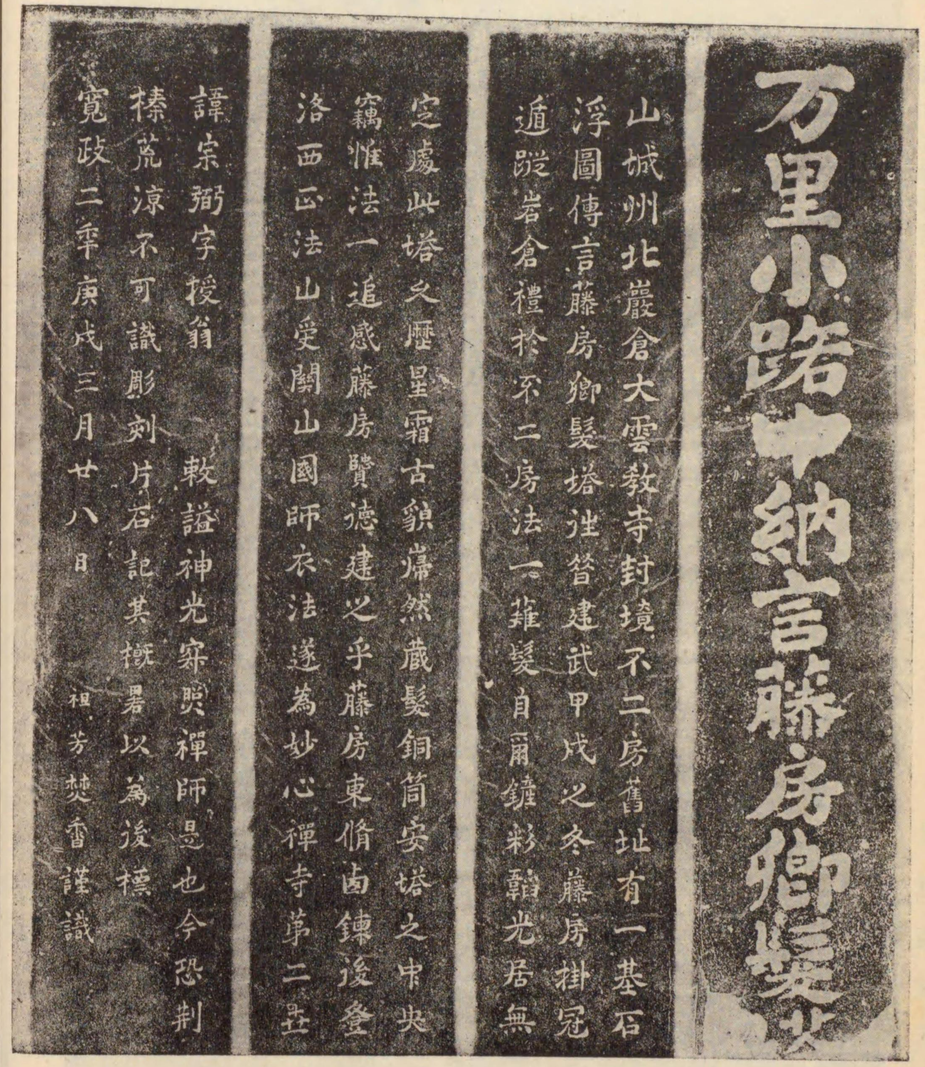

藤房卿髪塔（譯文）

山城州の北、巖倉なる大雲教寺の封境不二房の舊址一基の石あり。浮圖傳へ言ふ、藤房卿の髪塔なりと。往昔、建武甲戌の冬、藤房冠を掛け蹤を岩倉に遁れ、不二房法一に禮し、薙髪し自ら爾く彩を鏟み光を韜まし、居るに定處なし。此の塔久しく星霜を歷て、古貌歟然たり。髪を藏むるの銅筒を塔の中央に安んず。竊かに惟るに、法一、藤房の賢德を追感して之を建つるか。藤房東修西練の後、洛西正法山に登り、關山國師の衣法を受け、遂に妙心禪寺第二世と爲る。諱は宗弼、字は授翁、敕謚神光寂照禪師是なり。今荊榛荒涼識るべからざるを恐れ、片石を彫刻し、其の概略を記し、以て後の標と爲す。

寛政二年庚戌三月二十八日

祖芳焚香謹識

萬里小路藤原公三雲里遺跡之碑

井上義信撰文

古之君子、達則兼善天下、窮則獨善其身、消息盈虛其道與時變移、自非明哲知幾之士其孰能與之、孔子贊易曰、知幾者其神乎、又曰幾者動之微、吉之先見者也、用捨行藏之義、動而合冥、豈不亦難乎哉、余讀國史、至後醍醐帝、惡北條氏驕橫、懷剪滅之意、然而時運未至、廟謀不協、始爲以笠置之困厄、終爲以隱岐之播越、幾乎天下之事不可復爲、未嘗不掩卷而痛恨慨歎焉、當是時、萬里小路藤原公、扈從行間、百折千磨、其志氣不少屈撓、深知楠公之賢、舉鷹之、帝托以圖外之任、公知人之明、其亦孰尚焉、夫新田名和赤松等之英豪、所以雲蒸霞起者、特由楠公之首於唱義也、而楠公之出以公爲之內助、則建武中興之勳、誰有出公之右者乎、是所謂兼善天下者非耶、帝既復祚、宮闕之訂、奸究之發、牝雞司晨、乾餧失德、中興之業殆將不終、公察其幾、論其賞罰之不當、直諫盡言、以爲不祥、諷以比干夷齊之事、而帝不聽、於天馬之出也、直諫盡言、以爲不祥、諷以比干夷齊之事、而帝不聽、歎曰、爲臣之道於我盡矣、乃飄然掛冠入北山岩藏爲僧、是所謂獨善其身者非耶、公之已去、貢笈漫遊、歷丹波大和而隱居江之甲賀郡三雲里、公初研精儒術博通經史、明治亂興廢之道、及入空門、參於大燈國師、大悟妙旨、師取佛々手授之義、號授翁、以繼法脈、字曰宗弼、康曆庚申春三月二十八日薨于里之妙感寺、享年八十五、其高踏之節、詳載于愚堂和尙所誌、而其境墓不一者蓋係茶毘分骨耳、公之去也、韜光匿跡、是以異說譌傳率不足信、而其遺跡之在三雲里、較然著明、公又有山居之咏、皆則寂足爲徵矣、公之避世、從者若干共居三雲山中、耕耨以供朝夕、其姓井上氏、今里人大半係其後、皆葬公墓側云、文久癸亥之春、我南山公朝于京師、余得扈從過三雲里、寓井上某家、與余同其姓氏、曾子曰、愼終追遠、吾於是、有感于公及從者之事、遂拜其墓而去、今茲正月、又侍瀋公子於京師、再過三雲里、憩同姓之家、感愼益深、聞三月二十八日實爲公忌辰、余乞暇至三雲里、宿里胥井上某家、以爲同族最相親暱、越翌日、祭公于妙感寺、自信其或者神髣髴來享也、蓋公之賢、達則兼善天下、窮則獨善其身、其進退出處係天下之安危社稷之存亡、左氏所謂、不有君子其能國乎、公之謂也、嗚呼建武中興之際、復祚之嘉謨、引裾之苦言、其英風偉烈、數百歲之下、尙能使人興起、況於當世乎、爰謹建碑其墓側、敢表顚末、以告天下後世、庶幾乎使志士有所考鑑焉云、

慶應二年歲次丙寅冬十一月

常陽　井上學平義信拜手謹識
時年六十七歲鬚髮盡白

下毛　大草仲藤原久道謹書

萬里小路藤原公三雲里遺跡之碑

（譯文）

右の君子、達すれば則ち兼て天下を善くすと、消息盈虛其の道時と變移す、明哲知幾の士に非ざるよりはその孰れか之と能くせん。孔子易に贊して曰く、幾は動の微、吉の先見者なりと。用捨行藏の義、動いて而して宜に合ふ、豈にまた難しとせざらんや。余國史を讀み、後醍醐帝に至り、北條氏の驕橫を惡み、剪滅の意を懷く。然り而して、時運未だ至らず、廟謀協はず、始めは笠置の困阨を以てし、終りは隱岐の播越を以てす、幾んど天下の事、復た爲すべからず。未だ嘗て卷を掩ふて痛恨慨歎せずんばあらず。是の時に當り、萬里小路藤原公、行間に扈從し、百折千磨、其の志氣少しも屈撓せず、深く楠公の賢を知り、擧げて之を薦む。帝托するに圖外の任を以てす。公、人を知るの明、それまた孰れか尚き。夫れ新田、名和、赤松等の英豪、雲蒸霞起する所以の者、特に、楠公の首に義を唱ふるに由るなり。而して、楠公の出づるや、公、之が內助を爲すを以てす。則ち建武中興の勳、誰か公の右に出づる者あらんや。是れいはゆる、兼て天下を善くする者に非や。帝既に祚に復し、宮闕の訂、奸究の發、牝雞晨を司どり、乾餧德を失ひ、中興の業、殆んど將に終らざらんとす。公、その幾を察し、その賞罰の不當を論ず。天馬の出づるに於て、直諫言を盡くし、以て不祥と爲し、諷するに比干夷齊の事を以てす、然も帝聽かれず。歎じて曰く、臣たるの道我に盡くと、乃ち飄然冠を掛けて、北山岩藏に入り僧となる。是れいはゆる獨りその身を善くする者に非か。公の已に去るや、笈を負ふて漫遊し、丹波大和を歷て、江の甲賀郡三雲の里に隱居す。公、初め儒術を研精し、博く經史に通じ、活亂興廢の道に明らけし、空門に入るに及び、大燈國師に參し、大に妙旨を悟る。師、佛佛手授の義を取り、授翁と號せしめ、以て法脈を繼がしむ。字を宗弼といふ。康曆庚申春三月二十八日、里の妙感寺に薨ず、享年八十五。その高踏の節、載せて愚堂和尙誌るす所に詳なり。而して、其の境墓一ならざるは、蓋し茶毘分骨に係るのみ。公の去るや、光を韜み、跡を匿す、是を以て異說譌傳、おほむね信ずるに足らず。而して、その遺跡の三雲の里に在るや較然著明、公又山居の詠あり、則ち最も徵となすに足れり。公の世を避くるや、從者若干、共に三雲の山中に居り、耕耨以て朝夕を供す。その井上氏を姓とする者、今里人の大半はその後に係る、皆公の墓側に葬ると云ふ。文久癸亥の春、我南山公、京師に朝す、余扈從するを得て三雲の里を過ぎり、井上某の家に寓す。余と同姓氏なるを以て最も相親暱す。越えて翌日、公を妙感寺に祭る。自ら其の或者の神髣髴として來り享くるを信ずるなり。蓋し、公の賢、達すれば則ち兼て天下を善くし、窮すれば則ち獨りその身を善くす、その進退出處、天下の安危、社稷の存亡に係る。左氏いはゆる。君子それ能く國に有らずと、公の謂なり。あゝ建武中興の際、復祚の嘉謨、引裾の苦言、その英風偉烈、數百歲の下、尙能く人をして興起せしむ。況んや當世に於いてをや。爰に謹んで碑を其の墓側に建て、敢てその顚末を表し、以て天下後世に告ぐ。こゝれがはくば、志士をして考鑑する所あらしむと云ふ。

慶應二年歲次丙寅冬十一月

常陽　井上學、平の義信、拜手謹んで識るす、
時年六十七歲、鬚髮盡く白し

下毛　大草仲、藤原の久道、謹んで書く、

結城宗廣碑（譯文）

明治三十八年十一月、車駕伊勢に幸し、親しく大神宮に詣し、蒲洲役戰捷を告げ給ふ。儀既に畢る、乃ち勅して、南朝の忠臣前上野介贈從三位結城宗廣に陞して正三位を授けらる。按ずるに公法諡は道忠、其の病革まるや、人或は勸むるに佛名を唱ふるを以てす、公目將に瞑せんとす、之を聞いて慨然蹶起して曰く、我生れて七十復た求むる所なし、但し賊を滅するを得ずして死に就く、地下是をこれ恨となす、我死するとも以て佛に供し經を讀む勿れ、速に賊首を斬つて之を墓前に懸くることを爲せ、と言ひ訖りて刀を抜き逆しまに持ち切齒して卒す。太平記に載する所此の如し。公の葬地、太平記に二說あり、一は以て安濃津と爲し、一は以て吹上となす。結城系圖も吹上と爲せり。五鈴遺響等の書は、兩說を存して一定せず。安濃津に結城明神の祠、及び公の墓と稱するものあり。文政年間、津藩其の祠墓を修理し、藩の文學津阪孝綽、碑文を製して之を傳ふ。明治中興に迄び、公の忠節を勅褒し從三位を追贈し、結城の祠を陞して官幣社に列す。而して吹上もと公の遺墳あり、其の地光明寺の故址たり。相傳ふ寺の開祖月波惠觀は公の子たり、公一旦海に航し颶に遭ひて回り、吹上に至り因て病みて寺に卒し、卽ち此の地に葬り五輪塔を建つと。其の傍、北畠顯家卿、及び惠觀の塔あり。寺又公夫妻の手翰、及び文書三十餘函を藏す。官命じて國寶と爲す。其の軍中日記と稱する者一卷、世以て公の筆記と爲す、所謂光明寺殘篇是なり。今其の手翰文書に據り、公の病みて寺に卒するは信とす。宗廣公死に抵るも賊を滅さゞるを以て憾と爲す。嗚呼公の誠忠鬼神を感ぜしめ、公の功業事蹟史傳に赫々乎として世の共に知る所、故にまた贅せず。

大正六年五月

帝國大學名譽教授正四位勳三等文學博士　重野　安繹撰

神宮大宮司從二位勳四等子爵　三室戶和光書

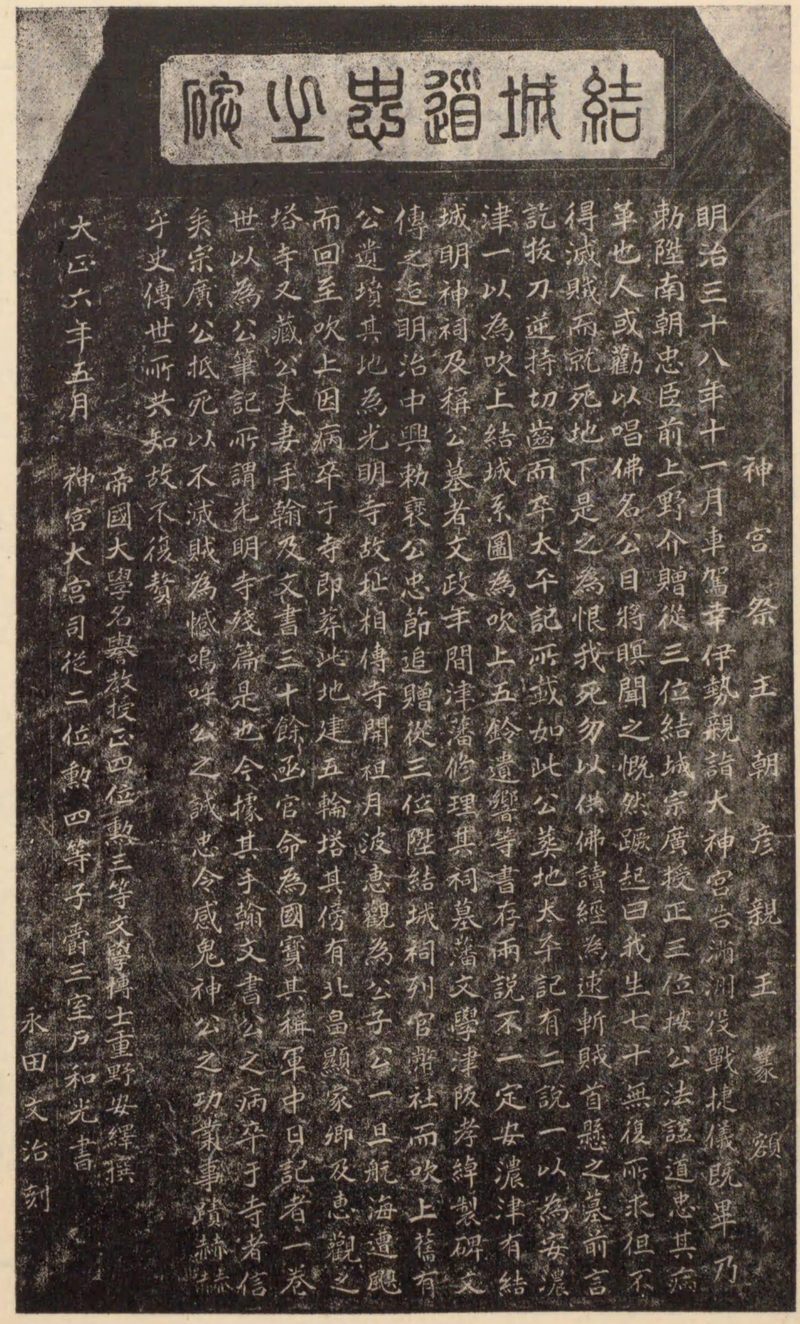

譯文

君山道忠大禪定門、奥州白河の住結城上野入道道忠は、月波觀禪師の慈父、延元三年戊寅十一月二十一日、吹上の光明寺に於て病死するものなり。

同別碑

君山道忠大禪定門
奥州白河住結城上野入道道忠者、月波觀禪師慈父、延元三年戊寅十一月二十一日於吹上光明寺病死也、

河内河合寺碑

服部元喬撰文

河内河合寺碑（譯文）

河内狹山の晁子君采、邦の大夫を以て、世々其の封南河合邑を采す。邑河合寺ありて邑の名とす。記に曰く、古へ皇極帝二年勅建なりと。列朝相繼ぎ、奉信增修して以て南朝に至る。山敢にして崇觀を爲す。州の觀心、金剛兩寺と、屹として三大刹たり。勅旨ありて、數々禱事を奉ず。闔國の亂、諸閣の大半を壞廢す。其の宜からざる、楠氏の所令に及び、手書今に至り藏鎭す。晁子の碑を此に立つるは寺觀の爲か、徵か、在か、曰く、否尙楠子の爲なり、何を以てか、尙こゝ楠子の爲とするか、遺愛あればなり。古へ楠氏の忠を盡すや、興國、正平の時、南北戰爭數十年、誠節天地を貫き、智略四海を蓋ふ、恢復の功全きを成さずと雖、其の子、其の孫、三世志業渝らず、實に南朝の社稷と終始す。天下後世、今に至るも感激涕を出し喜で其の事を言はざるものなし。是遺愛たるなり。楠氏の遺愛たるや衆し、曷んぞ獨り此に於けりとなさん、河内と攝泉と、其の時に當り楠氏の世守なり、これより前、攝に湊川の碑あり、泉は則ち未だ聞かず、爾り而して、河内は其の基づき據る所、遺愛最も存す、金剛、千早の城址たるや、何を以てか碑せざる。晁子曰く、吾嘗て略行するに、金剛千早一石も存せず、噫。蓋し意外のみ。蓋し河合の碑は、則ち晁子の遺愛か、我また遺愛か、我が遺愛ならばやまん、祖の逮ぶ所に因りて、聞いて石するか、私土甘棠これ遺す、往いて愛せずんば、以て君子亦此に樂みありと爲すなり。楠氏の功德、天下後世今に至るも感激せざるはなく、涕を出して其の事を言ふを喜ぶ。見る所辭を同じくし、聞く所辭を同じくし、傳ふる所辭を同じくす、是をこれ口碑備はれりと謂ふ。必ずや、具さに其の事を列せざるべからず、獨りその遺愛のみならず、寺觀微に存すと雖、此より後楠氏を以て重んずれば、則ち楠氏も亦獨り愛を此に遺すなり。これ石を立つるの志なり。

寬保三年秋八月

服元喬　撰
烏石書
晁泰亮　立

白河感忠銘碑

廣瀬典撰文

鬱然深秀在白河東者結城氏墟也遙望之有所感焉元弘建武間士氣衰□天下擾然視利避就獨宗廣親光忠烈凛々憤發唱義欲率天下而與之不幸弗克以歿身然猶東奥知戴南朝天者實亦其力也一時忠烈楠公之外無能藉焉而今吾民鮮知其爲州人矣以與干余風内山重濃家墟下捐財爲子勒銘表而出之公嘉斯舉賜三大字以刻上方嗚呼二子之忠魂數世後得此偉標焉其必含笑於地下吾輩亦與有榮也銘曰

感忠銘

峭乎此山　維石巉々　溪風肅然　劍佩夜過
踪々不刋　輝映千年　民莫自棄　國能生賢

文化四年秋九月

廣瀬典謹識　賀孝啓謹書

感忠銘碑（譯文）

鬱然として深く秀で、白河の東に在る者は結城氏の墟なり。遙に之を望み感ずる所あり。元弘建武の間、士氣衰へ天下擾然たり、利を視て就を避く、獨り宗廣、親光、忠烈凛々、憤發して義を唱へ、天下を率ゐて之と與にせんと欲す。不幸克たず、以て身を歿す。然るに、猶東奥南朝の天を戴くを知る者、實にまた其力也。一時の忠烈、楠公の外、能く藉するなし。而して、今吾民、其の州人たるを知ること鮮し。笑んぞ、以て餘風に與らん。内山重濃、墟下に家す、財を捐てゝ、子の爲に銘を勒す。表して之を出す。公斯の舉を嘉し、三大字を賜ふ。以て上方に刻す。嗚呼二子の忠魂、數世の後、此の偉標を得たり。其の必ずや笑を地下に含まん。吾輩も亦與に榮有るなり。銘に曰く、

峭乎たる此の山、維れ石巉々、溪風肅然、劍佩夜過ぐ、
踪々刋せず、輝映千年、民自ら棄つるなし、國能く賢を生ず、

文化四年秋九月

廣瀬典謹みて識し　賀孝啓謹みて書く

目黒畑時能碑

畑六郎左衛門君碑

安積信撰文

畑六郎左衛門君碑

精忠峻節可以動天地可以感鬼神可以鼓舞萬世之人心故雖其身蹈患難以沒必流慶於子孫此理照然不可誣也當元弘建武之際新田羽林公揭義旗滅北條氏又與勤王之師與足利氏戰而麾下有熊羆之士不貳心之臣相與翊贊勳業及其邪正相軋天道未定公遂爲國家授命則亦皆致忠節以死若畑君其尤傑出者矣君諱時能姓丹治畑其氏稱六郎左衛門世爲武藏名族姿貌魁偉有神力幼好角觝八洲壯士莫能抗及長遷信濃喜遊獵策馬馳騁巖壑迅捷如飛後仕羽林公大小百餘戰所向莫不摧靡其搴旗斬將之功不可勝計羽林公戰沒弟義助使君守越前湊城是年稟義助命攻金津長崎諸城皆陷之斬首八百餘級退而守鷹巢城敵將斯波高經以三千餘人圍之是時南朝益不振北國官軍皆敗亡獨君以區々之衆守孤城內無兵糧之儲外無蚍蜉蟻子之援徒以忠義激士卒屢乘夜斫營殺傷無算敵軍震慴呼曰畑將軍各潛賂遺請勿襲我營遂力戰走高經而君亦中流矢沒實曆應二年十月二十五日也其精忠峻節可以動天地感鬼神嗚呼不亦壯哉九世孫時義稱勘太郎生于勢州仕木造長政天中長政亡仕富田信高後退居于備中早島子孫相繼至秀重秀重仕戶川安論君寬政中扈從巡蝦夷享和中安論君爲蝦夷奉行又從之三至箱館天保中從嗣子安清君赴長崎明年安清君除長崎奉行卽擢爲室老宗族繁衍或居江戶或在備中蓋天之所以報忠臣者至是益炳如也今茲天保九年丁君五百年忌辰秀重追慕其忠烈建碑於武州目黒最上寺中屬予爲之文予謂今人奉其身甚厚而不知追遠報本之爲義秀重顧能追慕祖先建碑以祭之可不謂孝乎且歷事二主東極蝦夷西抵長崎千里跋涉致匪躬之節洵無愧於爲忠臣之後矣乃爲敘其梗概使刻焉

天保九年歲次戊戌冬十月

安積信撰　河三亥書　十五世孫秀重建

畑六郎左衛門君碑（譯文）

精忠峻節、以て天地を動すべく、以て鬼神を感せしむべく、故に其の身患難を蹈み以て沒すと雖、必ず慶を子孫に流す、此の理照然誣ふべからざるなり。元弘建武の際、新田羽林公義旗を揭げ、北條氏を滅す。又、勤王の師を興し、足利氏と戰ふ。麾下熊羆の士、貳心ならざるの臣あり。相與に勳業を翊贊す。其の邪正相軋るに及び、天道未だ定まらず、公遂に國家の爲に命を授く、則ち亦皆忠節を致し以て死す。畑君のごときは其の尤も傑出する者か。君諱は時能、姓は丹治、畑は其の氏、六郎左衛門と稱す、世々武藏の名族たり。姿貌魁偉、神力あり。幼にして角觝を好み、八洲の壯士、能く抗するなし。長ずるに及び、信濃に遷り、遊獵を喜ぶ。馬に策ちて、巖壑を馳騁するに、迅捷飛ぶが如し。後、羽林公に仕へ、大小百餘戰、向ふ所摧靡せざるなし。其の旗を搴り、將を斬るの功、計ふるに勝ふ可からず。羽林公戰沒し、弟義助、君をし越前湊城を守らしむ。是年義助の命を稟けて、金津、長崎の諸城を攻め、皆之を陷る。斬首八百餘級、退いて鷹巢城を守る。敵將斯波高經、三千餘人を以て之を圍む。是の時、南朝益〻振はず、北國の官軍皆敗亡す。獨、君區々の衆を以て孤城を守り、內兵糧の儲なく、外に蚍蜉蟻子の援なし、徒らに忠義を以て士卒を激まし、屢〻夜に乘じて營を斫る、殺傷算なし。敵軍震慴し、呼んで曰く畑將軍と、各潛かに賂遺して我營を襲ふ勿れと請へり。遂に力戰して高經を走らす、君亦流矢に中り沒す。實に曆應二年十月二十五日なり。其の精忠峻節以て天地を動かし、鬼神を感せしむべし、嗚呼、亦壯ならずや。九世の孫時義、勘太郎と稱す、勢州に生れ、木造長政に仕ふ。天正中、長政亡び、富田信高に仕ふ。後退いて備中早島に居り、子孫相繼いで秀重に至る。秀重戶川安論君に仕へ、寬政中扈從して蝦夷を巡る。享和中、安論君蝦夷奉行と爲り、又之に從ふ。三たび箱館に至る。天保中、嗣子安清君に從ひ長崎に赴く、明年安清君、長崎奉行に除し、卽ち擢んでられて室老となる。宗族繁衍、或は江戶に居り、或は備中に在り。蓋し、天の忠臣に報ゆる所以の者、是に至りて益〻炳如なり。今茲、天保九年、君が五百年忌辰に丁り、秀重其の忠烈を追慕し、碑を武州目黒最上寺中に建てて予に屬して之の文を爲す。予謂らく、今人其の身を奉ずること甚だ厚くして、追遠報本の義たることを知らず秀重、顧みて能く祖先を追慕し、碑を建て、以て之を祭る、孝と謂はざるべけんや。且つ、二主に歷事し、東蝦夷を極め、西長崎に抵る、千里跋涉、匪躬の節を致す、洵に、忠臣の後たるに愧づるなし。乃ち爲に其の梗概を敘し刻せしむ。

陸軍大將一品大勳位熾仁親王豪額

延元元年足利尊氏爲　王師所敗西奔筑前吾曩祖阿蘇大宮司宇治公徙菊池武敏邀戰於多多良濱不克身負重創走于肥前小杵山自又死事載于太平記矣公死時遺一錦囊於巖谷間小城土人獲之中實詔牒等書有牧秀廣者夢神人謂巳曰囊中物阿蘇氏之至寶也必還諸其家如是者再既而神又爲童子貴曰我實汝於此護吾實者三年汝必終吾命言畢手揮竹葉冉冉昇天去秀廣即記其事竝錦囊馳使致之阿蘇事在延元三年而其記則云大宮司死于天山戰國以來門祀衰替重以瘠地阻絕子孫不詳其山所在者數百年矣近歲西肥人士來游吾阿蘇者往往爲惟治語天山事曰山在小城郡北與松浦交界上安五輪石浮屠稱阿蘇塔卽大宮司之藏也傍有十餘碣蓋葬其從者也其地志載多多良濱軍敗大宮司間關取山路出西肥經千葉胤員邑千葉氏既附尊氏土兵貨覩敗將群起赴之大宮司尙有兵百餘人戰於天山寇重士饑退至小杵山道梗自殺臨終謂從者曰天山頂可望見阿蘇山噴焰必瘞吾於此因如其言云又曰小杵在松浦郡今呼枚羅山南距天山之椒里許岡脈接連因知太平記詳其所終而秀廣則以戰地統之也謹案公諱惟直稱八郎前大宮司諱惟時之子也元弘三年北條高時遣兵寇大和河內公率族人惠良惟澄等赴難往至甲斐獲大塔親王令卽歸國糾義旅討隣境黨逆者有功　詔食阿蘇郡如舊加賜邑于豐後筑前公弟惟義稱九郎亦殉節於天山與國中以兄弟併命恤以隈牟田守富二莊西肥人又云天山南趾有郵曰松巢有古墓能爲禍崇土人以桑劍鬲病頗驗傳爲葬阿蘇氏貴臣者太平記稱九郎下山陷賊中不言其所死處是墓豈其藏魂之地耶然今不可考焉嗟乎尊氏之始至也羽翮翼鱗甲敗荷使擁兵者邀而擊之一舉而　王室可安也當是時菊池武重奔命上國前大宮寺亦奉　詔在京師筑紫將士味于大義背順附逆勢如倒瀾獨公與武敏以留守餘兵奮當兇焰苦戰不利忠勇嗇命天下後世爲　王室悲之而二公死之後惠良惟澄大小數十戰全節於南朝者豈非繼其志耶惟治謹考所聞參以家譜製文勒石於天山係以銘曰

猛獸叫止　岩壑裂之　有烜金甲　淋漓戰血　我車既摧　我斧既缺
臣事畢矣　誰收吾骨　維石輪囷　表于高岡　五百星霜
微諸恤典　伯仲聯芳　英靈不匱　鬼神呵護　綱常萬古
浩浩元氣　無散無聚　日星以明　雙虹揚光　成敗一時　況茲祖武
敬考偉烈　勒銘嶙峋　維岳相望　二肥是隣　民生好懿
神其往來　臨爾後人　天衢空洞　無有畛埏

正四位下大宮司　阿蘇惟治謹撰

右先考撰文未及刻石而歿不肖惟敦以明治十九年建碑天山之下謹終遺志

從五位男爵　阿蘇惟敦記
圖書屬堀博書

大宮司阿蘇公碑（譯文）

延元々年、足利尊氏、王師の敗る所となり、西筑前に奔る。吾曩祖阿蘇大宮司宇治公、菊池武敏に從ひ、邀へて多々良濱に戰ひ克たず、身重創を負ひ肥前小杵山に走り、自刃して死す。事太平記に載す。公死する時、一錦囊を巖谷の間に遺す。小城の土人之を獲る。中に詔牒等の書を實つ。牧秀廣なるものあり、神人を夢む、已に謂つて曰く、囊中の物阿蘇氏の至寶也、必ず之を還せと。是の如きもの再び、既にして、神又童子となり貴めて曰く、我汝を此に寘て吾寶を護るもの三年、汝必ず吾命を終へよと言畢りて手に竹葉を揮ふ、冉々天に昇り去る。秀廣、卽ち其の事を記し錦囊を幷せ使を馳せて之を阿蘇に致す。事延元三年に在り。而して、其の記則ち云ふ、大宮司天山に死すと。戰國以來門祀衰替し、重ぬるに瘠地阻絕すを以てし、子孫其の山の在る所を詳にせざるもの數百年、近歲西肥の人士來りて、吾阿蘇に遊ぶもの、往々惟治の爲に天山の事を語つて曰く、山は小城郡の北松浦と界を交ふる上に在り、五輪石を安んじ、浮屠阿蘇塔と稱す。卽ち大宮司の藏なり、傍に十餘碣あり、蓋し其の從者を葬るもの なり。其地志に載するに、多々良濱の軍敗れ、大宮司間關山路を取り西肥に出で、千葉胤員の邑を經るに、千葉氏既に尊氏に附し、土兵敗將を貨視し、群起して之に赴く、大宮司尙兵百餘人を有す、天山に戰ふ、寇重り士饑く、退いて小杵山に至る、道梗がり自殺す、終に臨みて從者に謂つて曰く、天山の頂き阿蘇山の噴焰を望見すべし、必ず吾を此に瘞めよと、因て其の言の如くすと云ふ。又曰く、小杵は松浦郡に在り、今枚羅山と呼ぶ。南天山の椒を距る里許、岡脈接連す、因りて太平記其の終る所を詳にするを知る。而して秀廣は、卽ち戰地を以て之を統ぶるなりと。謹んで案ずるに。公諱は惟直、八郎と稱す、前大宮司、諱は惟時の子なり。元弘三年、北條高時兵を遣して大和河內に寇す、公族人惠良惟澄等を率ゐ難に赴く、往いて柄の港に至り、大塔親王の令を獲たり、卽ち國に歸り義旅を糾し、隣境の黨逆者を討ちて功あり。詔して阿蘇郡を食むこと舊の如く、邑を豐後筑前に加賜す。公の弟惟義、九郎と稱し、亦節に天山に殉ふ。興國中、兄弟命を併すを以て、恤するに隈牟田、守豐の二莊を以てすと。西肥の人、又云ふ、天山の南趾、郵あり、松巢といふ、古墓あり、能く禍崇を爲す、土人桑劍を以て病を禱るに頗る驗なり、傳へて阿蘇氏の貴臣を葬るものとなす、太平記に、九郎山を下ると稱し、賊中に陷り、其の死する所を言はず、是に處するの墓、豈に其の藏魄の地ならんや、然も今考ふべからずと。嗟呼、尊氏の始めて至るや、羽翮翼げ、鱗甲敗る、苟も兵を擁する者をして、邀へて之を擊ためしば、一擧にして　王室安んず可きなり。是の時に當り、菊池武重上國に奔命し、前大宮司も亦　詔を奉じて京師に在り、筑紫の將士大義に味く、順に背き逆に附く、勢ひ倒瀾の如く、獨公武敏と留守の餘兵を以て、奮つて兇焰に當り、苦戰利あらず、忠勇命を墜す。天下後世、王室の爲に之を悲しむ。二公死するの後、惠良惟澄、大小數十戰、節を南朝に全うする者、豈に其の志を繼ぐに非ずや。惟治、謹んで聞く所を考へ、參するに家譜を以てし、文を製し石を天山に勒し、係くるに銘を以てす。曰く、

猛獸叫び止み、岩壑これ裂け、金甲を烜すあり、淋漓たる戰血、我車既に摧け、我斧既に缺く、臣事畢れり、
誰か吾骨を收めん、これ石輪囷、高岡に表す、鬼神呵護する、五百星霜、
成敗は一時、綱常は萬古、
浩々たる元氣、散なく聚るなし、日星以て明かに、風雷以て鼓り、民生好懿、況んや茲祖武、敬みて偉烈を考へ、銘を嶙峋に勒す、これ岳相望み、二肥これ隣す、天衢空洞、畛埏有るなし、神それ往來し、爾が後人に臨まん。

正四位下大宮司　阿蘇惟治謹んで撰ぶ

右、先考の撰文、未だ石に刻するに及ばずして歿す。不肖惟敦、明治十九年を以て、碑を天山の下に建て、謹んで遺志を終ふ。

從五位男爵　阿蘇惟敦記す

攝津兵庫福嚴寺蒼官護國松銘

天柱元眞撰文

蒼官護國松神銘

古人有謂曰。愛其人者及屋上鳥。惡其人者及水中鰤。旨哉言也。夫貞松產懸崖曠野。正心勁質布濩蒙蜜。蟠根聳幹之懿。當暑陰森。含星漏月之奇。凌寒碩茂。矯矯鬱鬱于嚴霜積雪之間。故君子議之。傳曰物之所聚斯有神。況夫大塊之氣寄于靈者。一石也物或馮之。一木也神或依之。屈歌湘君。宋賦巫女。其初未必非假託也。後成叢祠。夫霛之有無又安定乎。攝之兵庫津。瀕海之一都會也。有巨鼇山福嚴大聖禪寺者。廼祖佛燈國師之古道場也。法堂傍有一老松。大數十圍。楨幹蒼古。偃蓋參天。延袤不知厥幾百弓也。可謂跨六鼇之贔負。棲九鳳之光景。蓋數百年外之者也。古老相傳。正慶中後醍醐帝蒙塵南巡。而駐蹕於此。勅曰蒼官護國神所。爰事出國史云爾。是故後人存遺愛。以比甘棠。戒剪伐以爲神。轉相告報。水旱疾疫。凡有求必禱焉。賈舶逆旅經過者。有祈靈貺。則能使海上分風帆南北無恙。免石尤風浪之患矣。抑蒙厥神庇而拜謝者。或香燈或以粢盛酌。而不可勝計也。住侶請書其事于石。粗記其梗概如此。依係以川八云。

巨鼇海上蔭凉濃。標格蒼然靈秀鍾。甞禀凌霄君子質。應嫌避雨太夫封。濤聲更和鑾聲動。雲影時兼旗影重。憶昔從尋南木夢。到今奕葉綠葱蘢。

延享改元龍集甲子春王三月

前南禪見左街僧錄司金地比丘天柱元眞撰

蒼官護國松神銘　（譯文）

古人謂へるあり、曰く、其の人を愛する者は、屋上の鳥に及び、其の人を惡む者は、水中の蟹に及ぶと、旨あるかな言や。夫れ貞松の懸崖曠野に產するや、正心勁質、布護蒙蜜、蟠根聳幹の懿、暑きに當り陰森、含星漏月の奇、寒きを凌ぎ碩茂、嚴霜積雪の間に矯々鬱々たり。故に、君子之を議す。傳に曰く、物の聚る所斯れ神ありと。況んや、夫れ大塊の氣、靈に寄る者、一石もまた、物或は之に馮り、一木もまた、神或は之に依るをや。屈、湘君を歌ひ、宋、巫女を賦す。其の初、未だ必ずしも假託に非ずんばあらざるなり。後、叢祠と成る。夫れ靈の有無、又安んぞ定まらんや。攝の兵庫津は、瀕海の一都會なり。巨鼇山福嚴大聖禪寺なるものなり。廼祖、佛燈國師の古道場なり。法堂の傍、一老松あり、大いさ數十圍、楨幹蒼古、偃蓋天に參す、延袤その幾百弓なるを知らず。六鼇に跨るの贔負、九鳳を棲すの光景を謂つべし。蓋し數百年外の者なり。古老相傳ふ、正慶中、後醍醐帝蒙塵南巡して、蹕を此に駐む。勅して曰く、蒼官護國神所と。爰の事、國史に出づといふ。是故に、後人遺愛を存し、以て甘棠に比す。剪伐を戒め、以て神と爲す。轉た相告けて報ふ、水旱疾疫、凡そ求むるあれば必ず禱る、賈舶、逆旅、經過する者、靈に祈り貺する所あらば、則ち能く海上をして、風帆を分ち、南北恙なく、石尤風浪の患を免れしむと。抑々、その神庇を蒙りて拜謝する者、或は香燈、或は粢を以て、盛酌するもの、計ふるに勝ふ可らざるなり。住侶、その事を石に書かんと請ふ。ほゞその梗概を記すこと此の如し。依て、係るに川八を以てすと云ふ。

巨鼇海上蔭凉濃かなり、標格蒼然靈秀鍾まる、甞て禀く凌宵君子の質、應さに嫌ふべし避雨大夫の封、濤聲更に鑾聲の動くに和す、雲影時に兼ぬ旗影の重なるを、憶ふ昔從尋南木夢、今に到り奕葉綠葱蘢たり。

延享改元龍集甲子春王の三月

前の南禪見左街僧錄司、金地比丘、天柱元眞撰ぶ。

常陸　忠孝龜鑑靈碑（拓本）

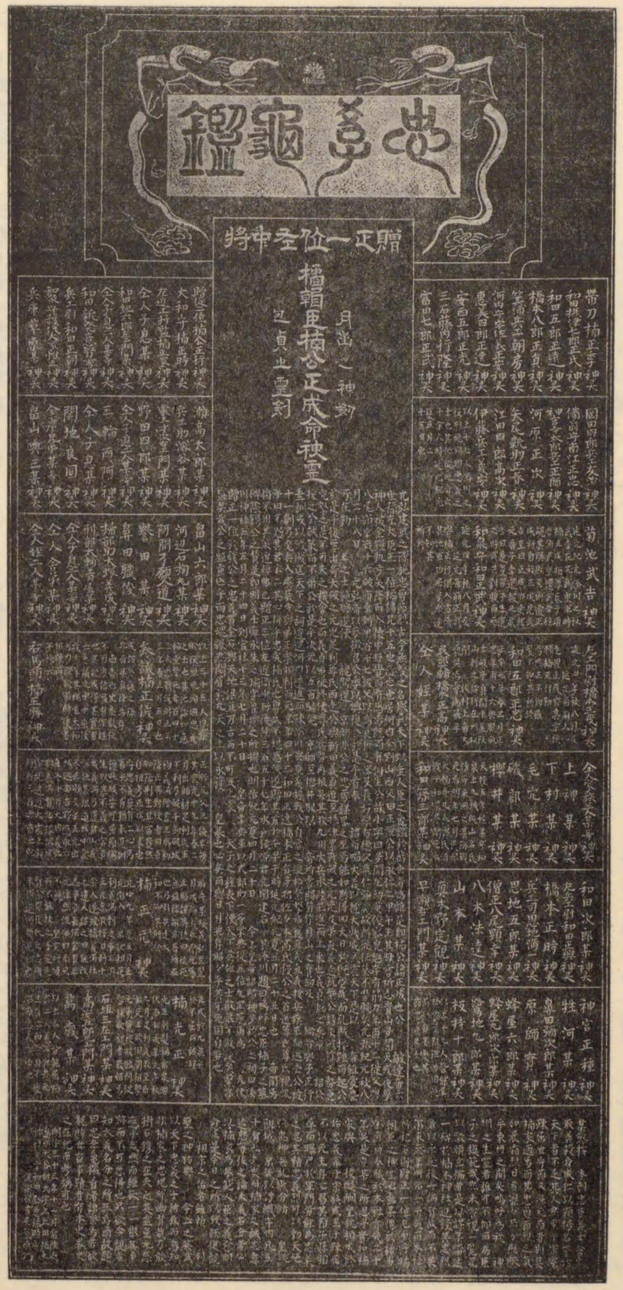

忠孝龜鑑靈碑（譯文）

中央上段、贈正一位左中將橘朝臣楠公正成命神靈

右に、月出の神劍、左に包貞の靈劍、

左右七段つゝ十四段に、湊川、四條畷、京師、堺、其の他、攝河泉等に陣沒せし一族、郎黨、楠氏四世に亘り、菊池武吉に至る迄、各氏名を記し、小解を附せり。

中央

元弘、建武の際、忠勇節烈、古今無雙の名譽を天下に施し、以て人臣の龜鑑を萬世に垂るゝ者誰とかなす、是卽ち、楠公、諱は正成なり。公は敏達帝六世の孫、左大臣正一位橘諸兄十五世の裔なり。世々河内金剛山の西に居り。父を正澄といふ、公、永仁二甲午を以て生る。其の母、嘗て志貴山多聞天に祈る。或夜、神人金鎧を被り、弓矢を執り降つて懷中に入ると夢む。母覺めて感ずるあり。既にして俛めて英俊、容貌魁岸、筋力あり。年甫めて十二、父に從ひ八尾顯幸と戰ふ。十六、顯幸を破つて甲首を斬る十七級、父以て良將の器となす。長ずるに及び、學を好み、德澤を布き、仁を慕ひ義に强く、故に、從征する所、靡服せざるなし。元弘紀元秋八月二十八日、元弘帝、夢徵を以て公を召し、委ぬるに興復を以てす。公、是に於てか、首に詔を奉じて大義を唱へ、以て大賊を挫き、威武天下に震ふ。是を以て、帝、蒙塵すと雖、所在勤王の士競ひ起り、遂に龍駕をして、京師に還さしむ。公の患勇謀略の至れるに非ずんば、焉んぞ能く斯の如く天日を旣墜に回すことを得んや、而して、亂賊踵を接して起る。公是に於てか、復屢々奇を出し大に之を破る。元兇足利尊氏の西に走る。公、新田義貞と追ふて攝津に至り、累戰之を破る、元兇、及び弟直義、筑紫に走る。公、請ふらく、破竹の勢に乘じ、急究之を擊たん、是れ失ふ可らざるの機會なりと。而して、義貞從はず。遂に、尊氏をして、兵勢再び振はしむ。其の九州の大兵を收め、水陸並び進んで東に上るや、義貞之を兵庫に拒ぐ。詔して、公に之を援はしむ。公、策を獻じて庸ひられず公、是に於てか、死を決し、五百騎を以て京師を發す。櫻井驛に至り、帝、嘗て賜ふ所の菊作月山の寶劍、及び綸旨を以て、子正行に與へ、訓戒を垂れ、賊を滅し天下を匡すの辭を以てす。遣りて河内に還す。遂に進んで湊川に陣し直義と接戰す。公、自ら之に當り、縱橫奮擊、殆んど直義を獲、直義、兵旗を投げ、單騎逃げ去る。公十一創を被り乃ち兵を斂いて廣嚴寺に入り、弟正季と相刺して死す。享年四十三。和田正遠、橘本正員等、佐々木高氏を招き公の首を授け、尊氏に送る。尊氏視て、流涕して曰く、其の心を二にせず、猗なり忠なるかな、楠氏やと。尊氏感涙に堪へず、遂に、其の首を千早に贈る。時に延元紀元夏五月二十五日なり。帝聞こして、其の策を

南朝忠臣始終史

用ひざりしを悔い、追悼已まず、正三位、左近衛中將を贈らる。後、三百五十七年を經て、水戸侯源君光圀、石を其の湊川に建て、題して嗚呼忠臣楠子之墓と曰ふ。碑陰、公の贊を鐫す。是れ、卽ち明の義士舜水朱之瑜、字魯璵の撰ぶ所なり。明治紀元夏四月二十日、今上皇帝、詔して神號を公の祠に賜ひ、湊川神社と曰ふ。五年五月二十四日、官社に列し、十三年七月二十日、皇帝、兵庫に幸し、式部助一等掌典從五位丸岡莞爾を以て天使と爲し、正一位を贈らる。あゝ公の忠義金石を貫き、天地と俱に萬古に亘りて泯すべからず。上、天子の旌表を蒙り、下、天下英雄の士を して敬慕敢て緩まざらしむ。繫に亦盛んなるかな。公の軀亡ぶと雖、忠魂轅然、眉を九天の上に開き、以て永く皇基を護り、また必ずや日月と並び存し、昭々乎として其の死せざる固より自若なり。

下段

某、つら〳〵按ずるに、本朝忠臣義士の、生を舍て義を取り、身を殺して仁を成す、以て名譽を天下に顯揚する者、其の人に乏しからず。然るに、宗黨、疎屬、世々節を守り、又能く節に死する者に至りては、則ち楠家に過るは莫し而して、其の忠勇節烈の氣、晨霜烈日の如き者、凜々、赫々、東冊の間に照映す。嗚呼、我が神州の生靈たる者、誰か仰いて臣子の模範と爲さゝる可けんや。然るに、未だ嘗て一覽、以て頑を激し、懦を立しむるに足る者を視ず、是を以て、某嚮きに一碑を楠木神社邊に建て其の忠烈者を錄し、以て之を後世に示さんことを謀り、偶々故ありて果さず、爾來年所を歷る殆んど一十、而して本社祀る所の者は、則ち贈正一位左中將橘朝臣の神靈なり。某謭劣不肖に愧づと雖、職を本社に奉ずること亦二十年に幾し、是、豈に某の忍ぶ所ならんや。實に楠家の如きは、後醍醐皇統と終始を相成し、忠義の輩宗族に、或は疎屬に至るも、死生存亡を以て其の節を易へず、子孫相尋いで、尸を軍門に曝し皆能く忠義の鬼となる。其の精忠義烈、以て天地を動かし、鬼神を泣しむべし。亂賊皇統を分絕し、京畿を阻域し、以て字內を汚衊する凡そ五十有七年。楠家の誠忠愈々達し、愈々著はる。後の大義名分を論ずる者、必ず楠家を以て模範となし、人臣の義、愈々明に、愈々正し。是今日の恢復を致し、祖宗の治を觀る所以の者、列聖の神祐と、今上の英武とに賴り、天下忠義の士の致す所と雖、烏んぞ知らん楠家の忠魂の幽に贊くる所に非ざらんや。乃ち敢て石を樹て、之に在天の英靈を鐫する、豈に感應なからんや。然り而して、一々其の事跡を擧げんと欲すと雖、悉く得可らず、唯觀る者をして、大義名分の在る所を知らしめんと欲するのみ。故に、題して忠孝龜鑑と曰ふ。看者諒察せよ。若し、時世を覩、事蹟を審にせんと欲せば、本史略史の在あり、就いて旃を考へて可なり。

明治三十三年十一月、常陸鹿島郡大谷村大字上太田、楠木神社々掌和田勘惠、橘の時正、

謹譔敬書、及び篆額、

南北朝の起原

我國史中、天に二日懸り、忠奸鋒を交へ、民庶泰平を見ざること五十七年、之を南北朝の世となす。今、南朝の史實を說かんとすれば、其の因て、來る所を叙せざるべからず。兩朝の爭偶〻以て、奸兇の乘ずる所となり、長く禍亂を助長するに臻る。まことに、國家の不祥事なるを失はず。豈に、浩歎せざるべけんや。

文治以來、政權一度武門の手に歸し、朝廷、徒に虛器を擁し、陪臣北條氏、幕府を統ぶるに及び、專橫益〻甚しきものあり。後鳥羽天皇、深く憤りて、幕府討伐の企あり。事破れて承久の亂を生じ、三帝の配遷を見るに至る。爾後、幕府の壓迫、更に加はり、延いて朝政の上に及び攝關の任免、帝位の授受に干涉するや、後嵯峨天皇、震怒して、位を　後深草天皇に讓り、更に、龜山天皇を皇太弟として、讓らせたまひ、崩ずるに臨み、後深草には、長講堂領、法金剛院領、播磨國衙等、百八十箇所を與へて、子孫永く、帝位を斷念せしめ、又　龜山には、六勝寺領、鳥羽院領等を授けて、長く　天位を繼承せらるべく、遺詔ありき。

依りて、龜山の皇子、後宇多天皇、卽位せられ、父　上皇、龜山院に在りて政を聽かる。然るに、後深草は、嫡流にして、全然　皇位を御弟たる、龜山の子孫に奪はれしを不快とせられ遂に鬱悒として、遁世の御意を幕府に洩したまふ。於之、北條氏は、之を諒とし、皇子伏見を以て、後宇多天皇の皇儲となせり。されば、龜山上皇は、後宇多天皇の在位、長からんことを希ひ、後深草上皇は、一日も早く、太子へ受禪を望まるゝは、人情の然らしむる所にして、いつしか、二黨派の成立を見るに至り、勢ひ、暗流は次第に迸りて、軋轢漸くに激しくなれり。

龜山上皇の大覺寺に坐すを以て、其の派を大覺寺派と謂ひ、後深草上皇の、持明院に坐すを以て、其の派を持明院派と稱す。

此の兩派の間に行はれし、皇位繼承の爭ひは、終に南北朝の大亂を起す因となれり。鎌倉幕府は、怠りなく兩派の爭に注意し、大覺寺派の　天子の、後鳥羽の遺志を繼ぎて、幕府討伐の事あらんことを虞れしが、遂に、兩統迭立の議を定めたり。

兩統の迭立は、十年毎に交替とせしに、其の間、種々の術策行はれ、確實に履行する能はざるものあり。伏見、後伏見の兩帝、相受けたまふの後、後伏見の皇儲として、後宇多の長皇子立たせられ、三箇年にして受禪あり、之を後二條と申す。後宇多上皇、院政を聽かる。斯くの如く、在位、僅に三年にして讓位ありしは、伏見、後伏見の二世、相續きて、持明院派より天位に卽かれし爲、大覺寺派の反感、頗る強く、幾度か、激しき抗議は幕府に達し、其の結果後二條の卽位となりて、後宇多の院政とはなりて、大覺寺派、揚々として得色あるに至れば、則ち、持明院派の　伏見上皇、憤懣一方ならず、其の第二皇子を以て、後二條の太子となす、卽位を急ぎしを以てなり。之を花園天皇と申す。花園の太子に、後宇多の第二皇子立ちたまふ。之卽ち、後醍醐天皇なり。

元來、大覺寺派昭穆の順序よりせば、後二條天皇に、皇子邦良親王あれば、當然皇儲なるべきに、後醍醐の皇儲たるに至る。情弊の纏綿せしや知るべし。龜山上皇は、後醍醐天皇の英明を察し、早く　皇位に卽けんとの心なりしも、皇弟の故を以て、兄君　後二條を立てゝ、後醍醐をして、花園の後を襲はせられしなり。

此の如く、兩統の爭は、數十年に涉り、一得一失、一弛一張、排擠、反目は、朝臣の黨爭となり。其の餘波、和歌に及ぼし、大覺寺派は、二條風を尙び、持明院派は、京極風を主とするに至れり。今、之を略述すべし。藤原俊成の子定家、一代の歌匠として、順德天皇、源實朝に師たり。其の子爲家、家學を承け、三子ありて傳ふ。伯爲氏を二條と稱し、仲爲教を京極と稱し、季爲相を冷泉と稱す。龜山上皇は、爲氏を師とし、續拾遺集の撰あり。後宇多天皇は、其の子爲世を師とし、新後選、續千載の二集を　勅撰せられ、以て、大覺寺派の歌風は、二條家を宗とするに至る。之に反し、伏見上皇は、爲教の子爲兼を以て師とし、後伏見、花園兩帝、亦爲兼の第に生長ありしかば、自然、其の歌風を愛し、以て持明院派の歌風とはなれり。

歌風既に然り、他は以て類推するに足らん。之を要するに、大覺寺派、常に優勢にして、其の諸帝は英邁、活達、勇敢にして、飽くまで　後鳥羽の遺志を實行せんとの雄心あり。之に反し、持明院派の諸帝は、溫厚優美にして、政見の如きも、一に關東に依賴し、後伏見天皇が、岩清水八幡に於ける願文にも、皇家、殊に武門、又皇統をたつ。若し、東國の補佐に依らずんば、爭てか、中都の靜謐を致さん、とありしを見ても、公武一致を以て、政策とせられし如く、兩派の異なる所、昭々たり。

斯の如き事情の下に、大覺寺派より、後醍醐天皇の卽位を見る。承久以來の潛勢力は、終に正中、嘉曆の變となり、建武中興となる。北條氏の立てし　光嚴天皇は廢せられて、足利氏の光明天皇擁立となり、爾後、二朝併立、一天二日を仰ぐの奇觀を呈し、陰雲妖氣、天地に瀰り血雨腥風、山野に滿ち、黎庶、塔に安んぜざるもの四朝、五十餘年、後小松天皇に至り、漸く合一するに至る。

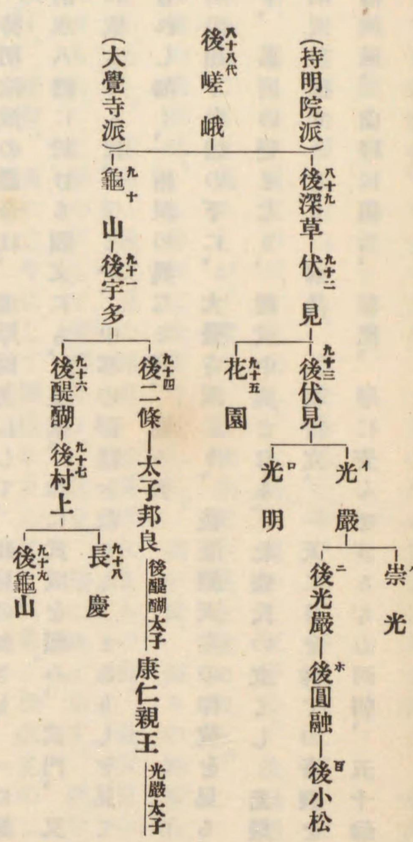

正中嘉暦の變

源頼朝、覇府を鎌倉に剏むるや、執權北條氏、終に兵政の權を盜み、相傳へて九世高時に及び、專横益〻甚し。後醍醐天皇、英邁にして之を惡ませたまひ、窃に討伐の意あり。既にして高時疾に罹り昏愚を加へ、幕府失政多く、内管領長崎高資、獨り權を擅にし怨讟沸起す。津輕の守護安藤氏嫡庶を爭ひ、下總、常陸の兵を動かして之を伐ち、關東始めて兵を用ふ。高資遂に高時を出家せしめ、赤橋守時を以て執權とし、人心漸く離れ、關東の兵力、既に恐るゝに足らざるを示せり。

不世出の英主なる　天皇は、已に寶壽三十一、院政の必用なく、親ら萬機の政局に當りて、後三條天皇の古制を復し、記錄所を置きて、鋭意治を圖り、常に、關東の動靜に注目せられ復興の機を窺ひたまふに、弘安元寇以後、財政次第に乏しきを告げ、内部の窮苦、云ふべからざるが上に、貞時死して、高時尚若く、加ふるに秕政百出、内管領の專恣は、大小名の反感、益〻甚だしきを加へ、奥州の騷擾すら、容易に鎭定し能はざるを見ても、既に恐るゝに足らざるを察したまひ、此の釁に乘じ、後鳥羽天皇以來の遺志を遂行するは、此の機逸すべからずとし、中納言日野資朝、右少辨藤原俊基、中納言四條隆資、尹大納言師賢、平宰相成輔等の近侍と議し、兵を召されぬ。

然も、天皇をして、蹶起せしめたる動機は、初め、卽位の時、長皇子を東宮に立てんとしたまふに、後宇多上皇、既に後二條院の子邦良親王に意を屬し、幕府亦翼賛せしを以て、止むを得ず邦良親王を太子とし、皇長子護良を、梶井に入室せしめ、尊雲と稱せしめられたり。然れば、後宇多上皇在世の時、天皇と、東宮との間に事なかりしも、一度上皇の崩御と共に、軋轢の端を啓き、正中元年邦良は、關東に迫りて、受禪の運動をなしたまふに及び、天皇宸怒し、邦良の排斥は斷然兵力を以て、所決せんとし、近侍の公卿を帷幄に參與せしめ、諸國の武士を招きたまふ。美濃の土豪土岐十郎頼貞、多治見藏人國長、綿織の判官代足助次郎重成等、兵を率ゐ來りて、四條の邊に隱る。南都、北嶺の衆徒、旨を奉じて馳集らんとせるに、同二年半途にして六波羅の偵察する所となり、資朝、俊基を捕へて鎌倉に押送す。天皇、萬里小路宣房を遣り、告文を幕府に賜ひ、事漸くにして解け、資朝を佐渡に流し、俊基赦さる。之を正中の變と云ふ。

爾來、幕府の　天皇を待つこと、嫉視險惡を加へ、嘉暦元年、皇太子邦良の薨じたまふや、天皇、皇子尊良を立てんとするに、持明院派は幕府に謀り、後伏見院の皇子量仁を立てゝ、皇

太子とせしかば、天皇の憤怒、更に甚だしく、敢て禪位を行はれず、兩統の間、恰も水火相容れざるが如く、軋轢激烈を極め、終に、天皇は橫暴の北條氏を誅し、王政復古の大業を行はんと決意せられ、然も正中の失敗に鑑み、謀を密にし、先づ南郡、北嶺の僧徒を語らひ、窃に、其の勢力を利用せんとしたまへり。

先之、元亨二年春、中宮懷姙の事あり。安產祈禱として、諸寺諸山の高僧を召し、修法、秘法執行あり。以て、僧侶の歡心を修められしに、嘉曆元年の夏より、翌年春に至り、又もや、宮中に修法ありて、諸山の高僧を馴けられ、元德二年三月、南都東大、興福の二寺に行幸あり。次で、比叡山に幸し、滯驆三日に及べり。

時に、皇子妙法院宮尊澄法親王、天台の座主たり。大塔宮尊雲法親王前座主たり。共に、父天皇を助けて幕府を誅せんとの心あり。藤原俊基、近畿を行脚して、武士を糾合する所あり。於之か、諸寺諸山を根據として、一擧に討幕の兵を起さんとしたまふに、僧圓觀、文觀等、遊宴法談に託し、數々宮院に出入し、陰に畫策する所、終に漏れて、六波羅の守護不意に兵を發して、大塔宮の近臣たる二僧を捕へ、之を鎌倉に押送し、持明院派よりは、密使を遣りて、變を告ぐるに至る。事端、遂に露はれ、宮は、兵を以て叡山を守り、高時の廢立を行ふを察して窃に、天皇の行幸を奏せらる。

元弘元年八月二十四日の夜、內侍所、神璽、寶劍を護し、北の對より女車に御して、叡山へ幸せんとするに、豫定の事成らざるに會し、途を變じて南に向ふ。按察使大納言公俊、萬里小路中納言藤房、源中將具行、四條中納言隆資等、扈從し、木幡山を過ぎ木津に駐蹕し、東南院の僧正に命ありて、輿にて奈良に着御、二十七日、鷲峯山に幸し、笠置山に入りたまふ。大僧正聖尊奉侍し、北畠具行、藤房兄弟、法師良忠等伊賀、伊勢、大和の武士を募りて警衛せり。然れば、六波羅を攻撃し、叡山に幸して、徐に諸國の兵を召さんとの計畫は、却て機先を六波羅勢に制せられ、大納言藤原師賢、僞りて帝と稱して叡山に向ふ。敵勢、此に集中せしかば天皇の南狩、頗る容易なりしも、六波羅勢を防戰する衆徒は、終に、師賢の僞なるを知りて、又戰意なきに至り、辛崎に於て土崩瓦解するに至れり。尊雲法親王は、南に奔りて吉野に入り師賢、脫して行在に至る。

六波羅の兵、笠置を固みて、抜く能はず。九月二十日、高時、量仁親王を立つ。之を光嚴天皇とす。

楠木正成義兵を擧ぐ

天皇、笠置に在り、藤房をして、河內水分の豪族楠木正成を召す。正成は文武の技に秀で、忠直勇剛なりしかば、直に馳參じて拜謁す。天皇、委ぬるに興復の事を以てし、尙賊を亡すの策を下問せらる。正成、奉答して曰く、逆賊の暴虐、自ら覆滅を招く、天誅爭で免れん、唯天下創業の功、專ら謀略にあり、若し力を以てせば、武相二州の兵、殆んど天下敵なかるべし。故に、謀を以て之を屈せば、直に馳參じて拜謁す。天皇、委ぬるに興復の事を以てし、尙賊を亡すの策を下問せらる。正成、奉答して曰く、逆賊の暴虐、自ら覆滅を招く、天誅爭で免れん、唯天下創業の功、專ら謀略にあり、若し力を以てせば、武相二州の兵、殆んど天下敵なかるべし。故に、謀を以て之を屈せば、直に馳參じて拜謁す。天皇、委ぬるに興復の事を以てし、尙賊を亡すの策を下問せらる。正成、奉答して曰く、逆賊の暴虐、自ら覆滅を招く、天誅爭で免れん、唯天下創業の功、專ら謀略にあり、若し力を以てせば、武相二州の兵、殆んど天下敵なかるべし。故に、謀を以て之を屈せば、直に馳參じて拜謁す。天皇、委ぬるに興復の事を以てし、尙賊を亡すの策を下問せらる。正成、奉答して曰く、逆賊の暴虐、自ら覆滅を招く、天誅爭で免れん、唯天下創業の功、專ら謀略にあり、若し力を以てせば、武相二州の兵、殆んど天下敵なかるべし。故に、謀を以て之を屈せば、則ち摧くに難からず、されど兵に勝敗あり、時に小衂ありとも、必ず　聖慮を煩はしたまふ勿れ、臣生きてあらば、聖運終に開かん、と辭して國に歸り、一族郎黨を會し、說くに大義を以てす、衆勇躍之を賛す。

正成、大に喜び、水分の邸宅に火を放ち決死を示し、一族觀心寺の中院に移し、衆を督して赤坂城を築く。時に、元弘元年辛未八月なりき。勤王倒幕の

義旗、一度飜るや、櫻山茲俊、備後一の宮城に據りて勤王の兵を擧げ、赤松圓心、相踵いで播磨に起つ。九月北條高時、壽永の例に倣ひ、持明院に奏し、太子の踐祚を行ふ。之を光嚴天皇と稱す。大佛貞直、足利高氏を遣りて京都を護り、金澤貞冬をして行在所を犯さしむ。未だ到らざるに、六波羅勢、笠置を陷れ、天皇、尊澄法親王と共に逃れ、有王山に至り賊兵追及し從臣尹大納言師賢、北畠具行、萬里小路藤房等、皆捕へらる。尊良親王、亦縛に就く。幕府天皇を六波羅に幽し、新主劍璽を迎取る。先是、護良親王は、村上義光、片岡八郎以下の從臣と共に、修驗僧に扮し、四條隆資と謀り、大和十津川に入る。賊兵來り攻む。且つ關を設けて囚へんとす。竹原八郎、令旨を奉じて、熊野、伊勢に義徒を集合す。親王虎尾を踏みて吉野に至る。前從、偶々關を守る賊兵の爲に錦旗を奪はる。村上義光、後れて至り、叱咤して之を奪還す。既にして、義兵吉野に集る。賊兵來り攻むること急なり。然も、孤城兵寡く糧乏し。賊將二階堂貞藤、援道を絕ち、以て攻擊激烈を極む。親王、死を決して、將士と共に水を以て訣飮す。已にして城陷らんとす。村上義光、親王に謁して曰く、事茲に至る、臣願はくは君の甲冑を賜ふを得て、以て代り死せん、君此の間に乘じ、遁走以て再擧を計りたまへと。親王、聽さず、相與に死せんとす。義光曰く、君今死せば、天下の事去らん、誰か復た恢復を爲さんやと。君の身、夫れ貴くして重し、希くは、微臣をして徒死せしむる勿れと、親王慨然として、錦の直垂と、甲冑とを賜ひ、手を執り涕泣して別る。義光城門の櫓に上り、自ら大聲を上げ、今上の皇子護良なりと叫びて屠腹す。賊兵其の首を獲んとして、爭ふて城に聚まる。親王、間を得て、義光の子義隆と共に走る。已にして追兵至る。義隆、竹林中に戰死し、親王、辛うじて高野山に逃れたまへり。

正成、既に赤坂に築く、赤坂は金剛山下要害の地なり。城方二町ばかり、三面平夷にして、東條川の西岸に在り。東方一面頗る險なり。守兵厪に五百、民儲を取りて兵食に充つ。營然として憑む所なく、然も蕞爾たる一孤城なりと雖、城將は之、忠勇無双、謀略絕倫の人、守兵は萬夫不當、一騎當千の猛者、若し、笠置の守、失はれんか、將に龍駕を此に迎へんとす。板築方に畢る。以て、敵の至るを待てり。

京都の鎭將北條仲時、同時益等、檢斷使糟谷宗秋、隅田通倫をして、笠置を攻めしむ。城堅くして抜けず。大佛貞直等、鎌倉を發すると聽き、六波羅勢大に進攻するも克つ能はず、賊將陶山義高、小見山氏眞、兵五十人を率ゐ、飛鳥路の村民を嚮導となし、北觀音谷より蔦蘿に縋り、夜雨暗甚に乘じ、密かに巡夜の兵に跟し、行在に入る。守兵之を呵す、曰く巡夜の者なりと、更に守兵を戒めて過ぎ、殿傍に至り、火を放ちて誼噪す。天皇、潜に圍を脫し、赤阪に幸せんとし、高間山に至る、荆棘金肢を傷り、塊磊玉歩を艱ます。御製に曰く、

さして行く笠置の山を出しより
あめが下にはかくれがもなし

藤房、制に應じて、

いかにせんたのむ蔭とて立寄れば
なほ袖ぬらす松の下つゆ

終に、追兵の捕ふる所となる。時に九月二十八日なり。笠置已に陷りしかば、賊の大軍、勢に乘じ赤坂城に奄至す。正成、先づ弟正季、和田正遠に兵三百を與へ、城側の山中に伏す。賊

衆、城の小なるを視、之を侮りて、直に隻手を用ひて提去せんのみと、輒ち陣に薄り急攻す。城兵亂射すること雨の如く、忽ち千餘人を殺傷す。賊兵驚き沮みて退き、甲を脱ぎ鞍を解き、下營の計を爲す。正季等、之を瞰、兵を分ちて二と爲し、勢を合し奮撃す。賊兵狼狽して走る。器械鞍馬、委棄して路に載す。尋いで、復來り攻む圍むこと數重。正成豫め索を外牆に懸け、其四面爭ひ登るを俟ち、索を斷つ。賊兵牆と共に顛落す。連りに巨木大石を投じ、七百餘人を壓殺す。賊兵、更に楯を蒙り競ひ進み、鐵搭を以て陴を鈎し、殆んど壞る。城中、乃ち長柄杓を以て沸湯を沃ぐ、賊兵傷爛する者多し。是より退いて營柵を守り、持久を計り、以て正成を困しむ。初正成、城を築くや倉卒、糧を儲ふることを多からず、是に至り、衆に謀りて曰く、我しばゝ利あり、然も賊勢挫けず、內資糧に乏しく外救援なし、天下に率先して、以て功業を建てんと欲する者、死固より顧みざれども、事に蹉んで懼れ、謀を好んで成すも、亦智士の尙ぶ所、我今陽に死せば、賊兵必ず引きて歸らん、歸り去らば、復た衆を聚め、出て戰はん、我は逸にして、彼は勞なり、これ勝を制するの道ならずやと、衆皆之を然りとす。卽夜、風雨晦冥に會し、咫尺辨せず、正成二大坑を造り、塡むるに死屍を以てし、薪を上に積み、一卒の能く泣く者を留め、戒めて曰く、我が行くこと遠きを候ひ、火を放ちて城を燒けと。乃ち、衆と三五分伴し、潛に敵營を過ぎて行く。賊兵之を覺らず。火起るに及び、爭ふて城に入り、坑中の焚屍を見て、以爲らく正成信に死すと、兵を引きて遠く關東へ旋る。正成、乃ち金剛山に匿れ、千早城を築く。十一月、自ら三河に往きて、鎌倉の動靜を察知して歸る。

櫻山茲俊、備後に在り、笠置陷り、正成城を焚きて逃ると聞き、發憤して自殺す。翌二年三月、幕府　天皇を隱岐に、尊良親王を土佐に、尊澄法親王を讃岐に恒良親王を但馬に遷し、近臣を諸所に流せり。

諸國に勤王の兵起る

元弘二年閏二月下旬、天皇京師を發し、西狩隱岐に向ふ、從ふ者、源忠顯等二三のみ。賊兵戒護數十人、播州に入る。備前の士兒島高德、族を擧げて勤王に努め、車駕京を發すと聞き、途に要して迎取せんとし、播備の境に待つ。既にして、龍駕佐用郡に入り、作州杉坂に向ふを知り、衆を散じ單身裝を變じ、追ふて院の庄に到る。其夜行在に入り、庭の櫻樹を白し、漢詩の二句を記して去る。明旦　天皇、之を覽て、心窃に　王事に勤むる者あるを悅ぶ。車駕、終に四月二日を以て、隱岐に到る。高時、兵を置きて防衛せしむ。此の時に當り、諸國勤王の兵を起すもの多し。河野氏の族、得能通綱、土居通增は伊豫に、菊池武時、阿蘇惟時は鎭西に、結城宗廣は陸奥の白河に、各義旗を樹てゝ、諸國風靡す。就中、赤松圓心は、先に　護良親王の令旨を奉じ、兵を吉野に送り、其の陷るや播磨の苔縄城を出て、摩耶、多々部の城に入り、更に兵を進めて、六波羅を衝かんとし、攝津の久々知に陣す。六波羅の兵、出て之を瀨河に防ぎ猪名川を隔てゝ、未だ戰はず。偶々四國の兵、尼崎に上陸し、六波羅勢の側面を衝く。圓心電擊共に六波羅の兵を敗り、北ぐるを追ふて淀に至る。

正成の赤阪を去るや、賊將湯淺定佛の守る所と爲る。定佛領邑の民に命じ、夜糧米を輸す。正成、謀して之を知り、四月三日、兵五百を以て、出て赤阪を攻めんとす。直に邀へて之を奪ふ。更に戎具を苞み、米狀の如くにし、卒三百をして陽に輸夫と爲り、擔うて城中に致し、別

に兵を出して、追撃の狀を爲す。城中望見して以爲らく、輸夫敵の爲に追はるゝと、乃ち門を開き之を納る。既に入るや、甲を披き譟叫す。外兵之に應じ、折關竝び攻む。定佛遂に降服す。正成、其の兵を併せ、和泉河內を徇へ、進んで攝津の渡邊橋に屯す。京畿大に擾る。六波羅の鎭將仲時、時益、大に驚き、隅田通治、高橋宗康を、兵三千に將とし、來り攻めしむ。五月二十一日、正成二千人を分ちて三とゝなし、四天王寺の側に伏せ、弱卒三百をして橋を守らしむ。皆羸馬繩轡、戰に及び輒ち走る、敵を誘ひて窮追せしむ。四天王寺を過る比ほひ、伏兵竝び起り、疾風迅雷、奮擊頗る劇し。敵大敗して橋に至り、人馬擁溺し、死者無數なりき。正成四天王寺の邊に陣し、兵力を休む。月を逾えて仲時、時益、又宇都宮公綱を遣り、兵五百を以て來り攻めしむ。和田孫三郎等、正成に謂て曰く、隅田、高橋等、三千の兵すら、我已に擊破す。此の新勝に乘じ、以て公綱を挫く、何の難きことか之あらん、請ふ兵を出して逆へ擊たんと。正成曰く、兵は和にありて多にあらず、公綱は阪東の驍將、從ふに紀清の兩黨を以てす、是の役敗衂の餘を承け、僑軍孤進、思ふに、志必ず死に在らん、我をして能く拒がしめば、亡ふ所亦多からん、天下の事、豈に今日に止まらんや、宜しく士力を愛し、以て後擧を圖るべきなり。我今彼に一籌を輸し、引退すること數日、奇を出し之を誑かば、則ち阪東慓急の士、氣索して去らん、所謂、小敵を見て怯れ、大敵を見て勇む、戰はずして人の兵を屈するものなりと、陣を棄てゝ郤く。居ること數日、卒三百、民數千を遣り、大に炬火を燃し、山澤に星布す。此の如くすること連夜、ます〳〵多くます〳〵逼る。公綱兵を勒すること嚴備、其の衆日に盛なるを意ひ、終に潛に引て還る。

正成、復た四天王寺に入り、寺僧に請ふて、上宮太子未來記を觀る。其の文に曰く、人皇九十五代に當り、天一たび亂れて主安からず、此の時、東魚來りて四海を呑み、日西天に沒すること三百七十餘日、西鳥來りて東魚を食ひ、其の後海內一に歸す三年、爛猴の如き者、天下を掠め三十餘年、大凶變じて一元に歸すと。正成、悅びて曰く、讖文謂ふ所、人皇九十五代は卽ち今上なり、東魚四海を呑むは、相摸入道是なり、西鳥東魚を食ふは、當に兵を起して、關東を滅すの人あるべきなり、日西天に沒する三百七十餘日とは、上隱岐に在るを指すなり、歸闕反正、當に明春なるべしと。金裝刀を以て僧に與へ、益々士卒を優遇し、暴掠を禁止す。遠近望歸し、兵勢彌々張る。尋いで金剛山に還り、千早城に據る。城は、金剛山の半腹に在り、西深谷に面し、東高きこと百丈、西七十五丈、南八十丈、北三十丈、唯東南の一隅のみ、僅に攀躋すべし。又金剛山北方の半腹なる要害の地、上赤坂に支城を築き、平野將監をして之を守らしむ。

明年二月、高時再び大軍を發し、大佛貞直、二階堂貞藤、阿曾時治を遣り、來り攻む。時治赤坂を攻むること旬日、將監拒守屈せず、暗渠あり敵の泄す所となる、時又久しく旱し、兵士渴に困しむ。賊兵、火箭を以て城櫓を焚く、將監、終に力盡き、出て降る、全衆悉く六波羅に送り、皆斬て以て徇ふ。諸城の官軍、之を聞きて守志益〻固し。賊軍力を千早城に集中し、勢頗る熾烈なり。城の東西、谷に臨み、南北峯を蔽ひ、斗扠數十仞、周圍一里ばかり、賊軍衆を恃み、蟻附急攻す。城中大に矢石を發し、之を拒ぐ。敵死傷算なし、吏十二人をして、之を注せしむるに、三日夜書を絕たず。乃て軍中に令して、擅まゝに進むことを禁じ、安營して環守す。城に泉五道あり、旱天涸れず、正成大槽數百を造り、水を貯ふること每日五斛許、汩するに黃土を以てし、其の性を養ふ。又雨ふる每に、屋溜を大槽に引き、水常に足れり。而して、

敵其の外に汲むを疑ひ、名越越前をして東溪を守らしむ。正成、伺ひて守者の稍怠るを知り、拂曉兵を出し、擊て之を走らす。其の旗幕を得て、翌日城頭に張り、呼んで曰く、此れ昨日名越の遺す所、部下の人を煩はさん、願くは來り之を取れ。と名越愧忿し、營を抜き進み薄る。城兵巨木を下し、發射機を失はず、死傷略ぼ盡く。賊軍益〻懼服し、持久の計をなし、復た攻戰せず。

正成、乃ち蕞人數十を縛し、甲を被き兵を持せしめ、夜城外に置き、壯士五百人を其の下に潛蔽せしむ。昧爽鼓譟して敵を誘ふ。賊兵の來り擊つを伺ひ、略〻數箭を發ち、逡巡して城に入る。時に霧昏くして敵衆曉らず、競ふて蕞人に赴く。城上巨石を連下し、殺傷八百餘人、賊軍城を圍み、久しきに亘り、倦怠して酒を置き、妓を召び間を消す。名越遠江、其の甥兵庫と博戲技を爭ひ、忽ち紛爭を生じ、相刺して死す。其の屬二百餘人、亦相戰ひて死す。其の陣、恰も城櫓の下に在り、城兵下瞰相呼んで曰く、君に叛くの賊、自ら天誅に伏すと。同聲大に罵り、大に笑ふ。賊軍の士氣、已に斯の如し。漸くにして、賊兵飛橋を造り、騰つて城中に入らんとす。正成、火炬を叢擲し、喞筒油を灌ぐ、橋燒斷して深谷に陷り、焚死する者千人、毒烟烈火、臭山壑に充つといふ。

鎌倉幕府亡ぶ

高時、鎌倉に在り、之を聞て諸將を責む。會々近郡の民兵、護良親王の令旨を奉じて、敵の糧道を斷つ。賊軍大に困しみ逃亡相繼ぐ。仲時、時益、更に宇都宮公綱をして、來り援けしむ東軍大に振ふ。公綱、手兵千人を以て先登す。皆重鎧鐵面を被り、長刀大斧を提げ、一人前に在り、一人後に推す、前者死せば後者代り、樹を攀ぢ巖を繞り、魚貫して登る。城上の飛箭雨注し、大石摧壓し、死者山積す。衆屍を踐んで、爭ひ進むこと凡そ十晝夜、公綱敢て却かず。然も城は依然として堅く、攻むべからず。乃ち地道を鑿ち、以て城を陷さんとす。城壞れ樓摧け、城中力を悉くして之を禦ぐ、士皆殊死して戰ふ。公綱智力俱に困しみ、竟に克つこと能はず。

二月二十四日、天皇、左少將源忠顯と、潛に漁舟に乘り、隱岐を脫し、二十七日伯耆國那和港に至る。那和の地頭名和長年、天皇を迎へ、船の上山に奉じ、其の第を火し、族類と共に追兵を拒ぎ、大に之を破る。宗族を率ゐて行在を守る。近國の將士、之を聞て集まるもの多く、軍勢日に盛なり。乃ち、勅を四方に下し、北條氏を討たしむ。更に、源忠顯を山陰山陽の兵に將とし、赤松圓心を援けしむ。忠顯、諸將を率ゐて京師に入り、六波羅を攻め、克たずして退く。時に、賊將足利高氏兵を率ゐて六波羅を援け、志を飜して歸順し、戈を逆しまにして六波羅に敵す。五月七日、忠顯、則村、高氏、及び兒島高德、殿法印良忠等と、兵を併せ竝び進み六波羅を攻めて遂に之を抜く。仲時、時益等、光嚴天皇を奉じ東に奔る。道にして誅に伏す。京師、全く官軍の復する所となる。

下野の人新田義貞は、足利高氏と共に源氏の裔なり。北條氏に屬し、千早の軍に在りしが、潛に大塔宮護良親王の令旨を奉じ、病と稱して出戰を促すこと急なり、義貞、遂に使者の鼻を切り、以て決意を示し、義兵を擧ぐ。關東の將士、爭ふて附屬す。五月二十二日、軍を率ゐて鎌倉に向ひ、稻村崎に至る。海潮遠く引きて徒涉すべく、指呼の間、北條氏の館を望む。全軍勇躍して幕府を襲ひ、火を第舍に放つ。高時の兵、防戰終に敗

れ北條氏の擧族、悉く誅に伏し、賴朝以後の覇府、時政以來九世百七十餘年の專制政府も、一朝にして灰爐と化し、茲に無殘の亡滅を見るに至れり。

於之、千早の賊軍、皆圍を解き潰え去る。正成、銳師を出し、之を尾擊し、殺獲殆んど盡く。高直等、僅に身を以て免る。正成、先に圍を受けてより、相持すること五閱月、屢々奇計を出して敵軍を鏖殺し、曾て毫も敗れず、偉なりと謂つ可し。六波羅の亡ぶや、忠顯、高氏、圓心等、交々早馬を立て、京師恢復の事を奏す。諸將僉議し、元弘三年五月二十三日、天皇船上山を發輦し、未だ世上全く靜謐ならざるを以て、供奉の諸人、悉く甲冑を着し、兵仗を帶ぶ。出雲の人鹽冶高貞、一千騎を以て先だつこと一日、前陣を爲し、朝山太郎、後るゝこと一日、五百騎を以て後陣を取る。金持大和、名和長年、輦輿の左右に侍し、鹵簿肅々、錦旗風に靡き、山光海色滿眸の晴を湛へ、松風岸波相和して、萬歲の聲に似たり。天皇、簾を捲かせ、龍顏麗はしく、宸襟安らかに、四方の風光を賞し、二十七日、播州書寫山に行幸ありて、往年の宿願を果し、二十八日、法華山に行幸あり。是より車駕を急がせ、三十日、攝州兵庫福嚴寺に着御赤松圓心父子參向す。謁を賜ひ、天下一統の功、偏に汝等の忠戰に依ると宣ふ。圓心等感激して退く。駐輦一日、寺內盤桓たる松樹あり、勅して、蒼官護國の名を賜ふ。六月二日、車駕將に行在を發せんとす、楠木正成、七千餘騎を率ひ、奉迎のため參謁す。天皇、欣ばせたまひ、簾を捲き近く引見して、優渥の勅諚を賜ひ、痛く其の忠誠勇武を嘉賞し、大事の速に成る、一に卿の效す所なりと、親しく其の勞を稱せらる。正成謝して奏すらく、陛下十全の威靈に賴るに非んば、臣曷んぞ賊圍を出て、復た今日　龍顏を拜するを得んや、と謙讓功に誇る所なし。天皇莞爾として、詔して前驅京師に入らしむ。於之、正成畿內の貔貅を從へ前驅となり、六軍堂々、還幸の列、肅々として、六月五日、薄暮入京、東寺に駐蹕せられ、翌六日、二條內裡に入御したまふ。滿都拜觀の徒、雲集霞群、帝德を頌するの聲洋々たり。

然るに、賊將高直等、餘衆を擁して南都般若寺に據り、京師を犯さんことを謀る。正成、左近衛中將源定平に副とし、之を追討す。高直等、皆髡首僧衣を被り、衆を率ゐて出て降る。京師に縛送して、咸な誅せらる。

僧憲法は、北條高時の從弟なり。南都に在り、還俗して北條時光と稱し、兵を擧げて、河內讃良郡飯盛山に據り、大に近鄕を掠む。兵約二萬人、正成兵六千を率ゐて至り、討て之を平ぐ。既にして、海內賊の隻影なく、殆んど靜寧に歸し、然も兵政の權、朝廷に復し、皇謨更に張り四海泰平を謳歌し、功臣、朝野に在りて補弼の任を完うし、再び兵馬干戈を見るの恨事なからんとせしに、思ひきや、小康を保つこと歲餘ならず、天下麻の如く亂れ、再三蒙塵の悲運に遇はんとは。

建武の亂階

天皇、既に還幸せらる、群臣相議し、宜しく重祚の禮を用ふべしと奏す。左大臣藤原道平曰く、陛下外に座ますこと久しと雖、神器遷る所なし、故に、巡狩還御の儀を用ふべしと、議一決し、北條氏立つる所の新主　光嚴天皇を廢し、正慶の年號を去り、新主署する所の官爵を止め、號を廢主に賜ひて、太上天皇と爲す。

護良親王を以て、征夷大將軍に任じ、成良親王を、關東の管領に補し、義良親王を、奧羽の鎭守たらしめ、北畠親房の子顯家を以て副とす。足利直義を、鎌倉の鎭守とし、二條道平を左

大臣に、久我長通を右大臣に、洞院公賢を内大臣に任じ、足利高氏を參議とし、武藏、常陸、下總を領せしめ、特に偏諱を賜ひ、尊氏と稱せしむ。弟直義に遠江を、新田義貞に上野播磨を其の子義顯に越後を、其の弟義助に駿河を、楠木正成に攝津、河内、和泉を、名和長年に因幡伯耆を、赤松圓心に播磨の佐用莊を領せしめ、爾餘の將士、論功行賞、各々封邑を定めたまひ記錄所、雜訴決斷所を置きて、土地知行の紛爭を處分し、又窪所、武者所を設けて、武士を監督せしむ。或は宮中の儀式、行事、文武衣冠の制、財政の制を定め、又大内造營を企圖し、費用を諸國の莊園鄕保に課し、其の收入の一部分を以て、之に充てしむるなど、着々諸制度の釐革を行ひ、王政復古の實を計りたまふ大英斷に、上下目を聳つ。世に之を建武中興といふ。

然るに、鎌倉武門政治行はれしより百七十餘年、封建の制長く行はれ、其の惰力は、一朝一夕にして、延喜天曆の如き郡縣の制に復すべくもあらず、大政の一統は、偶々公卿政治の如き觀あるも、諸國の大小名は、依然として武家政治を夢み、殊に附和の徒に至りては、王事に勤めて、自己の所領を擴張せんと欲し、或は承久の亂に、幾部の知行を失ひ、北條氏に對して復讐の志を懷きし者などあり。其の朝命たるも、幕命なるも、唯是れ利慾を以て反服し、領土の保全と、擴張とを以て主旨とする者多し。足利尊氏は門地低からざるも、北條氏に雌服し、最も此の間の消息に通じ、士心を得て、自己の野心を遂行せんことを欲し、車駕京師に還幸するの前、既に京師の全權を掌握したりき。

然も、論功公平ならず、行賞亦當を失ひ、有功の將士、恩澤に與からざるもの少なからず。赤松圓心の如き、夙に義を唱へ、攻戰の功多きも、最初播磨を與へ、尋いで之を奪ひ、佐用の一莊を領せしむるなど、朝令暮改の例あり。始、護良親王、大和に奔り、屢々虎尾を踏み、吉野に據るや、敵箭身に簇り流血淋漓、具さに慘苦を嘗めたまひ、深く圓心の忠を嘉し、一統の後、播磨の守護に補すべしと宣ひしかば、度々奏請ありしも用ひられず。嗟呼、建武の中興は表面の統一にして、裏面の不統一たりき。

三位の局阿野廉子は、公廉の女にして、頗る國色あり。後、准后と爲り、君寵日々に篤し。足利尊氏、禍心を包藏し、已に人心を收攬し、以て准后に媚び、固く之と結托する所あるが故に、讒陷巧みに行はれ、諫奏多く容れられざるものあり。英明にして煩眼なる 護良親王は、夙に之を觀破し、其の天威に憑籍し、私心を逞うし、漸く第二の高時ならんとするを疾み、禍根を未萌に芟除せんとし、密に奏する事あるも、却りて其の妄舉を戒飭せらるゝに軼ぎず。尊氏、亦常に 親王を以て眼瘤視し、窃かに謀る所あり。

天皇、漸くにして親王を疎んじ、尊氏の族をして昇殿を許す。藤原藤房、親王の爲に、辨護頗る努め、且つ行賞往々依怙に流れ、賞罰偏頗なるを諫爭せしも効なし。既にして、天皇、政に倦み、宴遊を事とす。建武元年五月、出雲の守護鹽冶高貞、千里の馬を獻ず。天皇、内大臣公賢に問ひたまはく、天馬の出づる未だ之を聞かず、今求めざるに至る、其の應や如何と。公賢、故事に徵して、其の瑞祥を賛し、群臣咸な賀す。藤房、遲れて參内す。天皇、又之を問ふ。對へて奏すらく、臣聞く、明主の瑞とする所は才人に在りて、奇珍異寶に非ずと。昔、穆王八駿を愛して、周の天下衰へ、孝文、光武、千里の馬を郤けて、漢業盛なり。此の二者、得失昭々として晧るべし。方今、海内初めて平定するも、創夷未だ復せず、然るに、百事偷安に沈み庶僚阿諛を事とし、國家の安危、また措いて問ふ者なし。賞典の及ぶ所、偏倚を極め、有功の將士、概ね憤怨を懷く、宜しく、速に功を論じ、賞を改め行ひ、以て將士の心を慰め、國家の

安定を謀るべし。赤松則村、屢々大功を樹て、忠を　皇室に致す。然るに、一旦補する所の守護職を褫ひ、僅に其の舊邑を賜ふ、則村、何の罪ありて、陛下之を遇すること、此の如く酷薄なるや。而して、今此の馬至る、適々禍亂を胎すものなり。伏して願くは、陛下物を玩ぶの志を裁し、叡慮を仁政に留めたまはんことをと、天皇、懌ばずして罷む。藤房、尙も畏れず、天威を冒して、一夕御座に侍し、諷するに比干、夷齋の事を以てし、其の曉、退出して北山の岩倉に入り、國事日々に非なるを憤り、韜晦して所在を失ひ、後窃に僧となる。

禁庭の侍士垂水廣信、天皇の惑溺、日に甚しきを慨き、一意國家の前途を憂ひ、その官位卑きを忘れ、萬死を冒して上疏諫奏すらく、夫れ、大君は天の宗子なり、天に代りて萬物を育すべし、此の故に、身四德に法り、敎ふるに五常を以てする時は、則ち天下治まる。其の身正しからずして、庶民敎へなき時は、則ち天下亂る。今乃ち、色を好んで其の本性を失ふ、禍亂何ぞ遠からんや。伏して冀くは、速に之を改めんことを。諫爭の事、固と卑官の職に非ずと雖、然も忍びざる所、因て萬死を冒して、上言す云々。斯の如き熱烈悲憤、死を顧みず、偏に邦家のため疏奏せしも、嘗て容れられず。闕下を辭し、伊勢の國垂水の里に歸臥す。後徵されしも至らず。晴耕雨讀、著作以て樂しむ。曾て、朱晦庵の書を得るや、歎賞措かず。卽ち、本邦朱註を奉ずるの鼻祖たるか。遂に、身を畎畝の間に畢り、又出廬せず。其の陶鑄の深き、古賢哲に似たり。書に曰く、牝雞の晨するは、惟れ家の索るゝなりと。婦舌の禍梯を爲す、鑑みざる可らず。

嗚呼忠孝護良親王

憂國の情、卑官尙此の如し。況んや、竹園の貴に於てをや。大塔宮護良親王は、父天皇の爲に益〻疏んぜられ、尊氏一族の橫暴、愈々甚しきを知り、悲憤耐へがたく、切齒扼腕、終に、悒々鬱々として樂しみたまふ所なし。去年五月、官軍六波羅を陷ゐるゝや、殿法印良忠の部下に、不逞の徒あり、京洛の庫藏を破り、財貨を運取せしを、尊氏、鎭撫に名を籍り、之を捕縛し、瓦玉混淆、二十餘人を六條河原に斬り、高札を立てゝ曰く、大塔宮の候人、殿法印良忠が手の者共、在々所々に於て、晝强盜を致す間、誅する所なり、と書す。良忠、意安からず、親王に具上す。親王、痛く其の暴恣を憤りしも、事端を啓かんことを慮り、慰撫して止む。爾來尊氏を惡みたまふこと深く、尊氏、亦征夷大將軍たらんと欲し、親王を排斥せんことを謀り、終に二者の間、氷炭相容れざるに至る。恁くて、尊氏の橫逆、恕すべからざるに及び、諫爭して譴を得、忠良賢智なる藤房の辨疏、亦無効に歸す。然るに尊氏の惡、忍ぶべからざるや、窃に新田義貞、楠木正成に謀り、尊氏誅伐の令旨を發し、兵を諸國に徵せんとせらる。謀密ならず不幸尊氏の知る所となり、准后に倚り、奏して曰く、兵部卿親王、皇位を奪はんとし、諸國の兵を募る。其の證左、斯の如しと、令旨を出して上覽に供へしかば、天皇赫怒したまひ、直に親王の官を奪ひ、流罪に處すべしとて、十月二十二日、中殿の御會に託し、親王を召す。宮は斯とは知らず、忍びやかに參內せらる。結城、名和の一黨、勅命に從ひ、壯士を殿裡に伏せ不意に起りて、親王を捕へんとす。宮は、膂力衆に勝れ、殊に憤怨の身なれば、抵抗奮鬪、さしもの壯士も、容易に捕ふる能はず。終に、恨を呑んで擒となりたまひ、馬塲殿に幽せられ、警衛嚴重を加ふ。嗟々、何ぞ悲慘なるや。

數日の後、親王泣血して、一篇の陳情を艸し、之を前左大臣に付し、父天皇へ傳奏を請はる。

其の書を譯するに、

夫れ、勅勘の身を以て、無罪の由を奏せんと欲す。涙落ちて心暗く、愁結んで言短し。只一を以て、萬を察せしめよ。詞を加へ、悲者を恤まれば、愚臣生前の望と云ふ是のみ。夫れ承久以來、武家權を執り、朝廷政を棄つる年尙し。臣、苟くも之を看るに忍びず、一たび慈悲忍辱の法衣を解き、忽ち怨敵降伏の堅甲を被り、內破戒の罪を恐れ、外無慙の譏を受く。然りと雖、君の爲に身を忘るゝに依り、敵の爲に死を顧みず。斯の時に當り、忠臣孝子、朝に多しと雖、或は志を勵まさず、或は徒に運を待つ。臣獨、尺鐵の資なく、義兵を搖して、險隘の中に隱れ、敵陣を窺ふ。逆を肆にするの徒、專ら我を以て根元となすの間、四海法を下し、萬戶以て贖ふ。誠に、是れ命天に在りと雖、奈何せん身を措くに處なし。晝は、終日深山幽谷に臥し、石岩苔を敷き、夜は、通宵荒村遠里に出で、跣足霜を踏み、龍鬚を撫して魂を消し、虎尾を踐みて、胸を冷すこと幾千萬。遂に、策を帷幄の中に運らし、敵を鐵鉞の下に亡す。龍駕方に都に還り、鳳曆永く天に則る。恐らくは、微臣の忠功に非ずして、其れ誰人の勳功と爲すか。而して、今戰功未だ立たず、罪責忽ち來る。其の科條を風聞するに、一事も吾犯す所に非ず、虛說の起る所、誰か尋究せられざらん。仰いで天に訴へんとす、日月不孝の者を照さず、俯して地に哭せんとす、山川無禮の臣を載するなし。父子義絕し、乾坤共に棄つ、何の愁か之に加んや。今より以後、勳業孰の爲に策せん、行世に藏して輕し、綸宣儻し、死刑に優らば、永く竹園の名を削り、速に桑門の容と爲らん。君見ずや、申生死して晉國亂れ、扶蘇刑せられて秦世傾く、浸潤の譖、膚受の愬、事小禍に起り、皆大に逮ぶ乾臨何ぞ古を延いて、今を鑒みざる、懇歎の至に堪へず、伏して、奏達の誠を仰ぐ。誠惶、誠恐、謹言。

字々皆血涙、之を讀んで誰か啼かざらんや。此の愁訴、叡聞に達せば、宥免の沙汰なきにしも非ざりしを、被託者皇威を畏れて、之を傳奏するの勇なく、空しく塵裡に委ねしこそ、終天の恨事なれ。

十一月十五日、足利尊氏に命じて、鎌倉へ流さる。尊氏、因て其の弟鎌倉の鎭守直義に附す直義旨を受けて、二階堂の谷の土牢に置く。藤原保藤の女一人從ふ。古賢曰く、夫婦正しからずして、而も父子親なる者は未だ之れあらずと。後直義、其の臣淵邊義博をして、親王を弑せしむ。義博、夜に乘じ、單身土牢を窺ふ、親王燈下に看經す。義博、闖入格鬪して、首を切らむとす。親王、刄を嚙んで放たず。義博、遂に之を弑し、牢外に出で、月下に首を見れば、眉釣り、眼怒り、齒間鋩尖を嚼む。義博、戰慄之を捨てゝ去れりとぞ。寶算二十八。傳へ曰ふ。義博、親王を奉じて、海路陸前伊寺港に奔り、蜑戶漁屋に隱れ、親王に隷仕し、子孫尙存すと然れども、史家の耳を傾くるもの少し。

建武中興の功、大塔宮を以て、第一とすべし。身已に沙門に在るも、國家の否運座視するに忍びず、奮然起て令旨を諸國に下し、忱々たる虎視の間、山野に隱れ、屢々危地に陷り、般若寺の經櫃、十津川の草扉、然も竹園の尊きを以て、備さに艱苦を嘗め、天步艱難の際、一意興復を計り、吉野の守城、賊軍を窘むること七晝夜、內反する者あり、城に火し、外城已に陷ゐり、親王戰ふこと數合、甲七矢を著け、頰腕兩刄を中つ、流血淋漓、將士と飮訣して、戰死を期し、村上父子の忠死に因りて、野山に走りたまふ。何ぞ、それ勇剛なる。然も、天資英明、夙に尊氏の奸惡を觀破し、却りて此の殘害に遇ふ。抑々、親王の建武に於ける勳業たるや、其

香雪山房藏版

の忠孝に於て、古の　小碓尊と、殆んど優劣なし。而して、此の慘禍に終る。正に、本邦史中の一椿事たるを失はずといふべし。嗟々、慨はしきかな。

足利尊氏終に反す

建武二年七月、北條高時の遺子時行、兵を起して鎌倉を襲ひ、足利直義を走らせ、之に據る。尊氏、自ら往きて征せんとし、征夷大將軍たらんことを請ふ。天皇、之を許さず。尊氏、肆いまゝに兵を率ゐて京師を發し、矢矧に於て直義に會す。連戰敵を破り、長驅して八月十九日鎌倉に入る。戰功　叡聞に達し、從二位に叙せらる。臧人頭中院具光を　勅使として、聖旨を傳へ、將士の行賞、京師に於てせらるべしとの　勅諚を賜ふ。直義、狡獪曩に護良親王の勇武を忌み、其の後患を爲すを慴れ、之を弑逆せしめ、且つ秘して聞せず。尊氏の來り敵を討つや、八州風に隨ひて靡くを見、兄に勸めて反せしむ。始、尊氏、潛に異圖を蓄へ護良親王を畏れて未だ發せず。親王、既に害に遭ふ、又新田義貞を憚る。乃ち、上表して義貞を譖し、又　詔を奉せず。鎌倉若宮小路なる、將軍館址に新第を建て、高師直以下の大小名を移居せしめ、現然將軍府を形成し、自ら征夷大將軍と稱し諸國に在りて、朝政を怨嗟せる將士を招致し、義貞追討の敕書を發し、戰備に孜々たり。

義貞、大に怒り、上疏し尊氏　皇子を弑するを訴へ、桀驁の罪を數ふ。天皇、始て尊氏の大逆罔道を知り、其の官爵を削り、廼ち義貞に勅して、之を討たしむ。時に、建武二年十一月なり。楠木正成、諸將と留りて、京師を衛る。尊氏以爲く、吾黨正成を得ば大事成らん。官軍の前途、又以て知るべしと。委さに心事を書し、使者を送りて曰く、我固と二心なし、然るに、今や義貞の讒に因り、賊名を負ふ、遺憾何ぞ堪へん。足下、若し我と事を與にせば、奉ずるに幾內五國。及び南海六州を以てせん。夫れ、克く協力義貞を誅し、俱に　皇室を輔翼せば、永久平安の策ならずや、足下、幸に同意せよと。辭、頗る切實を極む。正成、答へて曰く、余足下の反を知るや久し、人欺くべしと雖、安んぞ天を欺くべき。大丈夫、正に逆賊を剪滅することを能はずとも、爭でか富貴の不義を貪らんやと。仍て、尊氏の書を　叡覽に供ふ。天皇、其の節義を嘉賞す。正成、元金剛山下の一武士、深く　聖旨を體し、尊王の急先鋒となり、功を跨らず、誠慤忠實、唯　聖恩に感泣し、義貞、尊氏の如き黨念なく、從つて眼中新田、足利なし單に、皇室あるを知るのみ。故に、恩賞の多少を思はず、他の將士と選を異にす。是れ、千載忠臣の龜鑑たる所とす。

義貞、中務卿尊良親王を奉じて、兵六萬七千を發し、東海、東山兩道より進軍す。十一月矢矧に克ち、十二月手越河原に捷つ。直義の軍、追窮既に危く、尊氏來り援くるに及び、敵軍頓に優勢と成り、竹の下に戰ふや、大友貞載、鹽冶高貞、俄に反きて賊に降り、官軍を夾擊し、義貞の軍大に敗績す。於之か、諸國の武士、尊氏に款を通ずるもの多く、尊氏勝に乘じ、長驅して西上す。勅して、義貞を召還す。

赤松則村、反いて尊氏に應じ、南海、山陰の諸國、相繼いで賊軍に從ふ。尊氏、衆八十萬、並進み京師に嚮ふ。朝廷震駭す。延元々年正月十一日、尊氏の軍京師に逼る。正成、兵五千を以て宇治に禦ぐ。義貞、大渡を守り、義助山崎に陣し、長年、及び結城親光、勢多を衛る。正成、使者を義貞の陣に遣りて曰く、山崎の兵、烏合の衆恃むに足らず、宜しく、速に兵を益せと。義貞從はず。尊氏、大渡を衝いて克たず。大渡は、淀川の木津川を受くる下流にして、京

に趨くの要津なり。尊氏、細川定禪、赤松範資をして山崎を攻めしむ。義助、敗れて退く。義貞、終に大渡を保つ能はず、諸路の官軍、遂に潰え、走りて京都へ還る。赤松則村の軍、既に京師に進入す。天皇、宮を遁れ比叡山に幸す。義貞、正成以下、菊池、結城、名和の諸將相從ふ。恰も、北畠顯家、西上の報あり。賊軍火を宮闕に放ち、叡山を攻めんとす。正成、諸將と行在を衛り、義貞、結城宗廣、名和長年等と、京師の賊を攻む、宗廣は、奥州白河の人、鎭守府將軍北畠家と共に、義良親王を奉じ、兵を率ゐて難に赴き、鎌倉に至る比ほひ、尊氏西上すと聞き、疾風迅雷、程を兼ねて賊を追蹤し、來り援く。此に於てか、義貞、正成、長年等と合し、賊將細川定禪を三井寺に破り、追擊して京師に入り、尊氏と對戰す。官軍、大に振ふ。賊兵五萬、相國寺の東北出雲路に屯す。正成、楯數百枚を辨じ、敵に遇ふて馳突し、乃ち鐵勾相連り、蔽ふて以て發射す。退いて輒ち、精騎を縱ち之に乘ず。賊披靡して郤く。諸所の官軍捷を獲て、尊氏京師を退く。遇々日暮る。正成、義貞に謂て曰く、今日賊を破り殺獲する所多し、然も尊氏の適く所を知らず、此の寡兵を以て、京師に留まらば、恐らく士卒の暴掠して財を貪るあらん、其の四出して、收むる能はずんば、豈に前日の如く、反襲の虞なきを得んや且つ、戰勝の機後、制し難きものあるべし。今軍を旋して、力を養ひ、一擧敵を數百里の外に驅逐するに若くなしと。義貞、之に從ひ引て還る。

尊氏、復京師に入る。正成、曾て、善く哭する者を養ふて士と爲す。人皆之を笑へり。此に至り、髣して僧となし、翌日數十人の僧と共に戰場に遣る。果して哭泣すること甚し。賊兵來り異み問ふ。輒ち答へて曰く、昨日北畠、新田、楠木の諸公悉く戰歿す。冀くは屍を求め、之を收め得て葬らんとすと。涕哭止まず、泪頻に下る。賊兵以て信と爲し、尊氏に聞し、稍〻兵備を撤す。正成の人を養ひ、材に隨うて用を成さしむること、概ね此の類なり。

正成、諸將と、夜潛に軍を發して賊を襲ひ、別に卒數百を遣り、炬火を持ち、山に遵ふて西行せしむ。綿々相屬す。敵軍、望み見て、尊氏に告げて曰く、官軍將領を失ひ、今皆亡げ去ると。尊氏、直に兵を遣りて諸道に要す。餘衆復警備せず。詰旦、正成の軍、叱咤して京師に入り、火を放ちて掩擊す。官軍爭ひ進む。賊軍、大に驚き潰敗す。尊氏、決死防戰するも爲す能はず、丹波篠山に走る。賊軍、器甲を遺棄し、路を蔽ふ。正成、諸將と共に賊を追ひ、攝津の瀨河を經て、豐島河原に於て、直義と戰ふ。正成、兵を引いて神崎川より敵後に出で、直義の軍を衝く、賊敗れて走る。顯家、義貞等、江田、大館、里見、鳥山の精兵を以て、追ふて西宮に至る。直義、亦仁木、細川、高、畠山の徒と防戰し、細川賴春傷つく。伊豫の土居、得能氏適々兵船を率ゐて、官軍を來り援け、賊を打出の濱に破る。直義、敗れて兵庫に遁け去れり。

賊軍大敗して西國へ走る

尊氏、困踣して西國に趣き、徐に後圖を爲さむとす。細川、赤松の徒、頻に西下を促し來れば、遂に篠山を發し、三草山を踰えて、明石大藏谷に向ふ。豐後の大友貞宗、舟師二百隻を以て來り、先に兵庫に泊す。二月三日、尊氏至り、貞宗に會ふ。貞宗、因て勸めて曰く、少貳貞經、筑紫に在り、素と心を將軍に傾く、願くは速に舟に駕し、九國の兵を招發し、以て再勝を期せよと。尊氏、之に從ひ、直義と共に走らんとす。官軍の戰略、終に決せず。既にして尊氏兄弟舟に乘じ、兵庫を發せんとするや、衆多くして、舟少し。兵卒、爭うて舟に上らんとし

往々沈沒し、將士、怒つて舟に縋る者を切る、斷手爲に舟に滿つるに至れり。兵庫の土豪、白藤惟村といふ者あり。新田義貞に恩顧を得て、一族を擧り義に赴き、西宮の戰、潜に笠印を脫し、賊兵に混入し、直義に近づき之を殪さんとす。賊、警戒頗る嚴にして、志を遂ぐる能はず已にして、賊兄弟舟に上る。敵兵、周章狼狽、其の後れざらむことを虞る。此夜北風波浪を激し、纜を解く能はず。惟村、機失ふべからずと爲し、一族十八人、輕舸を敏馬の浦に發し、波浪と戰ひ、賊船に近づき、火を放ちて敵船に飛び入り、縱橫奮擊す。火熾にして、他舟へ延燒し、風浪怒り狂ひて、賊軍、悲慘の死を爲す者算なし。然も、決死十八人、獅子の如く奮擊して、終に呑舟の魚を逸す。

官軍、火を望み見て、敵に內反する者ありとなす。義貞、笑ひて曰く、之れ必ず惟村なるべし、風浪此の如くにして、誰か克く海戰をなす者ぞ、能く其の術を得たるに依る、と直に、指揮して赴き援けしむ。賊軍、敗衂言語に絕ゆ。義貞、感狀を與へて、惟村を賞すと云ふ。

尊氏、直義、漸く危機を脫して、播州室の津に着す。西風徐に來りて、順風に復す。相從ふの舶百餘艘、將士始て安堵す。此の役、今川範國等、直義に自刄を說きしこと一再ならず、其の如何に、危機逼迫し、窮境死地に陷りしかを知るべし。賊軍、室津に泊する三日、軍を議し仁木賴章を丹波の高山寺城に、赤松則村を播州白旗城に、石橋和義を備前の海陸に、今川範國兄弟を備後の鞆津、尾道に、桃井を安藝に、大內を周防に、厚東を長門に、細川を四國に、各〻據りて以て、官軍西下の防遏に備へしむ。

尊氏、室津を發し、備後鞆津に着す。三寶院僧正賢俊、光嚴上皇の院宣を持して至る。其の旨、新田義貞の與黨を誅伐すべしと云ふに在り。之れ、曩に赤松則村の獻策する所、此に至り公家、武家の爭は、轉じて公家相互の爭と成る。尊氏兩統互立の惡例を惡用して、持明院派の宣旨を得、以て挽回に資し、欣喜雀躍して、洽く諸國の賊軍に傳へ、捲土重來の基と爲さんとす、眞に、疾むべきなり。

正成、賊を追ふて、直に海を渡り、之を擊んと欲して曰く、機失ふべからず、敵紓うすべからず、勝に乘じて追躡せば、之を虜すること必せりと。義貞、肯かずして曰く、賊已に窮迫、之を緩うするも何ぞ害あらん。且つ師老いたり、姑く士を休め、然る後、之を討つも未だ晩からずと。正成曰く、方今官軍屢々克ち、勇氣百倍せり、賊兄弟、敗亡の餘、膽落ち氣竭く、一擧して殲すべし、今機を失はゞ、若し九州の勢を徇へ、賊軍復振はん時、山陽、南海、必ず撓て之に從はん、後に臍を噬むも及ぶ莫し、願くは將軍、熟慮して斷行せよと。義貞、竟に果さず軍を歛めて、諸將と京師に凱旋し、叡賞を受けて安んず、嗟々。

四國、九州の賊軍、一たび足利に屬せしもの、敗を聞て落沮し、往々官軍に應ぜんとする徒ありしが、尊氏、九州に下るを知り、更に志を翻せり。此時、義貞、瘧を疾むの故を以て、三月四日、江田行義、大館氏明を先陣として、京師を發せしめ、六日、播州書寫山の麓阪本に至る。赤松則村、播備の兵を集め、阪本に向ふ。室山に會戰して敗る。行義、氏明、以て賊軍恐るゝに足らずとなし、大に之を易る。

三月下旬、義貞疾癒え、兵五萬を率ゐ西征の途に上り、播州加古川に着陣す。攝津、丹波、丹後の兵、來り加はり兵勢大に張り、班鳩に進軍す。赤松則村危機の迫るを恐れ、忽ち策を廻らし、欵を通じて曰く、不肖則村、曩に大塔宮の旨を承け、率先義を唱へ、犬馬の勞を盡す然るに、一統の後、圖らざりき恩賞降參不義の者より薄し、遂に一朝の恨に依りて、義を棄て

しも、宮の恩顧終生忘るべからず、幸に、當國の守護職たるの綸旨だに賜はらば、今より歸順せん、志を屈して賊に與すること、豈に本意ならんやと。義貞、之を疑はず、請を容れて、守護補任の綸旨を申請す。使者の往復十餘日を費す。此の間、則村、籠城の準備をなし、且つ援を尊氏に乞ふ。既にして、準備全く成り、綸旨到るや、則村、答ふるに、綸旨何者ぞ、我に於て用なし、と侮弄を極む。義貞、牙を噛んで忿り、白旗城を攻むること急なり。城は險岨に依り、要害に富み、正に難攻不落なれば、之を重圍すること五十餘日に亘る。脇屋義助曰く正成、曾て金剛山に籠りて、敵を苦しめしに等し、今此く力を一城に集中せんか、尊氏九州の兵を以て、東上せば大事に及ぶべしと。義貞、是とし、一部隊を船坂山に送り、中國の賊に備ふ。

則村、屢々書を尊氏に馳せて難を告げしが、其の糧乏しく、終に陷落せんことを訴へ、援を請ふこと切なり。其の書、太宰府に於て、尊氏の傾する所となり、直に、諸將を會して議す。衆曰く。則村、敗れなば、吾軍の不利、延いて及ぶ所多大なるべし。急遽、歸洛あらんこそ得策なれと、於之、尊氏、一色、仁木、松浦等を止めて九州を守らしめ、四月三日、大友、少貳の軍を率ゐて、博多を出發せり。

賊軍大擧して東上す

延元元年五月五日、黄昏、尊氏の軍、備後鞆の津に着す。小貳頼尚の言に從ひ、尊氏海軍を統べ、高師直を參謀とし、直義は陸軍に將とし、頼尚を先鋒とし、陸路を直押しに押す。四國の細川、來り加はる。賊軍、之を望みて、楠木の謀計ならずやと、軍を駐めしと云ふ。五月十五日、備前の兒島に着船す。佐々木族、來り輸ふ。夜波靜にして月光皎し、偶々黒雲二條靉き數刻の間消散せず、軍中奇瑞として拜喜す。直義、進んで大江田氏經の福山城を陷れ、脇屋義助を備前の三石に郤け、捲土重來、同月二十日、播備の境を越ゆ。恰も、無人の地を行くが如し。

義貞、白旗城の圍を解きて兵庫に退く。既にして、直義、加古川に着陣し、尊氏の舟師、室津に泊す。往路に比し、今次の盛、驚歎すべし。則村、來り謁して、義貞を欺くの情を告ぐ。尊氏、其の智略を稱し、則村の兵を合せ、海陸相應じて東上す。時に沿道官軍の一兵なく、賊軍の士氣、天を衝くが如し。義貞、憂苦困憊、狀を報じ、今次の戰、大覺寺派破るか、持明院派勝つか、兩統の安危、成敗の分岐、此の一戰に存すと。朝野、耳を峙てゝ驚愕す。

天皇、震駭して、急に正成を召し、汝急ぎ兵庫へ赴き、義貞を援けて、賊軍を戮すべし、と宣ふ。正成、奏すらく、賊軍、九州四國の兵を合し、其の勢雲霞の如し、官軍疲勞の小勢を以て對戰せんこと、到底必勝の算なし、宜しく、義貞を召還し、車駕、畤を延曆寺に移し、縱い儘に賊をして京師に入らしめん。臣、河内に還り、畿縣の兵を招聚し、河道を塞ぎ、糧運を絶ち、其の疲散を待ち、然る後、前後齊しく進まば、一擧にして斃す可きなり。揣るに、義貞の計、亦復此に及ばん、義貞、西征の途に上り、未だ戰はずして退かば、物議に涉ることを憚りて爲に趣ち歸らざるのみ。夫れ、戰は始に負くるも、終に勝を得るに有り。請ふ、重思を加へられんことをと。諸卿、曰く、武事、宜しく帥臣に委ぬべしと。獨り、參議坊門清忠、曰く、皇師東征せしより、賊西走するに及び、威靈の加はる所、必ず寡を以て衆を制せざるなし。是れ天祐にて、戰略に非ず。況んや、賊、今般帥する所、必ずや、前日東來の强盛にあらじ。且つ

未だ、節度使、賊と鋒を接するを聞かざるをや。然るに、陛下擧措を輕んじ、遽に京師を棄つれば、則ち征討の將士、亦隨つて退思を生せん。且つ、今春已に一たび山門に幸し、今復倉皇蹕を彼に移さば、則ち何に因つて萬乘の重を示さん。臣謂ふに、正成を遣りて、都外に決戰せしめられんことをと。天皇、遂に其の言を納れ、正成をして兵庫へ赴かしむ。正成、退き嘆じて曰く、天下の事、殆んど爲すべからずと。嗚呼、之れ千載の遺恨と云ふべし。古人曰く、利口の邦家を覆すを惡むと、宣なるかな、其の言や。

五月二十四日、正成兵五百騎を率ゐ道に上る。攝津島上郡櫻井の驛に到り、倶せし所の嫡子正行と訣る。授くるに、恩賜菊作の小刀を以てし、戒めて曰く、吾若し戰死せば、汝善く父の志を繼ぎ、忠貞を勵み、子弟を拊循し、時を相て動き、以て恢復を圖れ。吾死せば、天下必ず尊氏の有に歸せん。或は、咯はすに重利を以てし之を誘ふも、愼しんで國恩に負き、後世嗤ふ所と爲る勿れと。遺囑諄々、正行年十二、從はんことを請ふ。正成、許さずして曰く、父子相倶に死せば、奚んぞ恢復を成さんと。正行、泣て河内に還る。

正成、兵庫に至り、義貞と二本松の陣に會ふ。義貞、來助を謝して曰く、賊勢張皇、敗卒を驅りて之に當らんとする事、固より難し。去年、軍を關東に喪ひ、以て輿議を致す。今又、勅を奉じ西征す。未だ、攻て一城を抜く能はず、賊の大軍到ると聞き、遽然引還すること、我窃に恥づ。是を以て、勝敗を卹せず、命を一戰に委ねんのみと。正成、之を慰めて曰く、機を見て進み、時を權りて退くは將の道なり。紛々の論、何ぞ意に介せん。公、往歳北條高時を摧破し、今年尊氏を困憊す。抑〻聖運の然らしむる所と雖、亦皆公の武略なり。公の軍旅に於ける、それ誰か間然するを得んと。義貞、之が爲に釋然たり。

時に、尊氏の水軍、大小船舶三千餘艘、二十四日の薄暮、明石大藏谷の沖に碇泊す。四國勢の本隊、淡路の岩屋より須磨の澳に連る。各船の舳艫、篝火盛んにして、波を燒き空を焦すに似たり。直義の陸軍三萬五千餘騎、同夜一の谷に進み、昔土肥實平の陣せし鹽屋より、後部隊は大藏谷に續き、火光山野を照し、軍氣頗る熾なり。二十五日の黎明を俟ち、進軍すとの情報に接す。

官軍にては、終夜防戰の評議を凝らし、未明を以て、各軍定むる所の部署に就けり。要するに、共同戮力、水陸兩軍に當るべき作戰計畫たりき。義貞は、和田岬に本營を置き、然も自ら敵に當らんとす。脇屋義助は、經が島に陣す。其の勢一族二十三人、五千餘騎。大館氏明は、燈明臺の南濱に陣し、楠木正成は、會下山より頓田山を陣地とし、弟正季をして、二百餘騎を以て、長田に出づるものと、一は鵯越を踰えて、夢野の側面を衝かんとするものとを、小阜低丘の間を配置す。賊軍鹽屋より多井畑を經て、須磨の上野に來るものと、一は分れて車妙法寺を經て、其の西丘に陣せしめ、其の他、各所に數十騎に邀へん方略なり。

先之、義貞、正成の寡兵を慮り、千葉、宇都宮、菊池等の諸勢を加へんとす。正成、辭して受けず。七百の寡兵を以て、三萬五千の大軍と戰はんとす。蓋し、會下山以西、長田、池田の方面、丘陵蜿蜒起伏し、正成の隱顯自在、神出鬼沒の兵略を用ひ、敵を駈惱まさん地利に適す。其の必ずや、成算ありけんを、あはれ、濱手の守備軍にして、誤らずんば、正成の戰術、或は効を奏せしならん。

湊川の合戰

延元元年五月二十五日、夜來の雨霽れ、一天拭ふが如く、海波穩なり。和田の松原、燈籠臺遠矢の濱の要所より、經島、築島、二本松、針ヶ崎など濱手の諸軍、山手は、湊川より會下山の谷間、岡續き、敵や來ると待つ間なく、辰の刻と覺しき頃、潮路遙に寄せ來る船は、舳艫相連りて、空を蔽ひ、海上一面群岳の如く、櫓聲漸く近づきたり。

水軍の先鋒細川定禪、經が島目かけ上陸せんとし、戰は開始せり、交矢天に叢り、叫聲地に轟き、義助必死に下知すれば、敵も怯まず之に應じ、尚も、和田岬より一部隊の上陸するを、官軍待受け之を塵殺す。兵鼓の響海に悽く、鯨波の聲陸に高し。賊軍、更に西宮方面に上陸し官軍の退路を斷たんとし、四國勢より成れる第一船隊は、濱に沿うて紺邊に漕行く。官軍、驚き陣を東に移し、汀を東に馳せ向へば、遂に全軍濱手の守備を撤し、義貞の本營殆んど空し、尊氏、大に喜び、悠々大兵を駒が林より上陸せしめ、尻池に陣し、二本松なる官軍の本營を衝かんとす。義貞、狼狽して軍を旋さんとするも意の如くならず。

巳の刻の比、直義は山手、須磨口の兩道より、頼尚は濱手より、三面並び進みて、正成の軍に向ふ。黑馬に薄紅の母衣掛けたる武藤、赭馬に黃鎧を着けたる對馬の二青年は、頼尚が族類にて、自ら一町餘を先に驅けて進む。水軍よりは、鼓を鳴らして聲援す。

和田岬の一部隊、終に敗れ、尊氏の軍既に上陸し、大館、脇屋の二軍、合して第一船隊の上陸を防がんとする時、尊軍、和田山に押寄せ、義貞の本營を衝く。義貞兵を旋さんとし、紺邊生田に至る。恰も、四國勢、宮前濱より上陸するに會し、戰鬪を啓く。細川定禪、同帶刀以下古山、杉田、宇佐美、大庭等、奮擊す。義貞、終に之を郤く。讃岐の賊新野見、善く戰ひ、敵軍再び勢を反し來り、邀戰數刻、義貞、支へがたくして生田を退却す。定禪、進んで直義を援けんとして山手に向ふ。於此、正成、腹背敵を受く。

湊川の後方、會下山より頓田山に亘り、正成、正成、精兵七百を三分し、自ら頓田山に在りて指揮す。先陣志貴右衛門、三百を以て山麓に陣し、須磨街道の賊に當り、正季、西方の岡に屯して長田、及び鵯越の高師直に備ふ。正成、別働隊を率ゐて、機に臨み應援せんとす。唯見る菊水の旗は、丘樹頭に隱見し、其の數甚だ多きが如く、二引兩、四目結如く、漸くにして近づくの旌旗、直違、左巴、輪違等さながら雲霞の如き大軍、急に迫らず、水軍和田に上陸し、官軍の旗幟靡くと見るや、賊の先鋒赤松兄弟、三千を以て、正成の先陣志貴を衝く。右衛門、魚鱗に造り、敵の中堅目蒐け切込む。賊、散亂して、左巴旗、仆れて又起ち、後方に退く。正成、既に第一陣を破り、正季をして第二陣の細川、第三陣の島津を驅崩さしむれば、さしもの大軍混亂して四散す。

正成、聲を勵して曰く、敵將を獲るは此の一機に在り、諸士奮へと。全軍殊死して、面も振らず後軍の直義に向ふ。先之、直義、長田の岡に在り、形勢非なるを見て、全軍を叱咤し、官軍を掩擊せしむ。正成、正季、縱橫奮鬪、七たび遭ふて七度離る。唯期する所、直義の首を獲るに在り。されば、銳鋒の觸るゝ處、悉く粉碎し、全軍必死、一以て百に當る。賊軍崩潰、須磨に退かんとす。直義の乘馬、鏃を踏みて進まず。正季、肉薄、幾んど之を獲んとするもの瞬間、敵將藥師寺、疾驅來り援け、馬を直義に授け、止まり戰死す。直義、虎口を脫して須磨の上野に退却す。正成、正季、牙を噛んで慨歎す。遺憾想ふべきなり。

尊氏、和田山に在り、高、仁木、吉良、石堂、畠山の徒六千騎をして、赴き援けしむ。已にして、細川等の兵と合し、湊川の東岸に至り、正成の退路を扼し、其の一部隊を以て、正成の陣地を奪はんとす。正成、高所に軍を整へ、直義を追はんとするに、義貞の本營、賊の占むる所となり、和田の松原以東兵庫、湊川三面の地、既に賊の占領に歸せるを知り、今や全然包圍に陷りたれば、最も近き敵に當らんと、細川等の合同軍に向ふ。激戰、辰の上刻より未の上刻に及ぶ、十六回、屢々敵を駈逐すと雖、孤軍援絶えて兵を失ふこと多く、之に反し、賊軍の勢益々加はるのみ。

正成、悲憤に堪へず、正季と共に血路を求むれども、重圍恰も囊鼠の如く、奈何とも詮すべなし。血戰數合、兵殆んど盡き、剩す所厘に七十餘騎、然も疵を負はざるなし。喟然として、正季に謂つて曰く、吾道窮れり、捕へられて恥を無爲庵に憩ひ、鎧を脫すれば、創傷十一所、爾余皆、五創、七創を被らざるものなかりき。正成、徐に正季に謂ふ、今日死して九泉に赴く、吾子何所に魂を託せんと欲するかと。正季笑ひて曰く、願くは七たび人間に生れ、以て朝敵を殲盡すべしと。正成、怡然として、正季と耦刺して死す。殉する者、矢尾正春、和田正隆、神宮寺正師、橋本正員、富田正武、惠美正遠、河原正次、宇佐美正安、三石行隆、安西正光、南江正忠の一族郎黨十一人、竝に菊池武吉、江田高次、伊藤義和、箕浦朝房、岡田友春以下の將士五十餘騎、嗚呼時非にして、稀世の勇將、智略無双の大忠臣も、空しく廣嚴寺裡客坊の煙と化しぬ。俊明極禪師、庵に入り遺骸を函し、庵を距る百弓餘の地に葬る。無爲庵火く、坊宇共に燒亡するもの七。

正成、孤軍を以て大兵を困しめ、其の援絶ゆるに至り、重圍に陷り、惡戰苦鬪、終に族を擧げ國難に殉ず。千載の下、人をして、其の英武、忠節を仰歎せしむ。尊氏、深く惜しみ、世瀨川有隣をして、正成の首級を持たしめ、河内に遣る。天皇、追悼止まず、正三位左近衛中將を贈らると云ふ。

新田義貞大敗して賊軍京師に入る

正成、刀折れ矢盡きて、壯烈の死を遂ぐ。官軍、忽ち汎濫の堤を決する如く潰散し、義貞の窮窘、言ふべからざるものあり。今は生死を一戰に決せんと、賊軍、紺邊濱より襲ひ來るを、脇ノ濱に邀へ、生田森を後にし、右翼には、大館、江田の三千騎をして、仁木、細川に應戰せしめ、左翼には、中院、大江田、里見、鳥山の五千騎をして、高、上杉に當らしめ、中軍には脇屋、宇都宮、菊池、河野、土居、得能の一萬騎をして、直義、吉良、石堂に對せしめ、自ら二萬騎を以て、尊氏に向はんとす。左翼、勝敗を決せず、右翼、又戰酣なり。中軍善く戰ひ、天地震撼し、兩軍の死傷算なく、東西に引きて人馬を休むるや、義貞の軍、忽ち動き、龍鬪虎搏、腥風地を捲き、血雨杵を漂はす。官軍の一部、生田の東より遁走するものあり。賊軍、追擊頗る猛烈にして、義貞の軍亦動搖し、主力漸く衰ふるに至る。義助の別軍、亦窮地に陷り、危機益々逼る。義貞の馬、流矢蝟集して倒る。依て徒して求女塚に上る。敵環視し、競ひ來りて討たんとするも、其の凜然たる勇氣に僻易し、敢て近づく者なく、矢を放つこと蝗の飛ぶが如し。義貞、急を見て、八幡林の邊より來り、馬を義貞に奉じて遁れしめ、力戰奮鬪、之に死せり。高家は武藏の人、岡部忠澄の裔、曾て白旗攻城の際、其の部下福井莊に於て青麥を刈る、莊民義貞に訴ふ、爲に糧食を給して罪を咎めず。

高家恩に感じ、此に死すといふ。

義貞、丹波路に遁れて京師に入る。卽夜、天皇、再び山門に幸す。義貞、義助以下、新田氏の族黨、宇都宮公綱、千葉貞胤、菊池武重、土居通增、得能通綱、名和長年、仁科氏重、春日部時賢等扈從す。賊將仁木、今川等、追ふて京師に入り、官軍を竹田に破り、尋いで五月三十日、尊氏入洛して東寺に陣し、光嚴上皇を迎へ、奉戴して叡山を攻めんとす。

畿內、紀伊の兵、及び高雄、興福寺の僧徒、官軍に應ず。六月五日、賊軍西坂本に來襲し、八日に至るも勝敗決せず。同十九日、今在家、作道等に會戰す。賊軍糧道を斷たれ、大に苦しむ。二十日、義貞、公綱と共に、今路越に賊を破り、高高重以下數十人を斃す。二十三日、官軍勝に乘じて山を下り、尊氏を東寺に攻めて克たず、名和長年、戰死し、官軍大に衰ふ。長年船上山に　天皇を迎へてより、克く始終の節を全うし、遂に義に死す。惜しいかな。

七月五日、尊氏、小笠原貞宗をして、湖舟の通航を禁じ、糧道を斷たしむ。山上の官軍大に困しみ、逃走する者多し。賊軍、之を追捕すること急なり。八月二十七日に至るの間、兩軍の衝突彼此に絕えず。尊氏、和議を請ふ。止むことを得ず、之を容れ、十月十日、天皇還幸したまふ。義貞、九日を以て洞院實世と共に、皇太子恒良親王、及び中務卿尊良親王を奉じて越前に奔る。二條師基、四條隆資、亦　大塔宮の御子與良親王を奉じて河內、和泉に遁る。北畠親房、尊澄法親王を奉じ伊勢に赴き、他日の再擧を企圖せり。

天皇、還幸せらるゝや、尊氏、直義、迫りて　花山院に幽し、諸卿の官職を褫ひ、且つ强ひて神器を、光明天皇に讓らしめんとす。天皇、據りて僞器を授く。尊氏、因て　太上天皇の號を上り、尙皇子成良親王を　皇太子に立て、後嵯峨天皇の遺詔の、兩統迭立の事を奏す。始、尊氏、光嚴上皇を位に復せんとせしも、已に北條氏の立つる所にして、其の間兵亂絕えざりしが故、不祥の說起り、八月十五日、御弟豐仁親王を立て、之を光明天皇と爲す。

天皇、幽囚の苦を忍び、憤懣を制し、諸國勤王の消息を窺ひたまふに、近畿漸く振ふと聞き延元元年十二月二十一日、夜潛に神器を擁し、花山院を遁れ、吉野の奥に幸し、終に吉水院を行宮とす。尊氏、大に驚き、直に　皇太子成良親王を廢す。吉野の衆徒、竝に楠木氏の遺族、大和、紀伊の勤王の士、行在を守護す。之を南朝と稱し、京師を北朝と稱す。

始、天皇、花山院を脫し、南都に幸す。勤王の士、來る者なし。因りて多武峯を越え、吉野川に出で、吉野の衆徒を召す。逡巡して至らず。賀名生の奥へ幸す。和田の士堀孫太郎は忠直の武者なり。藁屋を修し、疊具を淸め、恐懼して奉侍す。

此の地、固と米麥なく、薯蕷を調理して供御に充つ。啼禽鳴獸の聲に腸を斷ち、松籟泉音に心を維きたまふこと幾旬日、侍すもの左大臣頼忠、內大臣定房、左大辨淸忠、刑部太輔景繁等のみ。孫太郎、家僕五人を河內へ遣はして、楠木氏の遺族へ　勅旨を傳ふ。此の時、尊隆法親王は、遠江に走り、懷良親王は、吉野に、藤原隆資は、紀伊に、藤原師基、同光繼、源定平等は、河內に、北畠親房以下、伊勢に遁れて謀る所ありき。

先に、正成湊川に戰死するや、三日の後、侍者竹童丸、馳せ歸りて委さに其の情況を語る。尋いで、尊氏、正成の首級を遺物と共に世瀨川に命じ、河內へ送り、安間七郎、生池兵衛等、更に觀心寺中院に致す。夫人滋子嫡子、正行、悲哭して之を拜す。諸子、咸悲傷す。正行の悲痛甚しきものあり、終に、起て佛殿に赴く。夫人、之を窺へば、禮盤に坐し、寶刀を執りて、將に自刃せんとす。驚きて刀を奪ひ、父の遺訓に照し、忠孝の大義を說き、諭すに國賊を殲盡

するの大任を以てす。正行、翻然として悟り、過を謝し、哀を轉じて憤となし、爾來、中院外四十六坊中に在るの兒童を集めて、軍陣の遊を爲し、諸弟と射を競ひ、又父の師たりし、瀧覺坊正諭に就て文學を習ひ、恩地其の他の故老に武技を學ぶ。正行、既に斯の如し、一族郎黨の子弟或は、大塚惟正、平石源次郎、八木彌太郎等、亦一心同體、偏に父兄の怨を報い、以て皇恩に答へんとするの念、現然一大勢力を助長せり。然れば、正行、未だ成童に達せずと雖、生存する一族恩顧の武士あり。直に、勅命に從ひ、兵を率ゐ、糧を運びて、守護の任に當らんと奉答す。天皇宸襟を安んじ、日夕正行の至るを待つ。孫太郎、亦家人を遣りて、吉野の衆徒を說かしむ。大衆二派に分れ、一山の安危を論じ、容易に決せず。正行、勅を奉ずと聞き、終に吉水院主宗信等金峯寺一山を擧げて應ずるに到る。牧定觀、堀信增、伊藤祐忠、加藤道吉等吉野十八鄕の兵、頓に集り來れり。

南朝と楠木正行

楠木正行、觀心寺を發して賀名生に向ふ。金地錦の直垂に、金小核の鎧を着、連錢葦毛の駒に跨り、和田、恩地、牲川、以下八百餘騎を從へ、門前に馬を棄て、入りて椽下に拜跪す。天皇龍顏麗しく椽端に坐し、優渥の詔を賜ひ、倩々正行を視はすに、年尙弱く、軀少なりと雖、精悍の氣、眉宇に顯はれ、面貌恰も正成に彷彿たるものあり、潛々として、玉淚を灑がせたまふ。正行、亦淚を押さへ、一領の古鎧と、一片の遺書とを捧げ奏すらく、此の鎧は父の臣に遺す所にして、此の書は、父が臣を激勵せしむる所なり。臣、父の遺訓に因り、陛下の稜威に憑り以て國賊を亡ぼし、上　震襟を安んじ、下父を地下に瞑せしめば、願望全く足ると、言訖りて泣く。天皇、鎧を撫し、書を視はして、父子の忠誠を感喜せられ、朕、賊の爲、身を容るゝの地なし、唯賴む者は汝のみと。正行、拜辭して、叡旨を士卒に諭ぐ。衆咸な感奮して死せんことを喜ぶ。正行、和田源秀を吉野に遣りて、衆徒を諭す。執行吉水法印先づ至り、山內亦正行來ると聞き、集まるもの二千五百餘人、車駕を賀名生に奉じ、迎へ還る。供奉の兵三千三百十餘人、威風凜然として見るべし。吉水院を以て皇居とす。兵、遂に五千を超ゆ。正行、金地錦の直垂着て、行在に伺候す。見る者、英姿少捷、以て可憐の大將かなと、讃め且つ笑へりといふ。栴檀の嫩、其の芳既に異り、三寸の蛇、既に呑大の氣あり。正行、吉野を守ると聞き、五畿七道、南朝に屬する者續出す。已にして、宇都公綱、吉野に來り、勅を奉じて關東に赴き十二月新田義興、及び新附の北條時行等と、源顯家に會し、足利義詮を鎌倉に破る。時行は高時の族にして、尊氏を討ちて、前非を贖はんことを請へるものなり。興良親王は、河內東條に在りて、畿內、紀伊の兵を以て、畠山、石堂と對抗し、尊澄法親王、亦伊勢山田に在りて、伊賀、伊勢、志摩の兵を集め、菊池武重、日吉加賀法眼等、各本國に在りて奮起せり。世は、延元二年となりて、南朝稍振ひ、神器なき北朝は、尙建武四年を稱し、尊氏、幕府を開きて、其の權を恣まゝにせり。

時に、義貞、越後に在り、弟義助、杣山城に在り。足利高經、金ケ崎を圍む、義助、義顯、奇兵を以て之を走らす。賊再び大軍を發し、水陸より來り攻む。城兵高きに乘じ、矢石を發し、日に千人を殺す。數月を踰えて陷らず。義助、杣山を出でゝ來り援はんとして途に敗る。以來、外援絕え、糧秣盡き、海產を采りて饑を忍び、後、遂に馬を屠りて食ふ。雪消え道通ずるに及び、敵益々加はり、其の支へ難きを知り、義貞、實世と共

に潜に城を脱して杣山に趨り、後圖を議す。兵集るもの、旬日にして屋に五百餘、鎧馬未だ充たず、遷延旬日を過ぐ。金ヶ崎城、終に陷り、皇太子儁に就き、尊良親王、義顯と共に自殺す親王、死に臨み、自刃の法を知らず、之を義顯に問ふ。義顯曰く、臣の行ふ所に倣へと、親王繼いで自刺す。慘なるかな。

義貞、杣山に在る半歲、漸く三千餘人を得、高經、復越前を襲ふ。加賀の人、敷地、山岸等義貞に應ず。延元三年春、義助出て營地を視る、敵掩至す。義助、火を擧げて報ず。義貞、三千餘騎を督して出づ。高經、亦之を拒ぎ、河を夾みて陣す。時に、雪消え水漲る。官軍流を亂して進む。偶々、三峯の僧徒、敵後に火を縱ちて府を燒く。賊、駭顧して退く。義貞追擊して府に入り、高經走りて足羽に至り、黒丸城に據る。餘黨風を望み、崩潰するもの三十餘砦、北陸の地、響の如く官軍に應ず。

夏、義貞、藤原行實をして高經を攻めしむ。軍利あらず。秋、黒丸城を攻めんとして、戰備を爲す。義貞の次子義興、源顯信と男山を保ち、敵の圍む所となる事聞す。天皇、手書を義貞に賜ひ、詔して之を援けしむ。義貞、感喜して曰く、古來源平の武臣、勳を皇室に著はすもの、未だ手詔を拜せず。今至榮を荷ふ、安んぞ報効せざるを得んと。廼ち遠く延曆寺に移牒し力を戮さんとす。其の將に發するに臨み、高經を慮り、自ら越前に留り、兵二萬を義助に與へて往かしむ。男山陷ると聞き、趣ち師を班す。義貞、進んで黒丸城を攻めんとし、河合に出づ高經、惶惑守備を修む。時に、平泉寺の僧徒叛す。一夜、義貞、夢に、高經と足羽河に戰ふこと數日、已化して長蛇と爲り、蛇然として臥す。高經、見て驚き遁ぐ。旦日、以て告ぐ、衆曰く、龍能く雲雨に駕して、威を天地に震ふ、高經喪心して逃ぐ、之大瑞ならずやと。齋藤道獻私に曰く、天下分爭すること、猶三國の如し。臥龍死して、蜀先づ亡ぶ。況んや、龍は陽物なり、陰に及びて蟄す、今正に秋にして、水側に見はる、是其の類を失ふ、吾未だ吉なるを知らずと。

閏七月二日、義貞日を刻し、兵を引て出づ。將に馬に上らんとす、馬騰りて、鞚夫を踶り、幾んど死す。足羽河に至る、旗手の馬、頓に踣れ、旗中流に仆る。衆以て兇徵とす。義貞、燈明寺の側に陣し、兵を分ち、七營を攻む。藤島の兵援動す。衆勢に乘じ、陴に攀ぢて上る。僧徒、力鬪して哺時を過ぐる頃、官軍幾んど郤く。義貞、怒りて、馬を易へ、甲を變じて、赴き助く。高經、步卒三百を出して藤島を救ふ。義貞、途に遇ふ、敵楯に隱れて、亂射雨の如し。我兵楯なく、屋に身を以て義貞を遮蔽す。從士中野宗昌曰く、千鈞の弩、鼷鼠の爲に放たずと義貞、衆を棄てゝ、獨免るゝは本意に非ずと、馬に策ちて進む。馬五矢を被り、淖中に顚る。義貞身を起さんとす、飛矢來りて顙に中る。追る可らざるを知り、自刎す。中野宗昌、結城親霽、金持重興等屠腹して之に殉す。而して、敵何人たるを知らず、懷裡 天書あるを見て義貞なるを知れり。義貞、北條氏を亡してより、建武の功臣として、其の門地の上に於て、尊氏と權を爭ひ、東西に戰ひ、南北に鬪ふ。屢々賊を破り、武運終に全からず、聖詔に答ふる能はずして、薨ず、痛惜に堪へず。義貞の北國に奔るや、事情頗る察すべきあり。山門の役、義貞死を決し、宗族四十三人と入て拜辭し、日を刻し四面より進擊し、賊を掃滅せんことを期す。天皇、溫顏勞奬す。義貞、大宮、猪熊、四條より放火し、東寺に迫る。賊掩至して圍むこと數重射矢額に中り、血面を蔽ふ。將士に令して、馬首を西せしめ、生還せざるを示し、以て死に赴く。天皇、賜ふ所の紅袴を寸斷し、笠號に綴る者、殊死奮戰、義貞を擁し、圍を脫するに至る。

天皇、尊氏の款を容るゝと聞き、之を信せず、其の子弟を率ゐて階下に班坐せし時、色慍りて容肅なり。天皇、權宜講解して、後圖を謀るの旨を以て、義貞を慰撫し、河島維頼、氣比氏治等の忠あり、經略以て、北國を徇へ、勢を張れ、朕京に入らば、卿賊名を受けん、依りて太子を卿に附託す、朕を見るが如くせよ、又以て卿の名清からんと。君臣咸な泣く。嗟々、何ぞ其の心事の悲むべきや。求馬塚の危難、木目嶺の寒傷、楠風沐雨、其の苦、其の艱、眞に諒すべきものあり。

天皇、又北畠顯家を召して、京師を恢復せしむ。顯家、卽ち 義良親王を奉じて西上し、斯波家長を鎌倉に斬り、長驅賊を破り、延元三年春、奈良に入る。弟顯信を、男山に據らしめ、所在の賊と戰ふて之を破る。北朝震駭し、尊氏、高師直をして顯家を禦がしむ。正行、畿内の人心を收攬し、吉野の行在を守護すること嚴なり。爲に、賊軍之を犯すことなく、南朝の 天子、叡慮安く、諸卿政務に倦まず、小康の天地、獨り紛亂の修羅場外に在り。御製に曰く、

花に寢てよしや吉野の吉水の
枕にかよふ谷水のおと

楠木正行兵を擧ぐ

延元三年四月、賊將高師直、尊氏の命により、京師を出發す。官軍、攝津に邀へ戰ふ。顯家安倍野に敗れ、和泉の石津に戰沒す。顯信の軍、亦敗れて京師恢復の効空し。官軍、勢を失ふ顯信、陸奥介となり、親房と義良親王を奉じ、俱に關東を經略せんとし、神宮、大港より大軍を發し、安房の海上、暴風に遇ひ、親王、顯信と共に伊勢に引還し、結城宗廣、病みて吹上に沒し、親房、獨常陸に至り、小田城に據る。花園宮は、土佐に赴き、南海の軍を督し、懷良親王、征西將軍と爲りて、鎭西を鎭し、尊澄法親王は、遠江に往きて、東海を撫し、舟軻走輿、四方に往復して、專心興復を圖る。既に、京師恢復の効至らざること三年にして、延元四度の年八月、天皇不豫なり。依りて、十五日 皇位を 義良親王に讓る、御年十二。之を 後村上天皇とす。抑も主上天資英毅、博く書史に涉り、又篤く佛法を信ず。花園天皇、常に博學を賞讀せらる。心を典故に用ひ、諸道を再興し、曾て朝廷の宿弊を矯正して宣く、今の例は、昔の新儀なり。朕の新儀は、後世の例たるべしと。八月十六日、崩ずるに臨み、後醍醐天皇と稱し諸親王に命じ、軍事を勵み、賢を任じ、能を用ひ、以て恢復を謀らしめ、朕、尊氏を誅することと能はざるを恨とす、と言訖りて、左手に法華經を把り、右手劍を按じて崩ず。寶算五十有二群臣、旨を奉じて、服御を改めず、北面して藏王堂の塔尾に葬る。河内守楠木正行、戒嚴し、南朝、爲に動搖することなし。

尊氏、光明天皇の綸旨に、敎書を添へ、使を正行に遣りて曰く、卿 天皇を幽し、以て北朝に從屬せば、大和、河内、紀伊、攝津、和泉、五州の守護國司に補任せらるべし。若し 勅命に應せずんば、直に追討すべしと。和田、恩地等、答へて曰く、綸旨再三敬閱し、敎書亦拜領せり。然るに、正行、未だ弱年にして、母儀、女性の身にして企書に難し、唯正成の遺命を背かざるを誓ふ。然も、將軍に恨む所なし、而して、主上此に在り、不忠の行爲あるべからず、若し武命に從はざるの故を以て、攻伐を受けんか、必死防戰して、正行と共に死せんのみと。尊氏、聞て、渠敵意なし、然も正成の夫人を憚るならん、終には降るべしと云ふ。直義、之を

遮りて、否々、和田、恩地の徒、婦幼に託し、禮を演べ、義を含みて報ずと雖、志必ず正成の仇を報ずるにあり。故に、今之を攻むるも容易に亡びざるべし。八幡をして、敵手に委せしめず、且つ、監視を怠らざるを要すと云へり。

天皇、和田、恩地等を召して、尊氏討伐の命を下したまふ。二人、未だ時機の到らざるを奏して拜辭す。既にして、正行長じ、家臣に謂て曰く、我常に賊と隣を接し、未だ曾て兵を擧げず、兒島高德、爲に輿みせず。我大志を起し、若し成らざるは天なり、豈に高德に恥ぢざらんや、衆以て如何とすと。和田賢秀曰く、君それ一鞭を揚ぐれば、畿内の兵誰か從はざらんと、安間了願曰く、先君遺訓して、二十年の後を期す、今尊氏、統御を得、然れど諍臣多く、終に亂離を生せん、希くは數年を待てと。正行曰く、卿の言是なり、然るに、我多病、若し早世せば、父訓を空しくせんことを虞ると。了願曰く、壽夭は天なり、群弟の在るあり、時を測らずして亡びんよりは、寧ろ時を得て事を成し、家を興さば忠孝兩全なるべしと。正行乃ち止む。

一日、吉野に朝せんとし、石川に至る。時正に陽春、櫻花爛熳として、禽蝶空に舞ふ。偶々數人の武士、輿を擁して走るに遇ふ。輿中泣聲を聞く。正行、從者と共に、悉く其の武士を斬り、送還して以聞す。之れ、尊氏の臣高師直、宮女辨内侍の國色を愛し、俘りて、卒をして誘出せしむるものなりき。天皇、詔して内侍を正行に賜ふ、正行、辭するに和歌を以てす。

とても世にながらふべくもあらぬ身の
假のちぎりをいかで結ばん

正平二年八月、正行家臣を會して曰く、我數年の間、時勢を察するに、足利の諸賊、上下和せず、直義、男子を擧ぐ、族爭是より生せん、父訓掌を指すが如し、南朝の公卿、亦善からず偶々我に依て、降を乞ふ者あるも、朝臣、地を惜しみて輿へず、縱ひ功を成すも、天下の一半公卿の有と爲り、其の一半は、新田氏の族、又は舊勞者の領に歸し、新參功勳の者を賞するの餘地なし、果して然らば、天下又反覆して、一統の期莫からん、我追年多病、以て期を待つ可らず、我今年二十三歳、先考の十三忌を修し、以て義兵を擧げ、忠孝を顯はすの時と爲さんと。弟正時、進んで曰く、家兄の言盡せり、誰か擬議せんや、吾曹、死すべきの時至れりと。源秀曰く、唯速に兵を發すべし、南朝の公卿、議するに足らず、事を起すに至らば、則ち便宜に賞罰すべしと、正行、答へて然り、我も亦一尊氏なり、尊王の道缺くるなくんば、奚ぞ群卿を恐れんやと云ふ。了願進んで曰く、先試に兵を攝津に出し、京軍を待ちて一戰し、其の機を見て奏聞せば、則ち公卿等沮む所なからんと。正行、曰く善しと、家臣と共に誓書を作る。其の大意に曰く、凡そ身を捨て恩に報ゆるは、人倫の法なり。危を見て命を致すは、忠臣の節なり故に、先君正成、死を戰場に輕んじ、言を子孫に遺し、亡朝を扶け、嗣王を護る。方今孝子正行臣たるの道を守り、勇武の旗を揚げ、身は鴻毛より輕く、義は金石より重しとす。況んや家僕たる者、何ぞ志を感じ、功を勵まざらむや、榮枯存亡、宜しく正行と相共にすべし。若し夫れ此の誓違はゞ、神明之を罰せんと。連署する者百四十三人、陪臣下々の者八百九十二人、正行即ち兵を攝津に出し、尋いで住吉に出で、屢々敵軍を挑む。

輿國元年、大館氏明、伊豫に在りて兵を起し、土居、得能氏等と共に、使を行在に送り、將帥を請ふ。勅して、脇屋義助を遣はす。翌二年、義助病で卒す。源親房、常陸に在り關城を保つ能はず、顯信、大寶城を保ちしも、四年、終に城陷り、親房等吉野に還る。翌五年、親房の族顯國、大寶城に據りて戰死す。義治、瓜生保等兄弟に擁せられて、北陸の一隅に在り、彈丸

黒子の地を爭ふに過ぎず。義興、義宗、屢々賊を武藏に破り、終に陣歿し、兒島高德、播磨に敗れ、父範長、阿彌陀に戰死し後屢〻、京師を圖らんとし、終に、其の所在を失ふ。正行、頗る高德の忠志に感じ、興起せんとす。四國、九州の官軍、復た振ふものなく、南朝、獨楠木氏に依りて、存在するの觀あり。然も、尙淸忠の輩、廷に在り、聖明を蔽ふて、武臣を怡ばしめず。正行の奮起、豈に偶然なるべけんや。

四條畷の戰

尊氏、諸將を配置す。正行、其の監視を受くること久し。於之、蹶起兵を攝津に出し、赤松範資を破り、九月、進んで紀伊の隅田城を圍み、尋いで、河內矢尾城を攻め、池尻の賊を討ちて之を破る。曉名、頓に表はる。尊氏大に驚き。正平三年十一月、細川顯氏を兵三千に將として來り攻めしめ、金剛山を距る七里の地に舍營す。正行の矢尾城を攻むると聞き、其の遠きに出づるを候ひ、徑に金剛山下に至り、後を斷ちて、間牒を放ちて之を探知し、兵七百を率ゐ、伴りて矢尾に向ひ、火を所在に縱ちて、潛に還り譽田林を蔽ひて陣す。顯氏、煙を望見し、以爲く、敵果して矢尾を攻むと、電馳して譽田河原に至り軍を駐めて西に向ふ。正行の兵、俄然後方に起り、叫呼して突出す。顯氏の兵大に敗れ、死屍兵仗、地に遺して遁る。天王寺に至り、敗軍を收め、據りて守る。山名時氏、兵六千を以て來り、顯氏を援けて住吉に屯す。正行、料るに先づ、住吉を破らば、則ち天王寺の兵攻めざるに潰走すべしと、乃ち、兵二千餘を分ちて五隊となし、火を民舍に放ちて進軍す。敵軍、塵の揚るを見て、謂らく、彼四所に陣し、我兵に倍すること大ならん、宜しく隊伍を分ち、兵力を散

小せしむる勿れと。正行、更に五隊を併せて一となし、時氏と瓜生野に會し、奮鬪力戰、大に賊を破る。敵四散す。餘衆隨つて潰え、渡邊橋に至りて溺るゝもの算なし。時氏、創を被りて走る。正行、溺卒五百餘人を助け、衣藥を給し視養すること數日、鎧馬を授け、禮して之を放還す。敵其の恩に感じ、投降して後忠死する者多し。

尊氏大に憂懼し、高師直、及び師泰に命じ、兵六萬を發し、一時に殲滅せんとす。正行、正時、和田賢秀等、一族郎黨百四十餘人、神水を酌り、終に宸憂を安んず。幾くもなくして、天下再び亂れ、命を湊川に致せり。時に臣、年十二、遺言して河內に歸らしめ、宗黨を糾合し、朝敵を除滅し、以て天下を再び皇代に復せしめんとせり。臣既に壯にして多病なり、常に待つあるの身を以て、一朝不測の疾に嬰り、上は不忠の臣となり、下は不孝の子と爲らんことを恐れ、去歲兵を擧げ、未だ寸分の功を成さず、然るに、賊軍大兵を發し、將に來り犯さんとす、實に臣が報効の秋なり、若し敵兄弟の首を獲るに非んば、則ち臣兄弟の首を與へん、雌雄の決、此の一戰に在り、願くは、一度天顏を拜するを得て、去らんと奏し畢りて泣く。天皇、之を慰めて宣はく、朕世々の忠を嘉みし、汝を以て股肱とす、勝敗は兵の常なり、汝夫れ自愛せよと。正行、感泣頓首して退出し、衆と共に、先帝の廟を拜し、告して曰く、戰若し利あらずんば、敢て生還せずと、鐔を叩いて起ち、同盟の氏名を如意輪堂の壁に題し、和歌を書して曰く、

かへらじとかねて思へば梓弓
なき數にいる名をぞとゞむる

各々髮を截りて、佛殿に納めて去る。天皇、四條隆資をして、之を援けしむ。正平三年正月

五日、高師直河内に入り、兵六萬を分ち、膽駒山の南、及び飯盛山、外山、四條畷の四所に陣す。旌旗半空に翻り、人馬山野に充つ。正行の兵三千、四條畷より進む。飯盛山の敵、之を望み、直に兵を分ちて遮り擊つ。正行、自ら先鋒たり、忽ち之を擊破す。後陣の兵、賊の四條畷軍と戰ひ、殺傷相半す。正行、寡を以て衆に當る、固より用兵武略、考ふる所深し。敵を誘ふて、後軍を退かしむ。飯盛、膽駒兩山の兵、前後より奄至す。我軍善く戰ひ、敵披靡す。更に兵を加ふるに至り、後軍敗走す。正行顧みず、手兵三百を以て、直に奮擊し、大に師直の軍を敗る。時に戰酣にして、叫喚の聲天地を撼し、塵煙濛々として天日暗し。正行、復た馳せて敵を衝く、勇奮縱横、賊を破りて、兵を聚むるに百餘人を亡ふ。馬皆數矢を被むる。衆乃ち馬を下り、坐して糧を食ひ畢りて步進し、接戰搏鬪、終に師直の陣に迫る。正行、挺身師直を獲んとす、敵の士上山高元、僞りて師直と稱し、陣を冐して戰死す。其の甲、連環を鏤す、卽ち師直の家紋なり。正行、大に喜び、首を空中に擲ち、手づから承ること一再、既にして其の僞なるを知るや、之を地に投じ、蹴り、且つ罵りて曰く、汝は上山高元か、汝亦無雙の朝敵なり、其の勇賞すべしと、乃ち衣袖を斷ち、首を裹み、之を壟上に置く。

此の日、巳より申に至り、戰ふこと凡そ三十餘合、殺傷數千人、我兵戰亡し略々盡く。乃ち殘兵五十餘と、盾を負ひ佯り走りて師直を誘ふ。賊軍之を覺り、支兵三百を以て之を追ふ。正行、返戰五十餘級を斬り、奮然前みて、復た師直の軍に迫る。呼んで曰く、師直何ぞ怯なる、出でて戰へ、と叫び、且つ戰ふ。賊兵近づくものなし。正行、正時、小阜に上り、身を撿すれば、數箭を受け、兵皆重創を負ひ、用ふ可らず、正行、乃ち大に呼びて曰く、事畢れり、徒に殺傷する勿れ、賊の爲に獲らるゝ勿れ、と言畢りて、正時と交刺して斃る。和田賢秀、同高家同正朝、同紀六、野田四郎、金岸兄弟、畠山與三、同六郎、河邊石楠丸、左近將監、關地良圓安間了願、堀田彌五郎、紀正泰等、義を泰山の重きに比し、死を鴻毛の輕しと爲すの徒、一步も去らず、激鬪して、あはれ四條畷の露と消果てたり。聞くもの、誰か嘆惜せざらんや。

正月十四日、吉野の皇居、亦賊の犯す所とならんとす。天皇、神器を奉じ、天河の奥、賀名生へ遷御す。楠木正儀、敵將師泰の軍を、石川に支へて相持す。師直、吉野に入り、行宮を燒きて、京に還る。正行、曾て、朝憲の衰微を慨き、男山に祈請し、和歌を獻詠して曰く、

岩清水きよき流のたえせずば
　むかしにかへせ君の御代をば

慨世憂國の情、想見すべし。

楠木正儀と南朝

正行、正時の二兄戰死するや、正儀、留りて河内に居り、弟正忠、和田正武と餘黨を統べ、漸次義徒を糾合す。弟正秀年十八、正平十六、朝成十四、皆軍に從ひ、赤坂、千早の諸城を修めて、賊に當る。高師泰、石川の壘を築き、之に據りて正儀を攻む。正儀屈せず。畠山義清の師泰に代るや、屢々正儀を襲ふも、終始固く守る。正平五年、足利兄弟、隙を生じ、直義畠山國清と共に南朝に降るに及び、正儀兵を出して、之が聲援を爲す。六年、足利義詮、款を送る天皇、親ら軍を御して、京師へ幸せんことを宣言す。實は、義詮を襲ふに在り。行きて住吉に次す。正儀、正忠、正武、兵五千を以て、夜、桂川を渡り、昧爽、細川顯氏を破る。細川賴春踵いで至る、正儀の兵、楯を以て梯と爲し、屋に登りて亂射す、敵兵、大に披靡す。正儀、騎

を縦ちて突撃し、終に頼春を斬る。義詮、脱れて近江に奔る。車駕、蹕を男山に駐む。義詮、大軍を以て來り迫る。正儀、正忠、正武と兵三千を督し、之を荒阪山に拒ぐ、小利を得しも、衆寡敵し難く、退いて男山を守る。敵兵合圍數重、勤王の兵、約に違ひて至らず。衆議、正儀正忠をして河内へ還り兵を募らしむ。正忠、家に歸り暴に病みて歿す。正儀懼ばず、逗遠して時を移し、赴き援けず。蓋し、募兵意の如く爲らざるを以てなり。皇軍、終に敗績す。既にして義詮、京師を復す。時人正儀の爲に之を惜めり。

既にして、正儀、兵を募り、吉良滿滿等と攝津に出で、墨の江、天王寺、渡邊に敵を破り、追ふて神崎川に至る。守護代箕浦光之、淨光寺城に在り、神崎橋板を撤して之を拒ぐ。正儀、兵を伏せ、正武をして、橋梁を渡り、敵を衝きて、伴り走らしむ。敵果して橋を渡り、之を追ふ。正儀、機を見て起り、夾撃す。道隘くして便ならず。殆んど之を擒にし、進んで光之を斫り、大捷を獲たり。東攝の地、正儀の有に歸す。

明年山名時氏、南朝に歸降す。正儀、藤原隆俊に從ひ、義詮を京師に攻む。敵神樂岡に陣し兵を出し林間に蔽はしむ。正儀、其の衆寡を知らんと欲し、兵五百を遣り、馬を下り徒歩して之を誘ひ、徐ろに敵陣に近づかしむ。佐々木信詮、出でて戰ふ。正儀、擊て之を郤け、全軍呼應して奮進す。義詮、戰はずして遁る。南朝大に振ひ、吉野の行在嚴然たり。

正平九年、足利直冬、降を南朝に請ひ、十年京師を襲ふ。翌年足利尊氏死し、北朝弛張定まらず。此年、尊圓法親王薨じ、新田義興戰死し、新田氏又東北に振はず。十三年、義詮、大軍を發し、吉野の行宮を犯す。正儀、正武と入りて、奏して曰く、是の役、臣等官軍の爲に必勝を保つ。夫れ、兵の貴ぶ所の者三つ有り、曰く、天の時、地の利、人の和、是なり。今賊軍、此の三者を失ふ、百萬の衆と雖、畏るゝに足らず、但し行宮の地勢不便にして、要害を缺く。請ふ、蹕を觀心寺に移されんことをと、天皇嘉納し、移りて觀心寺に御す。

正儀、砦を龍泉、龍門、平石、八尾等に築き、兵を分ちて之を守らしめ、自ら兵三百を以て赤阪城に據る。畠山國清、復叛きて足利氏に從ひ、等津山に陣し、諸砦を分ち攻め、之を下して赤阪に向ふ。正儀、退いて金剛山を保ち、之を誘ふ。正武等、觀心寺を守る。義詮、徒に兵を引て歸る。幾ばくもなく國清、仁木義長と權を爭ひ、相傾け將に兵を交へんとし、遂に義長義詮を幽し、南朝に降り、變蕭墻の裡に生ず。所在の官軍幷び起る。正儀、機に乘じ、兵を渡邊に出す。諸城風を望みて潰散す。正儀攻めて水速城を屠り、勢に乘じて京師に入り、細川清氏降を請ふに至る。十六年十月、正儀、正武と、佐々木秀詮、及び弟氏詮を攝津に攻む。敵、神崎橋を毀ち、杭瀨の深を憑み、防備最も嚴なり。正武、慓悍驍勇にして、善く兵を用ふ。軍を呵して、深水を渡り、矢石を冒して驀進し、更に一軍を、歌島より進め、淨光寺城を抜きて尼崎に向はしむ。敵兵殊死して禦ぐ。正儀、正武、掩擊して遂に之を破り、殺獲二百七十餘騎水に溺るゝもの千餘人、夾擊して、秀詮、氏詮を斬る。俘虜を錄し、悉く衣藥を給して放還す時人、以て父兄に恥ぢざると爲し、痛く嘆賞すといふ。細川清氏、已に歸順し、諸軍を發し京師を復せんことを請ふ。天皇、正儀を召して議せしむ。對へて奏すらく、元弘以還王師京を復する五度、多くは師徒を假らず、苦しむ所威力の繼かざるなり。故に、屢々得て屢失ふ、今之を取らんと欲せば、淸氏の力を須ゐざるも、臣一人にして之を辨ずるに足らん。然れども、之を得るの後、復能く之を守る能はざることを、若し、之を棄つるを恥ぢて戰を致さば、則ち今の版圖を擧げ、併せて之を失はん。臣の愚、未だ其の可なるを視ずと。然るに天皇、諸卿故都

に還らん情切なり、依て、之に從はず、正儀をして、清氏と共に、進みて京師を攻めしめ十二月官軍京師を復す。幾ばくもなく、義詮、水陸の軍を督し來り迫る。明年正月、官軍京を棄て、南に走る。果して、正儀の言の如し。清氏阿波に奔り、正儀と東西相應じて、事を擧げんとするの間、清氏戰死し、官軍殆んど燼し、菊池武光、足利氏經を九州に破るに過ぎず。正儀、敵の勢に乘じ、攻略相繼ぎ、官軍の士氣沮喪せんことを懼れ、一戰して、之を皷舞せんと欲し民兵を集めて六千餘人を得、進んで西攝を攻め淨光寺城を拔き、石堂義房を降し、力を合せて赤松光範を攻め、尼崎に次す。義詮、一擧正儀を亡さんとし、大兵を引きて、攝津に向ふ。正儀、渡邊に退く、敵軍次いで到り、尼崎、西宮、昆陽、伊丹、池田に陣す。然も正儀に迫らず正儀、悠々兵を引いて河内へ去る。

正儀、義故を集め、力を養ひ、居ること久しうして左兵衛督に任ぜらる。正平二十三年、後村上天皇崩じ、北朝には、義滿將軍と爲り、然も形勢、昔日に似ざるものあり。正儀、倩々宇内の推移を察するに、南北兩朝、攻伐守戰、更に寧日なく、北朝の諸臣亦反覆常なく、爭亂熄ます。民其の業に安んぜず、何の日か泰平を見ん。如かず、我義を棄て、國安を圖らんにはと窃に機を窺ふ。細川賴之は、忠良にして大義を知るの士なり。遂に正儀を誘ふ。竟に意を決し明春款を義滿に通ず。義滿大に悅び、檄を和泉、河内に馳せ、國人に宣して曰く、楠木正儀、己に我に降ると。蓋し、正儀の眞意を解せざるものなり。楠木氏の宗族、之を聞いて大に驚き且つ怒り、相合從して正儀を攻む。義滿、兵を出して正儀を援けしめ、未だ至らざるに先ち、正儀、城を出て四天王寺に遁れ、遂に京に入りて、細川賴之に見え、明日義滿に謁し、尋いで河内に還る。

正平二十四年十月、義滿、法勝寺の僧延豪を吉野に遣はし、和議を求む。十一日、諸卿大に會議す。降將桃井、石堂等、拒碍して忻かず、遂に、延豪を追ひ歸す。義滿、大に怒る。

楠木氏の遺族と北朝

後村上天皇崩じ、長慶天皇立つ。南風競はず。建德元年、和田正武、其の宗族と共に正儀を攻む。正儀、利あらずして、復逃れて義滿に歸す。二年夏、義滿、正儀をして河内に還らしめ兵を發して聲援す。是の役、諸將皆謂らく、正儀克く河南を保つことを得ずと、遂に逡巡して進まず。細川賴之、義滿を勸めて、諸將を要し、強て河を渡らしむ。賴之、大擧して來り攻むること數歲にして中務大輔となり、弘和の初、又南朝に歸順す。其の左兵衛督たる正武、楠氏の族と共に、諸城に據りて拒ぐ。秋に至り、正儀、河内に還ることを得たり。正儀已に義滿に歸す、數歲にして中務大輔となり、弘和の初、又南朝に歸順す。其の左兵衛督たることと舊の如し。義滿、山名氏清を遣りて、正儀を攻めしむ。正儀、氏清と平尾に戰ひて敗績す宗族六人、家人百四十人、之に死す。正儀、退いて其の舊邑を保ち、時を俟てり。始、細川賴之、正儀に降を勸め、與ふるに、五州の守護を以てせんとす、正儀曰く、父兄皆な王事に死す、皇運未だ復せず、時の至らざるを奈何せん、賢明君の如きにして、我に五州の地を以て汚名を得せしむるやと。賴之、更に和議を講ずるもの再三、之を聽かず。賴之、能く正潤の分を明かにし、南朝徽と雖、神器の在る所、正統の天子たるに屈し、款を送れるなり。天皇、崩ずるに及び、又和議を提す。一に曰く、神器を北朝に讓り、南北混一、兩統更立すべし。二に曰く、南朝の公卿、官職舊の如し、三に曰く、武弁領する所の國邑、消滅せず。冀くは、干戈を止めて、太平を致さんと。正儀の意、蓋し誠實にして、南國日に盛るを視て、間に處り、贊

成せんと欲し、頼之と窃に、東寺に會して議す。南朝の公卿猜疑し、目するに反逆を以てし、北朝、又正儀來降すと宣し、端なくも宗族の怒を買ひ、姑く禍害を避けて、北朝に身を寄す。頼之、亦正儀に黨するを以て、讒せられて職を去る。正儀、反然意の成らざるを知り、歸順し寃責氷解し、參議に賞陞せられたり。其の跡、君臣默契、僞て降り、以て志を濟さんとするに有りき。時に、南朝衰ふと雖、官軍の割據する、四國九州、北陸、東奥、二十餘州に亘り、威力尚張るに足れり。然るに、元中九年、南北兩朝、和議の成立するに際し、官軍の諸城守を失ひ、吉野、十津川あるのみ。北朝の君臣、之を侮慢し、降禮を以て受けんと欲す。六角滿高正義を持し、頼之、正儀の和約に比準し、之を訂盟するに至れり。

文中三年、天皇位を、後龜山天皇に讓る。天授二年、直冬南朝に畔く。四年正儀の子正勝、兵を擧げて賊と戰ひ、翌年紀伊の諸城、賊軍の破る所となりて陷ゐる。義滿、一舉して、楠氏を掃蕩せんとし、山名氏清をし、入寇せしむ。橋本正時、神宮寺正種等、力戰して克たず。五年、赤坂城陷ゐり、正儀病んで卒す。正儀、人と爲り遲重、謀を好み、誠信物に接す。其の兵を行り、敵に莅むや、先づ謀りて、後に戰ふ。故に多く敗れず。然れども、機を決し、變に應ずるは、其の短所とす。曾て、赤松光範と、境を連ね相攻む。住吉の戰、光範敗れ、其の部將宇野光氏死す。光氏の子隈王丸、光範に白して曰く、正儀は君父の仇なり、願くは質を委して徐ろに之を圖らんと。光範、之を壯とし、名刀を與へて遣る。隈王、赤坂に至り、人に依て仕ふ。正儀、撫慈を加へ、頗る恩眷に感じ、久しく仇を忘る。年十五に及び、正儀加冠し、己の偏諱を與へ、正寛と稱せしめ、食邑を與ふ。辭して受けず、亡父の七回忌日に當り、初志を果さんと欲し、促膝劍を案じ、正儀を窺ふ。正儀、溫然默坐、知らざる者の如し、遂に刺す能はず。外に出て慟哭す。正儀故を問ふ、實を告げ、將に自刃せんとす。左右之を止む。正儀曰く、余の身、南朝の休戚に係る、國家靜謐の日、首を汝に與へんと。於之、正寛、僧と爲り光範に書を致し、併せて刀を返す。其の士心を得る此の如し。卒するに臨み、其の子正勝、正元を諭し、報効の節を遺託すと云ふ。正儀、終に南北合一の、成るを見ずして逝くと雖、終に兩統の混一を見、その約、後に渝るの悲運を生せしかど、其の死後十三年にして、和議の成るに至るもの、一に正儀の爲す所と謂ふべし。嗚呼、南朝五十七年の間、能く始終して節に盡せるもの、夫れ楠木氏か。

弘和二年、和田正武卒す。正武、夙に正儀を助けて戰功多く、其の精强にして、用兵の術に長ずること、正儀に優る。宗族推して、以て畏敬し、南朝爲に重きものあり。

元中五年、正勝、弟正元、正秀と兵を發して、畠山基國、山名氏清等と、河内に戰ふて、之を走らす。七年二月、又戰ふて利なし。九年春、正勝、渡邊競を率ゐ、畠山基國、及び義深と千早城に戰ひ、利あらずして退く。義滿使を遣し、降を說かしむ。正勝、謝して曰く、吾家三世、忠を皇室に盡す、子弟昆族、曾て異あらず、今生を貪り、利に奔り、以て君父に背く罪之より大なるはなし、請ふ再び來るなかれと。義滿、兵を發し千早城を圍み、其の糧道を絶ち、之を窘むること急なり。正勝、正元等、力盡きて吉野に奔る。十月義滿、大內義弘をして兩朝の和議を講ぜしむ。天皇之を許し、京師に還幸す。正勝、無聊抑鬱、十津川に潛居すること數年、大內義弘、異圖を懷き、應永六年、泉州堺浦に於て義滿に叛き、遠近大に振ふ。正勝正秀と共に、兵三百に將とし、菊池武政と、義弘を援けて義滿と戰ふ。武政は、文中三年九月北朝に投降せるものなり。冬十二月、城陷り、義弘敗死し、子持弘、出て降る。正勝、衆に謂

南朝將士傳

て曰く、徒死益なし、降を乞ふは、死に勝るの恥なりと、兵を引て大和に歸る。

先之、千早城陷るや、正元、兄弟と共に、十津川に遁れ、憤慨禁ずる能ばず、間行して京師に入り、義滿を狙撃せんとす。不幸、邏卒の覺る所となり、兵數百を以て圍まる。正元、奮戰數人を斬り、終に捕へらる。義滿、之を壯とし、謂て曰く、若し能く、志を改め、吾に事へば則ち河內を與へ、子孫永く富貴を保たしめんと。正元、泫然涕を流して曰く、王室頹廢、之を扶くる能はず、吾曹死して尙餘罪ありと、口を極めて國賊を罵り、屈せずして遂に斫らる。

爾後、子孫表はるゝものなし。唯、正勝の遺子光正、講和の後足利氏に報いんとし、僧と爲り、永享元年、足利義敎、南都に詣る時、之を覘ひて刺さんとし、事覺れ、筒井氏の兵に捕へらる。京職浦上行景、甲士數百を以て警衛し、之を六條河原に斬る。光正、刑に臨み、神色自若として、平生の如く、筆を援いて詩歌を書し、訖て刑せらる。觀者嘆賞すと云ふ。

楠木氏、父祖三世、王家の干城たり。子孫、義烈尙此の如し。所謂一日存すれば、則ち一日臣子の責を盡すものなり。楠木氏衰へて、南朝微なり。南北合一して、南朝の忠臣、其の子孫能く楠木氏の如きものなし。

嗟呼、南北兩朝の合一、其の有利の時に成らずして、遂に、不利の時に至りて就る。此の時に當り、南風殊に競はず、兩朝交立の約、いつしか行はれず、世は持明院統と成りぬ。

楠木氏略系

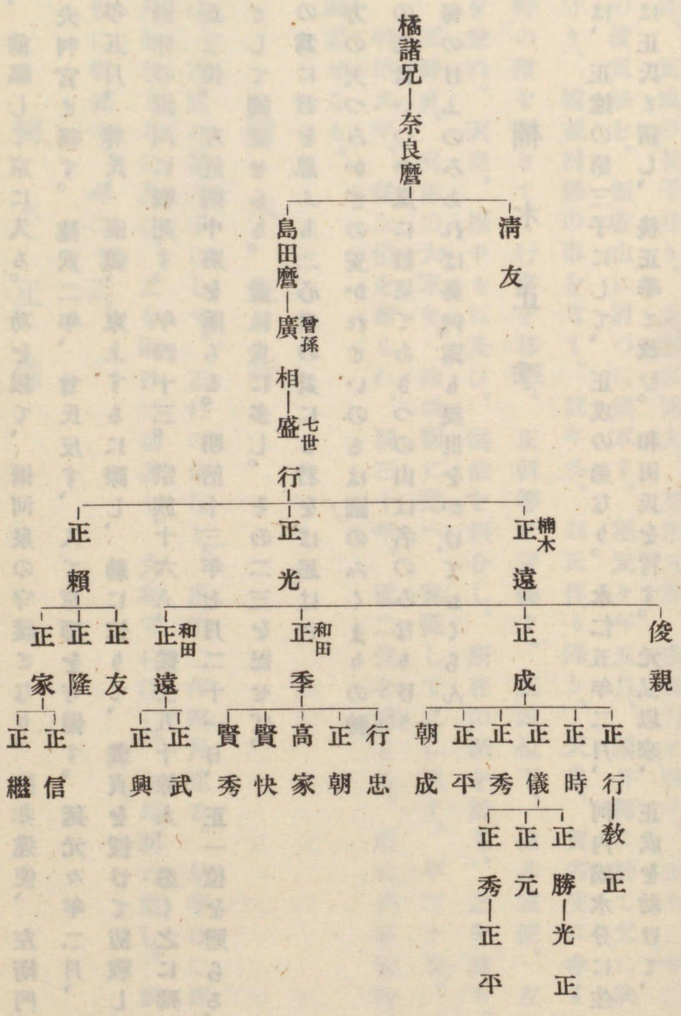

楠木正成

正成は、左大臣橘諸兄の裔楠木正遠の第二子なり。小字を多聞と云ふ。永仁二年八月、河内

國水分の第に生る。世々河内の豪族たり。幼にして、文を觀心寺の僧正瑜に學び、武を大江時親に習ふ。元弘元年八月、後醍醐天皇、京師を蒙塵し、笠置に幸するや、召に應じて謁し、勅を奉じ、率先して兵を擧げ、赤阪、千早に城づき、屢々賊を破る。北條氏亡ぶや、龍駕を兵庫に迎へ、前驅して京に入る。功を以て、攝河泉の守護となり、檢非違使、左衛門尉を授けられ河内太夫判官と稱す。建武二年、尊氏反す、入て京師を守備す。延元々年二月、直義の軍を破り、同年五月、尊氏、直義、東上するに際し、勅に依りて、義貞を援けて防戰し、五月二十五日遂に攝津の湊川に戰死す。年四十三。宗族十六人、從士五十餘人、悉く之に殉す。天皇追悼して、正三位、左近衛中將を贈らる。明治十三年七月二十一日、正一位を贈らる。現に、別格官幣社として國祀せらる。遺詠世に多し。その二三を記せば、

身の爲に君を思ふも二心君の爲にと君をば思はじ
久方の天つみかどの安かれといのるは國のみならまし
松の葉はいつか嵐に散果てあきつの山は名のみくまりの神
年毎のけふのみあれば葵艸露も幾世をかけておくらん

楠木正季

正季は、正遠の第三子にして、正成の弟なり。永仁五年二月、河内國水分に生る。幼名は七郎、諱は正氏と稱し、後正季と改む。和田氏を冒す。元弘以來、正成を助けて、勤王の功多く延元々年五月二十五日、湊川に死す。年四十。子行忠、新兵衛と稱す、同高家と四條畷に死す同賢快、新發意たり、同賢秀、又新發意たり、高家と共に、正行を扶佐し、四條畷に死す。

楠木正行

正行は、正成の長子なり。童名多聞丸、又庄五郎、後帶刀と稱す。正中二年三月生る。年十歳、父の僧憲法を、飯盛山に討つに從軍す。延元々年五月、櫻井驛に於て父に訣れ、家に歸り遺訓を守り、嬉戲討賊の事をなす。同年冬、尊氏伴り降り、天皇、賀名生に幸するや、召に應じ、吉野の僧を說きて、行宮を移し、正朝等と守備す。正四位下、檢非違使、左衛門尉に任じ河内守を兼ぬ。天皇、崩ずるに及び、義故を糾合し、所在の賊を討ち、之を破る。正平三年正月五日、高師直、兄弟の大軍を、四條畷に邀へ、奮鬪して之に死す。年二十五。弟正時以下、皆死す。明治九年、從三位を贈られ、同三十年、從二位を贈らる。現に別格官幣社として、其の地に國祀せらる。

楠木正時

正時は、正成の第二子にして、正行の弟なり。嘉曆二年四月生る。幼字は二郎。正平二年、正行の兵を擧ぐるに及び、之を助けて功多し。大和守に任じ、左馬助に進む。同三年正月、四條畷の役に戰死す。年二十三。

楠木正儀

正儀は、正成の第三子にして、正行、正時の弟なり。元德元年十月生る。次郎左衛門と稱す四條畷の役、軍に從はんことを請ふ、正行、制して留らしむ。二兄死し、師泰石川河原に進む正儀、守りて之を拒ぐ。遂に兵を擧げて、屢々賊を破り、攝津を攻めて、陣を湊川に進め、多